

研究活動の不正行為及び研究費の 不正な使用について

ガイドライン関連資料集

国立研究開発法人科学技術振興機構
法務・コンプライアンス部 研究公正課



令和6年3月

研究活動の不正行為及び研究費の不正な使用について
ガイドライン関連資料

目 次

1. 声明「科学者の行動規範－改訂版－」 (平成25年1月25日 日本学術会議)	1
2. 研究不正行為への実効性ある対応に向けて (平成26年9月19日 総合科学技術・イノベーション会議)	15
3. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	
3-1. 概要	25
3-2. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成26年8月26日 文部科学大臣決定)	27
3-3. 回答「科学研究における健全性の向上について」 (平成27年3月6日 日本学術会議)	55
3-4. 科学研究の健全性向上のための共同声明 (平成26年12月11日 一般社団法人国立大学協会会長、 一般社団法人公立大学協会会長、日本私立大学団体連合会 会長、日本学術会議会長)	90
3-5. 研究活動における不正行為の防止の徹底について（通知） (令和3年8月20日 文部科学省)	92
3-6. 研究活動における不正行為等の防止の徹底について（通知） (令和4年5月9日 文部科学省)	105
3-7. 研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について（通知） (令和5年3月24日 文部科学省)	117
3-8. 査読における不適切な行為の防止について（通知） (令和5年11月14日 文部科学省)	120
4. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン	
4-1. 概要	159
4-2. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定)	161

5. 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

5-1. 競争的研究費の適正な執行に関する指針

(令和3年12月17日改正) 209

5-2. 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について

(令和2年1月14日) 220

1. 声明「科学者の行動規範－改訂版－」

声 明

科学者の行動規範
—改訂版—



平成25年（2013年）1月25日

日 本 学 術 会 議

この声明は、日本学術会議改革検証委員会学術と社会及び政府との関係改革検証分科会で審議を行い、日本学術会議改革検証委員会が取りまとめ、幹事会で決定したものである。

日本学術会議改革検証委員会

委員長	大西 隆	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
副委員長	小林 良彰	(第一部会員)	慶應義塾大学法学部客員教授
幹事	春日 文子	(第二部会員)	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
幹事	武市 正人	(第三部会員)	独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部長・教授
	大沢 真理	(第一部会員)	東京大学社会科学研究所教授
	後藤 弘子	(第一部会員)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	佐藤 学	(第一部会員)	学習院大学文学部教授
	丸井 浩	(第一部会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	生源寺 眞一	(第二部会員)	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
	須田 年生	(第二部会員)	慶應義塾大学医学部教授
	長野 哲雄	(第二部会員)	東京大学大学院薬学系研究科教授
	山本 正幸	(第二部会員)	公益財団法人かずさDNA研究所所長
	荒川 泰彦	(第三部会員)	東京大学生産技術研究所教授
	家 泰弘	(第三部会員)	東京大学物性研究所所長・教授
	巽 和行	(第三部会員)	名古屋大学物質科学国際研究センター長・教授
	土井美和子	(第三部会員)	株式会社東芝研究開発センター首席技監

日本学術会議改革検証委員会学術と社会及び政府との関係改革検証分科会

委員長	小林 良彰	(第一部会員)	慶應義塾大学法学部客員教授
副委員長	山本 正幸	(第二部会員)	公益財団法人かずさDNA研究所所長
幹事	笠木 伸英	(連携会員)	独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター上席フェロー、東京大学名誉教授
幹事	西川 伸一	(連携会員)	明治大学政治経済学部教授
	佐藤 学	(第一部会員)	学習院大学文学部教授
	上田 一郎	(第二部会員)	北海道大学理事・副学長
	家 泰弘	(第三部会員)	東京大学物性研究所所長・教授
	大西 隆	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授

本件及び参考資料の作成に当たっては、以下の方々に御協力をいただいた。

吉川 弘之	(栄誉会員)	独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センターセンター長
福嶋 義光	(連携会員)	信州大学副学長・医学部長
佐藤 靖		独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター フェロー

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	渡邊 清	企画課長
	植草 泰彦	企画課総括課長補佐
	山田 公義	企画課総括係長
	田原 知世	企画課専門職(総括係)

要 旨

1 作成の背景

日本学術会議においては、科学者が、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に科学研究を進め、科学の健全な発達を促すため、平成 18 年（2006 年）10 月 3 日に、すべての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範について」を決定、公表した。同声明については、大学等の研究機関に周知し、各機関はこれを受け、自律的に対応を行ってきたところである。

その後、データのねつ造や論文盗用といった研究活動における不正行為の事案が発生したことや、東日本大震災を契機として科学者の責任の問題がクローズアップされたこと、いわゆるデュアルユース問題について議論が行われたことから、今般、同声明の改訂を行うこととした。

2 改訂の内容

以下の点について改訂を行った。改訂の詳細については、参考資料『科学者の行動規範』新旧対照表」を参照されたい。

- (1) 上記の背景を踏まえ、前文及び本文中に、社会的期待に応える研究、科学研究の利用の両義性、公正な研究、社会の中の科学、法令の遵守に関する記述を加筆した。
- (2) その上で、構成を「Ⅰ．科学者の責務」、「Ⅱ．公正な研究」、「Ⅲ．社会の中の科学」、「Ⅳ．法令の遵守など」に整理し、記述の整理と文言の加筆修正を行った。

平成 18 年（2006 年）10 月 3 日制定

平成 25 年（2013 年）1 月 25 日改訂

科学者の行動規範

日本学術会議

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。また、政策や世論の形成過程で科学が果たすべき役割に対する社会的要請も存在する。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故は、科学者が真に社会からの信頼と負託に応えてきたかについて反省を迫ると共に、被災地域の復興と日本の再生に向けて科学者が総力をあげて取り組むべき課題を提示した。さらに、科学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、そして政策立案・決定者との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。

これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり示す。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという

責任を有する。

(科学者の姿勢)

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

- 7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 1 0 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

Ⅲ. 社会の中の科学

(社会との対話)

- 1 1 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 1 2 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

- 1 3 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

Ⅳ. 法令の遵守など

(法令の遵守)

- 1 4 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 1 5 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 1 6 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(以上)

<参考資料>

「科学者の行動規範」新旧対照表

改訂後(平成 25 年(2013 年)1 月 25 日)	改訂前(平成 18 年(2006 年)10 月3日)
平成 18 年 (2006 年) 10 月 3 日制定 平成 25 年 (2013 年) 1 月 25 日改訂 科学者の行動規範 日 本 学 術 会 議	平成 18 年 (2006 年) 10 月 3 日制定 科学者の行動規範 日 本 学 術 会 議
科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。 一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主體的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。 このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、<u>特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。また、政策や世論</u>	科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。 一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主體的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。 このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を成すことを求めている。したがって、科学がその健全な発達・発展によって、

<u>の形成過程で科学が果たすべき役割に対する社会的要請も存在する。</u> 平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故は、科学者が真に社会からの信頼と負託に応えてきたかについて反省を迫ると共に、被災地域の復興と日本の再生に向けて科学者が総力をあげて取り組みべき課題を提示した。さらに、<u>科学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、そして政策立案・決定者との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。</u>	より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。
これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり示す。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。 <u>I. 科学者の責務</u> (科学者の基本的責任) 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。 <u>(科学者の姿勢)</u> 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸	これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり策定した。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。 (科学者の責任) 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。 (科学者の行動)

<u>の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。</u> <u>(社会の中の科学者)</u> 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。 <u>(社会的期待に応える研究)</u> 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。 <u>(説明と公開)</u> 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。 <u>(科学研究の利用の両義性)</u> 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。 <u>Ⅱ. 公正な研究</u>	2 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。 <u>(自己の研鑽)</u> 3 科学者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。 <u>(説明と公開)</u> 4 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。
--	---

(研究活動) 7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。<u>科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。</u>研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。 (研究環境の整備及び教育啓発の徹底) 8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、<u>ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。</u>また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。	(研究活動) 5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。 (研究環境の整備) 6 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。
(研究対象などへの配慮) 9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。 (他者との関係) 10 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。<u>また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。</u> Ⅲ. 社会の中の科学	(法令の遵守) 7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。 (研究対象などへの配慮) 8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。 (他者との関係) 9 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの

<u>(社会との対話)</u> 1 1 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。 <u>(科学的助言)</u> 1 2 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。 <u>(政策立案・決定者に対する科学的助言)</u> 1 3 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。 <u>IV. 法令の遵守など</u> <u>(法令の遵守)</u> 1 4 科学者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。	業績を正に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
---	--------------------------------

(差別の排除) 1 5 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、<u>ジェンダー</u>、地位、<u>思想・信条</u>、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。 (利益相反) 1 6 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、<u>科学的助言</u>などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。 (以上)	(差別の排除) 1 0 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。 (利益相反) 1 1 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。 (以上)
---	---

2. 研究不正行為への実効性ある対応に向けて

研究不正行為への実効性ある対応に向けて

平成26年9月19日

総合科学技術・イノベーション会議

1. はじめに

- ・ 近年、我が国の科学技術の研究の現場で研究不正行為が少なからず発生している。中には我が国の研究成果について疑義を投げかけるような事案も発生しており、改めて、研究不正行為への対応が求められている。
- ・ そこで、総合科学技術・イノベーション会議では、大学や研究資金配分機関での対応、科学アカデミーでの国際的な検討等、関連する国内外での動向について有識者のヒアリングなどを行いつつ検討を重ね、研究不正行為の背景やこれに取り組むための基本的な考え方・視点を別紙のとおり取りまとめた。司令塔機能を担う総合科学技術・イノベーション会議としては、全体を俯瞰する立場から、研究者、学会等の研究者コミュニティ、大学等の研究機関（以下、「研究機関」という。）、研究資金配分機関、及び関係府省が、これらの視点に留意しつつ、それぞれの立場や状況、研究分野や研究機関の多様性に応じて、研究不正行為に係る更なる対応を行うよう求めるものである。また、各主体における取組は個別に実施されるにとどまらず、グローバルな動きも視野に入れ、全体として機能させることが重要である。

2. 科学技術の研究に関わる各主体に求める事項

①研究者及び研究者コミュニティ

- ・ 研究者は研究の公正性（Research integrity）を維持する責務を負っていることを改めて確認するとともに、研修や日々の研究活動を通じて研究倫理を継続的に学び、これに基づいて公正に研究を遂行すること
- ・ 習得した研究倫理を、日々の研究活動を通じて後進に伝えるなどにより、高い研究の公正性が自律的に維持される風土の醸成に努めること

②研究機関

（予防）

- ・ 研究分野、研究者の地位や役職・責任等の多様性に応じ、各機関が実効性ある研究倫理教育を継続的に実施し、その実効性の向上に努めること
- ・ 研究の公正性を維持する仕組みを構築し、運用の実効性を高めるよう、継続的に評価・改善していくこと

（事後）

- ・ 発生した研究不正行為の疑惑に対し迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から備えておくこと
- ・ 研究不正行為と認定されたときは、同様の事案が再発することのないよう、発生に至った要因・背景について徹底的に検証を行い、実効性ある対策につなげること

③研究資金配分機関

- ・ 研究資金の申請受理等に際して研究倫理教育の受講を確認するなど、研究の公正性を高める措置に努めること

④関係府省

- ・ 所管する各研究機関における研究の公正性を維持する取組の実効性を高めるために、取組内容の確認とその評価を不断に行うこと

⑤総合科学技術・イノベーション会議

- ・ 研究機関・関係府省等の取組を俯瞰した全体状況の把握を行い、必要な場合には適切な関与を行うこと
- ・ 各主体における取組が一体的に機能するよう、様々な研究分野に共通する研究倫理教育やグッドプラクティスを含む多様な情報の収集・共有に向けて、横断的な場を提供することにより整合を図ること

3. 科学技術イノベーション立国に向けて

- ・ 各主体においては、科学技術の研究を取り巻く環境の変化を積極的に捉えつつ、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。
- ・ これらの取組を進めるにあたっては、過度の措置が研究現場を委縮させることがないように、現場に与える影響に十分配慮する必要がある。同時に、研究不正行為に対しては、研究倫理の習得や教育等を通じてその発生の防止に努めるとともに、客観的な根拠に基づいて厳正に対処していくことが重要である。各主体には、研究不正行為に対する不断の対応が科学技術の研究への社会的な信頼や負託に応えることに繋がり、ひいては科学技術の研究の活力を向上させるものであることを十分に認識して対応することを求める。

1. 研究不正行為に関する基本的認識

- 科学技術の研究は、それに関わる多くの人間が生み出した成果の集大成であり、また過去からの研究成果の積み重ねを受け継ぎ、それを発展させて未来へ受け渡していくという一連の営みである。これらは個々の研究者の創造性や知的好奇心に基づいて行われるものであることから、研究者の自主性、自律性は尊重されるべきものである。しかしながら、研究不正行為は、虚偽の成果を発信することであり、このような研究成果の積み重ねという営みそのものを破壊しかねない。
- 一方、科学技術の研究は人類の未知への挑戦、共有されるべき知の蓄積・伝承、社会的な課題の解決、国民生活の質の向上などに貢献するものとして、社会・国民からの大きな信頼の上に成り立つべきものである。従って、研究者は、社会・国民からの有形・無形の負託に対して応える必要があり、その役割を果たす責任がある。研究不正行為はこうした国民との社会契約に背くものであり、科学技術の研究の根幹をなす社会的な信頼や負託を失うことにもつながりかねない。
- 以上から研究不正行為には厳正に対処する必要があるが、そのためには、対象たる研究不正行為の定義と、その責任の所在を明確にしておく必要がある。
- 論文、学会発表、成果報告書などの形で発表された研究成果、及び研究資金獲得のための研究計画書における意図的な「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」が研究不正行為である。その他にも、研究活動を弱体化させる不適切・無責任な行為としては、研究データの管理不足による逸失、危険な研究方法の採用、不適切なオーサリング、論文の分割など論文数を不適切に増す行為、論文・研究提案書の査読における不適切行為（意図的な遅延、研究上の観点から逸脱した過大な要求）が国際的にも指摘されている。研究が高い研究倫理に基づいて行われること、即ち研究の公正性（Research integrity）を維持するためにはこれらの行為にも注意を払うべきである。
- 研究の公正性を維持する一義的な責任は研究者が負うものである。研究機関との関係によらず研究者は高い研究倫理を身につけ、研究の公正性を維持する責務を負っている。
- 研究者が所属する研究機関や、学会等の研究者コミュニティ、研究資金配分機関、関係府省も、研究者を取り巻く環境を整備する主体として、研究の公正性を維持する重要な役割を担っていることを再認識する必要がある。

2. 国内外におけるこれまでの取組

- 我が国では、平成 18 年に総合科学技術会議（当時）が「研究上の不正に関する適切な対応について」を取りまとめ、研究者コミュニティ、関係府省及び研究機関等が指針、規程を策定するなどの対応を行うよう求めた。
- 研究者コミュニティ、関係府省及び研究機関等は同文書を受けた対応を行い、また自主的にも、指針、規程、倫理規範など研究の公正性を維持する仕組み作りを取

り組んできた。

- ・ 国際的にも研究不正行為は重視すべき課題となっており、「研究公正に関する世界会議（World Conference on Research Integrity）」が開催され、平成 22 年には「研究公正に関するシンガポール宣言」が採択されるなど、世界的な指針等も取りまとめられてきた。各国においても、それぞれの状況に応じた取組が行われている。

3. 科学技術の研究を取り巻く環境の変化

- ・ これまでに研究不正行為に係る様々な取組が行われてきたにもかかわらず、国内外において依然として研究不正行為は少なからず発生している。その背景には科学技術の研究を取り巻く環境の大きな変化があると言われている。具体的には、①研究費や研究職ポストを巡る競争の激化、②研究分野の細分化・専門化、③研究チームの構成員の多様化等、が挙げられる。
- ・ ①研究者は、研究費や研究職ポストの獲得を巡って国内のみならず国際的な競争に曝されている。こうした環境下では、社会的にも学術的にも顕著な成果を、短期間に多く生み出し、なおかつ広く発信することが期待されており、これが研究者に対する大きなプレッシャーとなっていると言われている。その結果として、客観的にデータを精査する、再現性を重ねて検証する、研究者間で議論を交わしフィードバックする等のプロセスを踏み、研究手法・結論の妥当性を繰り返し確認するといった慎重な態度を取ろうとする意識が希薄になっていると指摘されている。またこうしたプレッシャーは、研究成果を発信する際に、多様なステークホルダーから直ちに明確な賛同を得ることを強く意識するあまり、科学的に許容できる範囲を超えた成果の誇張や拡大解釈をした説明の誘因ともなり得る。
- ・ ②科学の発展に伴って研究分野の細分化・専門化が進んできたため、個々の研究者が他人の研究の内容を十分理解し、結果の妥当性を専門的見地から見極めることはより難しくなっている。そのような中にあるのは、研究機関内、あるいは研究チーム内の研究者同士であっても他者の研究内容に踏み込んだ議論を深めることが困難になり、結果として研究者相互によるチェック機能の低下が見られるとの指摘もある。
- ・ ③複合的な課題にチャレンジするために、分野の融合、研究プロジェクトの国際化、さらに国内での産学官の頭脳循環や世界的な人材の流動化が進む中、我が国の研究機関や研究チームに異なる分野・文化や教育システムでトレーニングを受けた研究者が構成員となる機会が増えつつある。そのような環境下では研究遂行上のルールや慣習は一人ひとりで異なることも十分あり得る。これらの結果、従来であれば比較的容易に暗黙裡に共有されたはずの研究の公正性を維持するための規範やルールも、現在は意識的・体系的に習得することが必要となっている。
- ・ 一方、こうした環境変化の中、再現性の検証を確実に行うための詳細な実験手順の公開、発表前の査読に限界があることを踏まえた、発表後の研究成果に対する専門家による査読、実験関連データのオープン化等、上記の課題に対応すべく新たな

取組が研究資金配分機関や学術誌（ジャーナル）等の関係主体を中心に見られるようになり、今後の動向が注目される。

- ・ また我が国では、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて、若手の登用や分野融合研究の推進、クロスアポイントメント制度等、新たな取組を推進していることから、顕在化しつつある上記の課題への対応は喫緊のものである。

4. 研究不正行為への対応に関する基本的視点

- ・ 研究者が研究倫理を身に付けることが重要であることは、古今・洋の東西を通じて変わるものではない。しかしながら、3. に記載した近年の科学技術の研究を取り巻く環境の変化を踏まえ、研究者及び研究者コミュニティはより研究倫理の重要性を意識し、研究を遂行することが求められる。また、研究機関を始めとする科学技術の研究に関わるその他の各主体においても研究の公正性を維持することへの認識をより強く持つ必要がある。ここでは、近年の研究不正行為に関する国際的な共通認識を踏まえつつ、各主体が研究不正行為に対応する際に留意すべき事項を挙げる。
- ・ 研究不正行為への対応として、研究者は研究の公正性を維持するための自己研鑽が必要であり、研究機関は組織の責任として、研究者の自己研鑽のための機会提供及び研究不正行為への適切な事後対応を通じて研究の公正性を維持する環境を構築していくことが必要である。更に、その他の主体が、研究分野や研究機関の多様性、それぞれ有する規範・責任に応じて予防・事後対応策を整備していくことは、研究活動全体の公正性の底上げにつながるため重要となる。
- ・ これらの取組を進めるに当たっては、過度の措置が研究現場を委縮させることがないように、現場に与える影響に十分配慮する必要がある。

（1）研究者及び研究者コミュニティ

- ・ 研究者は研究の公正性を維持する責務を負っており、自ら研究倫理を習得し、これに基づいて公正な研究を遂行すべきである。また研究者コミュニティは、守るべき規範・ルールを自ら検討の上、策定・遵守していく必要がある。
- ・ 研究者は、研究活動を通じて研究倫理を習得するだけでなく、体系化された知識として習得することが肝要である。
- ・ 研究者は、研究キャリアの早期段階に研究倫理を習得する必要があると同時に、その後も研修や日々の研究活動を通じて継続的に習得していく必要がある。
- ・ 研究者は、自ら身に付けた研究倫理を日常の研究活動を通じて後進の研究者にも伝えていくなど、高い研究の公正性が維持されるために主導的役割を果たすべきである。
- ・ 研究者コミュニティは発生した研究不正行為を踏まえ、各分野の実態に応じつつ、規範・ルールの補充・改定を先導すべきであり、また研究者は、これらを研究活動に率先して取り入れていくことが重要である。

（２）研究機関

- 研究者が所属する研究機関は、研究の公正性を維持する仕組みを作り、万が一、研究不正行為の疑惑が生じた場合に迅速・適切に対応できるよう整備しておく必要がある。仕組みに明白な不備があったり、運用が形式化・形骸化している場合は、組織として一定の責任が発生することになる。また研究不正行為が起こった後で、その都度個別対応だけに終わるのでは根本的な対応は難しく、実効性を高めることもできない。研究機関はこうしたことに留意し、これらの仕組みの運用が実効性あるものとなるよう、継続的に評価・改善していく必要がある。
- 研究の公正性を維持する仕組みを整備・運用するに当たっては、我が国において外国人研究者が増加している現状を踏まえ、異なるバックグラウンド（研究遂行上の慣習、研究の公正性に対する認識）を持った研究者への適用の仕方にも十分配慮する必要がある。

《予防的措置》

- 研究不正行為を予防するためには、研究倫理や基本的な研究作法を習得するための研究倫理教育が全ての基盤である。具体的な教育内容・教授方法については、モデル的に開発されている教材等も参考にしつつ、研究分野や研究機関の特性を踏まえたものとなるように努めていく必要がある。
- 研究倫理教育は、若手や中堅の研究者、研究室の主宰者など主導的立場にある研究者といった違いを踏まえ、その権限と責任に見合った内容であることが重要である。また、組織に着任した時点及び昇任などにより新たな役職に就いた時点では、それぞれに応じた研究倫理教育を実施することが望ましい。
- 研究者が公正に研究を行うことが当たり前と思える風土を醸成することが望ましい。そのためには、研究機関が例えば再現性の検証や研究データの管理といった活動をも適切に評価することが、状況の改善に大きく寄与する。

《事後的措置》

- 研究倫理教育を徹底したり罰則を設けたとしても、人間の営みである以上、研究不正行為の根絶が難しいのは、現実的には否めない。従って、研究活動全体への信頼を失うことのないよう、実際に研究不正行為の疑惑が生じた際に、迅速で的確な対応を取ることができる仕組みを予め整備しておくことが重要である。
- 研究不正行為の疑惑を調査するためのルールについては、①実際に対応する際に誤解や不備が生じないよう、用語の定義や調査の対象範囲・調査内容等が明確であること、②調査手順が過度に煩雑にならないこと、③よく周知されていること、に留意することが重要である。
- 研究不正行為の疑惑が生じた際に、適時・的確な対応ができるように、日頃から訓練を行う等、備えておく必要がある。

- ・ 研究不正行為の疑惑に対応するためには、研究の特質を十分に認識した専門的・体系的な知識・経験が要求される。既に起こった事案への対応から教訓を学ぶことは有益であり、これらの情報を他者も参照できるように蓄積する仕組みの整備について、今後、研究機関のみならず、研究者コミュニティ、研究資金配分機関、関係府省などの科学技術の研究に関わる主体が全体で検討していく必要がある。また研究不正行為に関して専門的見地から相談できる窓口を整備することも重要であり、同様に検討していく必要がある。
- ・ 研究不正行為と認定された場合は、同様の事案が再発することのないよう、発生に至った原因・背景について徹底的に検証し、実効性ある改善策を講じていくことが重要である。
- ・ 処罰を行う際には、研究不正行為の内容に即して客観性、公平性、一貫性を持たせることが重要である。
- ・ 研究不正行為を行った研究者が在籍する研究室において、研究不正行為に関係していない研究者や学生などに研究上の支障が生じないよう保護策を予め整備しておくことも重要である。
- ・ 国際共同研究を進めるに当たっては、研究不正行為の範囲や研究遂行上のルール・慣習に国ごとの差異があることを認識し、研究機関間の覚書等に研究不正行為が起こった際の対応や研究の公正性確保の観点を予め規定しておく必要がある。

(3) 研究資金配分機関、関係府省等

- ・ 研究資金配分機関も、研究の公正性を高める主体として大きな役割を担う。例えば、研究資金を申請する研究者に研究倫理教育の受講を義務付けたり、契約締結や確定検査等の際に研究倫理教育の実施を確認したりするなどにより、研究者に研究倫理の徹底を図る機会を増やすことや、研究計画書の審査の際に、申請された研究が内包する制約や限界なども誠実に記述した客観性も基準に加えるなど、研究の公正性の維持の観点を含めていく、といった取組が挙げられる。
- ・ また、研究資金配分機関が、資金を交付した研究プロジェクトにおいて発生した研究不正行為に関する情報を蓄積し、他の研究機関の参考となる形で整理・体系化することは重要である。また、これらの動きが国際的なネットワークの下に展開されるよう検討を進める必要がある。
- ・ 関係府省は、所管する各研究機関の研究の公正性を維持する取組に実効性を持たせる責任を負う。このため、当該研究機関における取組について、研究現場の状況を把握しつつ、内容の確認と評価を不断に行う必要がある。
- ・ 総合科学技術・イノベーション会議は、各研究機関における研究不正行為への対応や研究の公正性の維持に関する現状、関係府省の取組等を全体として把握し、国際的動向も踏まえつつ、必要な場合には適切な関与をしていく必要がある。
- ・ 各主体における取組が一体的に機能するよう、総合科学技術・イノベーション会議は、個々の取組の俯瞰に留まることなく、様々な研究分野に共通する研究倫理教

育やグッドプラクティスを含む多様な情報の収集・共有に向けて、横断的な場を提供することにより整合を図る必要がある。

- ・ 学術誌（ジャーナル）は、査読を経た研究成果を未来へ受け渡していく媒体として、研究不正行為への対応を行うことが重要である。従来の論文査読では対応に限界があるとの多くの指摘がある中で行われている、発表前プロセス及び発表後において研究不正行為をチェックする新しい取組、例えば盗用・改ざんを機械的にチェックするツールや、詳細な実験手順の公開、発表後の研究成果に対する査読、研究活動に係るデータのオープン・データ化などの検討を注視したい。

5. 科学技術イノベーション立国に向けて

- ・ 3. に掲げた科学技術の研究を取り巻く環境の変化が今後も進む中、科学技術の研究に関わる各主体においては、それぞれの立場から変化を積極的に捉えつつ、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けた取組を進める必要がある。
- ・ これらの取組を進めるに当たっては、過度の措置が研究現場を萎縮させることがないように、現場に与える影響に十分配慮する必要がある。同時に、研究不正行為に対しては、研究倫理の習得や教育等を通じてその発生の防止に努めるとともに、客観的な根拠に基づいて厳正に対処していくことが重要である。各主体には、研究不正行為に対する不断の対応が科学技術の研究への社会的な信頼や負託に応えることにつながり、ひいては科学技術の研究の活力を向上させるものであることを十分に認識して取り組むことを望む。

【参考文献】

- Collins, F.S. & Tabak, L.A. (2014), NIH plans to enhance reproducibility, *Nature*, vol.505, pp.612-613
- Editorial (2009), Authorship policies, *Nature*, vol.458, p.1078
- Editorial (2014), Agency for change, *Nature*, vol.509, p.8
- InterAcademy Council, & IAP (2012), Responsible Conduct in the Global Research Enterprise : A Policy Report
<http://www.interacademies.net/10878/19787.aspx>
- Korenman, S.G. (2006), Research Integrity, Teaching the Responsible Conduct of Research in Humans (RCRH), Chapter 1
<http://ori.hhs.gov/education/products/ucla/default.htm>
- OECD Global Science Forum (2007), Best Practices for Ensuring Scientific Integrity and Preventing Misconduct
<http://www.oecd.org/sti/sci-tech/40188303.pdf>
- Schooler, J. (2011), Unpublished results hide the decline effect, *Nature*, vol.470, p.437
- World Conference on Research Integrity (2010), Singapore Statement on Research Integrity (研究公正に関するシンガポール宣言)
<http://www.singaporestatement.org/index.html>
- World Conference on Research Integrity (2013), Montreal Statement on Research Integrity in Cross-Boundary Research Collaborations
<http://www.wcri2013.org/doc-pdf/MontrealStatement.pdf>
- 日本学術会議 (2013), 科学者の行動規範—改訂版—
<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【研究倫理教育の教材例】

- Committee on Science, Engineering, and Public Policy, National Academy of Sciences, National Academy of Engineering, and Institute of Medicine (2009), *On Being a Scientist*, 3rd Ed.
<http://www.nap.edu/catalog/12192.html>
- Steneck, N.H. (2007), *ORI Introduction to the Responsible Conduct of Research*, Revised Ed.
<http://ori.hhs.gov/images/ddblock/rcrintro.pdf>
- CITI Japan プログラム : 医学部教員等を中心とした我が国 (CITI JAPAN PROGRAM) 及び米国 (CITI) の 2 つの NPO 団体が協力して作成する、科学研究及び医学教育のための e ラーニング・プログラム (平成 24-28 年度は無料で受講可能)
<http://www.jusmec.org/defaultjapan.asp?language=japanese>

※その他、独立行政法人日本学術振興会と日本学術会議等が協力して、様々な研究分野に共通する研究倫理を教育するための標準的なプログラムの作成を進めている

3. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要

背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の取りまとめ(平成25年9月)、及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

見直しの基本的方向

- ◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。
- ◆ 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、**今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、対応を強化**

新ガイドライン

〔 赤字：新たなガイドラインで規定
黒字：従来のガイドライン規定を踏襲 〕

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。
 - ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
 - ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
 - ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

第3節 研究活動における特定不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）

【対象とする不正行為（特定不正行為）】

- 捏造、改ざん、盗用（注：従来どおり）

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
 - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
 - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査（予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等）までの手続き・方法
 - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第3者への業務委託も可能
 - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安の設定
 - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること（利害関係者の排除についても規定）
 - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保
 - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

- 1 組織としての責任体制の確保
 - 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
 - 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置
- 2 迅速な調査の確保
 - 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- 文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【履行状況調査の実施】

- 大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

- 文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

【大学等の研究機関における調査体制への支援】

- 大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

今後の予定

- 新ガイドラインの周知徹底。新ガイドラインに基づく導入準備（規程・体制整備など）：「集中改革期間」
- 新ガイドラインの適用：平成27年4月1日

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

平成 2 6 年 8 月 2 6 日
文 部 科 学 大 臣 決 定

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン 目次

はじめに	1
第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方	4
1 研究活動	4
2 研究成果の発表	4
3 研究活動における不正行為	4
4 不正行為に対する基本姿勢	5
5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任	5
第2節 不正行為の事前防止のための取組	7
1 不正行為を抑止する環境整備	7
2 不正事案の一覧化公開	9
第3節 研究活動における特定不正行為への対応	10
1 対象とする研究活動及び不正行為等	10
2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表	11
3 特定不正行為の告発の受付等	11
4 特定不正行為の告発に係る事案の調査	13
第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置	20
1 特定不正行為に対する研究者、研究機関への措置	20
2 組織としての管理責任に対する研究機関への措置	21
3 措置内容の公表	22
第5節 文部科学省による調査と支援	23
1 研究活動における不正行為への継続的な対応	23
2 履行状況調査の実施	23
3 研究倫理教育に関するプログラムの開発推進	23
4 研究機関における調査体制への支援	23
(参考資料1) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(概要)	24
(参考資料2) 調査結果の報告書に盛り込むべき事項	25

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを次のとおり決定し、これを公表する。

平成 26 年 8 月 26 日
文部科学大臣 下村 博文

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

平成26年8月26日
文部科学大臣決定

はじめに

（本ガイドラインの目的と策定の背景）

本ガイドラインは、研究活動の不正行為に対する基本的考え方を明らかにした上で、研究活動における不正行為を抑止する研究者、科学コミュニティ及び研究機関の取組を促しつつ、文部科学省、配分機関及び研究機関が研究者による不正行為に適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示すものである^{※1}。

科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇^{ぼうとう}するものであって、許すことのできないものである。このような科学に対する背信行為は、研究者の存在意義を自ら否定することを意味し、科学コミュニティとしての信頼を失わせるものである。

科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っており、もし、こうした信頼や負託が薄れたり失われたりすれば、科学研究そのものがよって立つ基盤が崩れることになることを研究に携わる者は皆自覚しなければならない。厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国民の信頼と負託を受けて国費による研究開発を進めていることから、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められる。

また、今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、研究者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、研究者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきている。

このため、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて ―研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書―」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会。以下「特別委員会報告書」という。）が策定され、文部科学省では、関係機関に対して特別委員会報告書を踏まえた厳格な対応を求めてきた。

しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今、これらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省では、平成25年8月、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、今後の対応策について集中的に検討を行い、同年9月に取りまとめを公表した。

^{※1} 公的研究費の適正な管理については「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）を参照のこと。

これを受け、科学技術・学術政策局に設置された「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」では、研究機関が組織を挙げて、研究活動における不正行為に対応し、特にその事前防止に努め、公正な研究活動を推進することが、我が国の研究活動の質の担保や科学に対する信頼の向上にも資する、という認識に立ち、特別委員会報告書の見直し・運用改善の在り方や、研究倫理教育の強化を図る上での方策を中心に検討を重ね、平成 26 年 2 月 3 日に審議の結果を取りまとめたところである。

本ガイドラインは、これらの検討等を踏まえ新たに策定するものであり、研究活動における不正行為への対応は、研究者自らの規律や研究機関、科学コミュニティの自律に基づく自浄作用によるべきものである、との特別委員会報告書の基本認識を踏襲した上で、これまで個々の研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図ることを基本的な方針としている。

本ガイドラインに沿って、研究機関においては、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えること、また、配分機関においては、競争的資金等の公募要領や委託契約書等に本ガイドラインの内容を反映させること等により、研究活動における不正行為への対応等について実効ある取組が一層推進されることを強く求めるものである。

（適用）

本ガイドラインは平成 27 年 4 月 1 日から適用する。第 3 節及び第 4 節については、平成 27 年度当初予算以降（継続を含む。）における文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。

なお、平成 27 年 3 月 31 日までを本ガイドラインの適用のための集中改革期間とし、関係機関において実効性のある運用に向けた準備を集中的に進める。

（用語の定義）

本ガイドラインにおいて用いる用語の定義について示す。

（１）競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

（２）研究機関

上記（１）の競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関（大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等）

（３）配分機関

上記（２）の研究機関に対して、上記（１）の競争的資金等の配分をする

機関（文部科学省^{※2}、文部科学省が所管する独立行政法人）

（４）研究・配分機関

上記（２）の研究機関及び上記（３）の配分機関

（５）配分機関等

上記（２）の研究機関に対して、競争的資金等、基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置をする機関（文部科学省^{※3}、文部科学省が所管する独立行政法人）

（６）管理条件

文部科学省が、調査の結果、研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金の交付継続の条件

（留意点）

各節に示す内容は、それぞれの機関の性格や規模、コストやリソース等を考慮して実効性のある対策として実施されることが必要である。また、企業において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）等に基づく内部統制システムの整備の一環として規程等が既に設けられ、対策が実施されている場合や、大学等において、コンプライアンス関連の規程等により、本ガイドラインの内容を包括する体制等が整備されている場合は、本ガイドラインにおける対策をそれらに明確に位置付けた上で本ガイドラインを適用することを可能とする。

※2 「配分機関」における文部科学省は、それぞれの競争的資金等を所管する課室を示す。

※3 「配分機関等」における文部科学省は、それぞれの競争的資金等又は基盤的経費を所管する課室を示す。

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

1 研究活動

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。その際、科学研究とは、そもそも仮説と検証の循環により発展していくものであり、仮説が後に否定されるものであったとしても、当該仮説そのものが科学的価値を持ち得るものであるということを忘れてはならない。

2 研究成果の発表

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。科学研究による人類共通の知的資産の構築が健全に行われるには、研究活動に対する研究者の誠実さを前提とした、研究者間相互の吟味・批判によって成り立つチェックシステムが不可欠である。研究成果の発表は、このチェックシステムへの参入の意味を持つものであり、多くが論文発表という形で行われ、また、論文の書き方（データ・資料の開示、論理の展開、結論の提示等の仕方）に一定の作法が要求されるのはその表れである。

3 研究活動における不正行為

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、上記1及び2において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサiershipなどが不正行為として認識されるようになってきている。こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめの各過程においてなされる可能性がある。

このうち、例えば「二重投稿」については、科学への信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究者倫理に反する行為として、多くの学協会や学術誌の投稿規程等において禁止されている。このような状況を踏まえ、具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサiershipなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。

なお、新たな研究成果により従来の仮説や研究成果が否定されることは、研究活動の本質でもあって、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。

4 不正行為に対する基本姿勢

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。

これらのことを個々の研究者はもとより、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

なお、不正行為への対応の取組が厳正なものでなければならないことは当然であるが、学問の自由を侵すものとなってはならないことはもとより、大胆な仮説の発表が抑制されるなど、研究を萎縮させるものとなってはならず、むしろ不正への対応が研究を活性化させるものであるという本来の趣旨を忘れてはならない。

5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任

(1) 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律

不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

自律・自浄作用の強化は、例えば、大学で言えば研究室・教室単位から学科・専攻、更に学部・研究科などあらゆるレベルにおいて重要な課題として認識されなければならない。

このような研究者の自己規律を前提としつつ、科学コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価することを通じて、人類共通の知的資産の蓄積過程に対して、品質管理を徹底していくという、極めて重い責務を遂行しなければならない。

その際、若手研究者を育てる指導者自身が、この自律・自己規律ということを理解し、若手研究者や学生にきちんと教育していくことが重要であり、このこと自体が指導者自身の自己規律でもある。このように指導者、若手研究者及び学生が自律・自己規律を理解することは、研究活動を通じた人材育成・教育を行う上での大前提になることを全ての研究者は心に銘記すべきである。また、複数の研究者等による共同研究の実施や論文作成の際、個々の研究者間の役割分担・責任を互いに明確化すべきことは、研究活動を行う大前提の問題、かつ研究者の自己規律の問題として全ての研究者に認識される必要がある。

(2) 研究機関の管理責任

研究者は研究活動の本質を理解し、それに基づく作法や研究者倫理を身に付けていることが当然の前提とされているが、研究者を目指す学生や若手研究者の中には、これらがどういうものであるかということについて十分な教育を受けていない、又はそのことについて研究指導に当たるべき研究者の中には、その責務を十分に自覚していない者が少なからずあるように見受けられる。また、不正行為が起きる背景には、競争的環境の急速な進展、研究分

野の細分化や専門性の深化、研究活動体制の複雑化・多様化の結果、科学コミュニティにおける問題として自浄作用が働きにくくなっている、との指摘もある。

このような指摘等の背景には、これまで不正行為の防止に係る対応が専ら個々の研究者の自己規律と責任のみに委ねられている側面が強かったことが考えられる。今後は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図る必要がある。特に、研究機関において、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や不正行為を事前に防止する取組を推進すべきである^{※4}。

また、研究者や研究支援人材、学生、外国人といった研究活動を行う人材の多様化、共同研究体制の複雑化が進展していることを踏まえ、研究機関においては、共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化することや、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備（メンターの配置等）を行うことが望ましい。研究機関においては、このような適切な研究体制が確保されるよう、実効的な取組を推進すべきである。

^{※4}研究活動の不正行為に対する研究者、研究機関の責任については、本ガイドラインに添付した「参考資料1」を参照のこと。

第2節 不正行為の事前防止のための取組

1 不正行為を抑止する環境整備

(1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要である。研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む。）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を研究者等に修得・習熟させることが必要である。

研究倫理教育の実施に当たっては、各研究機関では、それぞれ所属する研究者に加え、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に実施する必要がある。例えば、諸外国や民間企業からの研究者や留学生などが研究機関において一時的に共同研究を行う場合であっても、当該研究機関において研究倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。

さらに、近年、産学官連携の深化に伴い、学生等が共同研究や技術移転活動に参画する機会も増えてきていることから、大学の教職員や研究者のみならず、研究活動に関わる学生等が、実際に起こり得る課題に対応できるような判断力を養うために、利益相反の考え方や守秘義務についても知識として修得することが重要である。

このため、研究機関においては、「研究倫理教育責任者」の設置^{※5}などの必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させることが適切である。

特に、大学においては、研究者のみならず、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進していくことが求められる。具体的には、大学院生に対しては、専攻分野の特性に応じて、研究者倫

※5 「研究倫理教育責任者」の設置については「第3節 2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表」を参照のこと。

理に関する知識及び技術を身に付けられるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設けていくことが求められる。また、学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、研究倫理教育を受けることができるように配慮することが求められる。

配分機関においては、所管する競争的資金等の配分により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、例えば履修証明などを提出させることで研究倫理教育の受講を確実に確認していくこと、研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組が求められる。

＜＜研究機関が実施する事項＞＞

- 「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること

＜＜大学が実施する事項＞＞

- 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進すること

＜＜配分機関が実施する事項＞＞

- 所管する競争的資金等の配分により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を実施すること

（２）研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

「第１節 ２ 研究成果の発表」のとおり、研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。したがって、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とは言えず、決して許されない。研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益である。

このことから、研究機関において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行うことが必要である。なお、保存又は開示すべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切である。

＜＜研究機関が実施する事項＞＞

- 研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける規程を整備し、その適切かつ実効的な運用を行うこと

2 不正事案の一覧化公開

「第3節 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査」のとおり、特定不正行為（次節で規定する「特定不正行為」をいう。以下「2 不正事案の一覧化公開」において同じ。）が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果が公表されることになる。文部科学省では、特定不正行為が行われたと確認された事案について、その概要及び研究・配分機関における対応などを一覧化して公開する。これにより、閲覧した者が不正行為の抑止や不正行為が発覚した場合の対応にいかすことが期待できる。

＜＜文部科学省が実施する事項＞＞

- 特定不正行為が行われたと確認された事案について、その概要及び研究・配分機関における対応などを一覧化して公開すること

第3節 研究活動における特定不正行為への対応

1 対象とする研究活動及び不正行為等

本節で対象とする研究活動、研究者及び不正行為は、以下のとおりとする。

(1) 対象とする研究活動

本節で対象とする研究活動は、競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動である。

(2) 対象とする研究者

本節で対象とする研究者は、上記(1)の研究活動を行っている研究者である。

(3) 対象とする不正行為（特定不正行為）

本節で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である（以下「特定不正行為」という。）※⁶。

① 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

なお、研究機関における研究活動の不正行為への対応に関するルールづくりは、上記(1)から(3)までの対象に限定するものではない。例えば、研究活動に関しては他府省又は企業からの受託研究等による研究活動など研究費のいかんを問わず対象にすべきである。

※⁶「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。平成24年10月17日改正）では、研究上の不正行為への対応に関して、競争的資金による研究論文・報告書等に「捏造、改ざん及び盗用」があったと認定された場合、競争的資金の返還及び応募資格の制限等の措置を講ずることとしている。このことから、本節で対象とする不正行為（特定不正行為）は、特別委員会報告書と同様に「捏造、改ざん及び盗用」に限定している。

2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表

研究・配分機関においては、本節を踏まえて、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる。規程や体制の整備の際、特に、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容（項目等）を定めることが求められる。規程や体制の整備の状況については、当該研究・配分機関の内外に公表するものとする。

研究機関においては、不正行為に対応するための体制整備の一環として、一定の権限を有する「研究倫理教育責任者」を部局単位で設置し、組織を挙げて、広く研究活動に関わる者を対象として研究倫理教育を定期的に行うことが求められる。

<<研究・配分機関が実施する事項>>

○研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を適切に整備し、これを公表すること

○その際、

- ・研究・配分機関は、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし責任者の役割や責任の範囲を定めること
- ・研究・配分機関は、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること
- ・研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること
- ・研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容（項目等）を定めること
- ・研究機関は、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること【再掲】

3 特定不正行為の告発の受付等

3－1 告発の受付体制

- ① 研究・配分機関は、特定不正行為に関する告発（当該研究・配分機関の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置しておくものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。また、受付窓口について、客観性や透明性を向上する観点から、外部の機関に業務委託することも可能とする。
- ② 研究・配分機関は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、当該研究・配分機関内外に周知する。

- ③ 研究・配分機関は、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整える。
- ④ 研究・配分機関は、告発の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らう。
- ⑤ 告発の受付から調査に至るまでの体制について、研究・配分機関はその責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営する。

3-2 告発の取扱い

- ① 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、研究・配分機関に直接行われるべきものとする。
- ② 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。
- ③ ②にかかわらず、匿名による告発があった場合、研究・配分機関は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ④ 告発があった研究・配分機関が調査を行うべき機関に該当しないときは、「4-1 調査を行う機関」により調査機関に該当する研究・配分機関に当該告発を回付する。回付された研究・配分機関は当該研究・配分機関に告発があったものとして当該告発を取り扱う。また、「4-1 調査を行う機関」により、告発があった研究・配分機関に加え、ほかにも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、告発を受けた研究・配分機関は該当する研究・配分機関に当該告発について通知する。
- ⑤ 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、研究・配分機関は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。
- ⑥ 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- ⑦ 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、告発・相談を受けた機関はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、告発・相談を受けた機関は、当該機関が被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。被告発者の所属する研究機関でない機関が警告を行った場合は、当該機関は被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

3-3 告発者・被告発者の取扱い

- ① 告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者（「3-2 告発の取扱い」⑥及び⑦における相談者を含む。以下「3-3 告発者・被告発者の取扱い」において同じ。）の秘密を守るため適切な方法

を講じなければならない。

- ② 研究・配分機関は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- ③ 調査事案が漏えいした場合、研究・配分機関は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
- ④ 研究・配分機関は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを当該研究・配分機関内外にあらかじめ周知する。
- ⑤ 研究・配分機関は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- ⑥ 研究・配分機関は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

3-4 告発の受付によらないものの取扱い

- ① 「3-2 告発の取扱い」⑥による告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、研究・配分機関の判断でその事案の調査を開始することができる。
- ② 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、当該特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ③ 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、当該特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関が確認した場合、当該研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 特定不正行為の告発に係る事案の調査

4-1 調査を行う機関

- ① 研究機関に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、当該研究機関が告発され

た事案の調査を行う。

- ② 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- ③ 被告発者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- ④ 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。
- ⑤ 上記①から④までによって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- ⑥ 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
- ⑦ 研究機関は他の機関や学協会等の科学コミュニティに、また、配分機関は告発された事案に係る研究活動の分野に関連がある機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、「3-3 告発者・被告発者の取扱い」①から③まで及び「4 特定不正行為の告発に係る事案の調査」は委託された機関等又は調査に協力する機関等に準用されるものとする。

4-2 告発に対する調査体制・方法

(1) 予備調査

- ① 「4-1 調査を行う機関」により調査を行う機関（以下「調査機関」という。）は、告発を受け付けた後速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。調査機関は、下記（2）②の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
- ② 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

- ③ 調査機関は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。調査機関は、告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安（例えば、目安として30日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。
- ④ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

（２）本調査

① 通知・報告

- （ア）本調査を行うことを決定した場合、調査機関は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- （イ）調査機関は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。
- （ウ）調査機関は、本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安（例えば、目安として30日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。

② 調査体制

- （ア）調査機関は、本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。
- （イ）調査機関は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- （ウ）調査委員会の調査機関内における位置付けについては、調査機関において定める。

③ 調査方法・権限

- （ア）本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- （イ）告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査

機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

- (ウ) 上記(ア)、(イ)に関して、調査機関は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、調査機関以外の機関において調査がなされる場合、調査機関は当該機関に協力を要請する。協力を要請された当該機関は誠実に協力しなければならない。

④ 調査の対象となる研究活動

調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

⑤ 証拠の保全措置

調査機関は本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

⑥ 調査の中間報告

調査機関が研究機関であるときは、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

⑦ 調査における研究又は技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

4-3 認定

(1) 認定

- ① 調査機関は、本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安（例えば、目安として150日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。
- ② 調査委員会は、上記①の期間を目安として調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- ③ 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- ④ 上記②又は③について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる調査機関に報告する。

（２）特定不正行為の疑惑への説明責任

調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

（３）特定不正行為か否かの認定

- ① 調査委員会は、上記（２）により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。
- ② 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。

また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- ③ 上記（２）の説明責任の程度及び上記②の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

（４）調査結果の通知及び報告

- ① 調査機関は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
- ② 上記①に加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する^{※7}。
- ③ 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は告発者の所属機関にも通知する。

^{※7} 調査結果を配分機関等及び文部科学省に報告する際、その報告書に盛り込むべき事項を「参考資料２」に示す。

(5) 不服申立て

- ① 特定不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記（１）③を準用する。）は、その認定について、上記①の例により不服申立てをすることができる。
- ③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査機関が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- ④ 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（上記③の調査委員会に代わる者を含む。以下「（５）不服申立て」において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するとき、調査機関は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

上記①の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。
- ⑤ 調査機関は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- ⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該調査委員会を置く調査機関の規程にあらかじめ定める期間（例えば、目安として５０日）内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告し、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- ⑦ 上記②の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、調査機関は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- ⑧ 上記②の不服申立てについては、調査委員会は当該調査委員会を置く調査機関の規程にあらかじめ定める期間（例えば、目安として３０日）内に再調査を行い、その結果を直ちに調査機関に報告するものとする。調査機関は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(6) 調査結果の公表

- ① 調査機関は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
- ② 調査機関は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。
- ③ 上記①、②の公表する調査結果の内容（項目等）は、調査機関の定めるところによる。

(7) 告発者及び被告発者に対する措置

- ① 特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）の所属する機関は、被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者の所属する機関は、当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

1 特定不正行為に対する研究者、研究機関への措置

前節の特定不正行為について、配分機関等は、調査機関から本調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、以下のとおり、その事案に係る配分機関等が、当該調査機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、当該調査機関から提出される調査結果等を踏まえ、関係機関に対して必要な改善を求める。配分機関等は、前節の対象とする研究活動における特定不正行為を確認した場合は、研究者及び研究機関に以下の措置を講じる。

- ① 配分機関等は、調査機関から本調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査を完了させるよう要請する。
- ② 配分機関等は、調査の過程であっても、調査機関から特定不正行為の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、被認定者が関わる競争的資金等について、採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を行う。
- ③ 配分機関等は、調査機関から特定不正行為を認定した調査結果が提出され、それを確認した場合は、当該調査結果の内容を踏まえ、以下の措置を講じるものとする。

(ア) 措置の対象となる研究者

- ・ 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、特定不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）
- ・ 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該特定不正行為に関与したと認定された者
- ・ 特定不正行為に関与したとは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

(イ) 特定不正行為に係る競争的資金等の返還等

特定不正行為が確認された研究活動に係る競争的資金等において、配分機関は、上記（ア）の措置の対象となる研究者及び研究機関に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、当該競争的資金等の配分の一部又は全部の返還を求める。

なお、運営費交付金や私学助成等の基盤的経費は、特定の研究活動又は研究者ではなく、研究機関を対象に措置されるものであり、その管理は研究機関に委ねられている。このため、基盤的経費の措置により行われた研究活動における特定不正行為に関し、研究費の返還に関する取扱いは、本ガイドラインでは一律に対応を定めておらず、研究機関において適切な対応が求められる。

(ウ) 競争的資金等への申請及び参加資格の制限

配分機関等は、上記（ア）の措置の対象となる研究者に対し、事案に応じて、競争的資金等への申請及び参加資格を制限する。

競争的資金の配分により行われた研究活動における特定不正行為につい

ては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「指針」という。）に基づき措置を講じるとともにその他の競争的資金等への申請及び参加資格も指針に準じて制限する。

また、その他の研究活動における特定不正行為（競争的資金の分配により行われた研究活動に係るものを除く。）についても、同様に、競争的資金等への申請及び参加資格を指針に準じて制限する。

＜＜配分機関等が実施する事項＞＞

- 調査機関から本調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、関係機関に対して必要な指示等を行うこと
- 特定不正行為に対する研究者、研究機関への措置を講じることができるよう、配分機関等の規程等を整備すること、及び配分機関等が講じる措置の内容や措置の対象となる研究者の範囲について、競争的資金等の公募要領や委託契約書（付属資料を含む。）等に記載し、研究者及び研究機関がそれをあらかじめ承認して応募又は契約するように取り計らうこと

2 組織としての管理責任に対する研究機関への措置

研究活動における不正行為を事前に防止するとともに、不正行為の疑いのある事案が発覚した場合に適切に対応することにより、公正な研究活動を推進することが重要である。本ガイドラインでは、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図ることを基本としており、組織としての責任体制を明確化して研究活動における不正行為に適切に対応するための規程や体制の整備を求めている。これを踏まえ、文部科学省及び配分機関は、組織として研究機関の管理責任が果たされるよう、以下の措置を講じる。なお、措置の実施に当たっては、あらかじめ研究機関からの弁明の機会を設けるものとする。

（１）組織としての責任体制の確保

① 管理条件の付与

文部科学省は、以下に掲げる場合において、研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度確認を行う。

- （ア）「第 5 節 2 履行状況調査の実施」で掲げた研究機関に対する履行状況調査の結果、体制整備等に不備があることが確認された場合
- （イ）研究活動における特定不正行為が確認された研究機関において、体制整備等に改善を求める必要があることが確認された場合

② 間接経費の削減

文部科学省が管理条件の履行状況について行う確認の結果において、管理条件の履行が認められないと文部科学省が判断した場合、競争的資金の配分機関は、その研究機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、文部科学省による確認の結果に応じて、段階的に引き上げ、その上限を間接経費措置額の15%とする。間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定めることとする。

③ 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講ずることを決定した後も、文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、競争的資金の配分機関は、その研究機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

なお、上記①から③までの措置の解除は、以下によるものとする。

- ・①の措置は、研究機関において管理条件を着実に履行していると文部科学省が判断した時点で、文部科学省が解除する。
- ・②の措置は、研究機関において管理条件を着実に履行している、又は管理条件の履行に進展があると文部科学省が判断した場合、配分機関がその翌年度に解除する。
- ・③の措置は、研究機関において管理条件を着実に履行している、又は管理条件の履行に進展があると文部科学省が判断した時点で、配分機関が解除する。

(2) 迅速な調査の確保

競争的資金の配分機関は、当該競争的資金の配分により行われた研究活動において特定不正行為の疑いがある事案が発覚したにもかかわらず、正当な理由なく研究機関による調査が遅れた場合は、当該競争的資金における翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、上限を間接経費措置額の10%とし、配分機関が個別に定めるものとする。

<<配分機関が実施する事項>>

- 組織としての管理責任に対する研究機関への措置を講じることができるよう、配分機関の規程等を整備すること、及び配分機関が講じる措置の内容について、競争的資金の公募要領や委託契約書（付属資料を含む。）等に記載し、研究機関がそれをあらかじめ承知して応募又は契約するように取り計らうこと

3 措置内容の公表

文部科学省及び配分機関等は、上記1及び2に掲げる措置を決定したときは、これを速やかに公表する。

第5節 文部科学省による調査と支援

1 研究活動における不正行為への継続的な対応

文部科学省は、有識者による検討の場を設け、本ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じて本ガイドラインの見直し等を行う。

2 履行状況調査の実施

文部科学省は、各研究機関における本ガイドラインを踏まえた体制整備の状況等を適切に把握するため、研究機関に対し定期的に履行状況調査を実施し、その結果を公表する。履行状況調査は、書面、面接若しくは現地調査又はその組合せにより行う。履行状況調査の結果、体制整備等に不備があることが確認された場合、当該研究機関に対し管理条件を付すなどにより指導・助言を行う。

3 研究倫理教育に関するプログラムの開発推進

文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進する。研究現場の実情や研究活動の多様性、研究分野の特性等も踏まえつつ、実効性の高い研究倫理教育に関するプログラムとするために支援を行い内容の改善を図る。

4 研究機関における調査体制への支援

特定不正行為の疑いが生じた場合には、まず研究機関において調査を行うことになるが、当該研究機関だけでは十分な対応が困難な場合も考えられる。このため、文部科学省は、研究機関において十分な調査を行える体制にないと判断する場合は、研究機関に対し適時助言を行うとともに、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣を行うなど調査を適切かつ円滑に進めるために必要な支援を行う。

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(概要)

(参考資料1)

～不正行為に対する研究者、研究機関の責任の観点から～

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。
- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起これにくい環境がづくられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

研究者の責任

【公正な研究】

- 科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開(研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献)

【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守

【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明

違反に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 組織内部規程に基づく処分

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する規程・体制の整備・公表
 - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・研究倫理教育の実施
 - ✓大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関：研究倫理教育責任者の配置、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・一定期間の研究データの保存・開示の義務付け

【不正事案発生後の対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の専門性に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に対する措置

- 間接経費の削減
 - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合、また、正当な理由なく調査が遅れた場合に措置

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
 - 調査に至った経緯等
- 調査
 - 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
 - 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
 - ・ 調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 - ・ 調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等
- 調査の結果（特定不正行為の内容）
 - 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
 - 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ① 特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - 特定不正行為が行われた経費・研究課題
 - 〈競争的資金等〉
 - ・ 制度名
 - ・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・ 交付決定額又は委託契約額
 - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・ 研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 〈基盤的経費〉
 - ・ 運営費交付金
 - ・ 私学助成金
 - 特定不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ・ 手法
 - ・ 内容
 - ・ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
 - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 調査機関がこれまで行った措置の内容
（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
- 特定不正行為の発生要因と再発防止策
 - 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）
 - 再発防止策

回 答

科学研究における健全性の向上について



平成27年（2015年）3月6日

日 本 学 術 会 議

この回答は、日本学術会議科学研究における健全性の向上に関する検討委員会研究健全性問題検討分科会が中心となり審議を行ったものである。

日本学術会議科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
研究健全性問題検討分科会

委員長	小林 良彰	(連 携 会 員)	慶應義塾大学法学部教授
副委員長	家 泰弘	(連 携 会 員)	東京大学物性研究所教授
幹 事	三木 浩一	(第 一 部 会 員)	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
幹 事	戸山 芳昭	(第 二 部 会 員)	慶應義塾常任理事・医学部教授
	井野瀬久美恵	(第 一 部 会 員)	甲南大学文学部教授
	福田 裕穂	(第 二 部 会 員)	東京大学大学院理学研究科教授
	依田 照彦	(第 三 部 会 員)	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
	岡田 清孝	(連 携 会 員)	大学共同利用機関法人自然科学研究機構理事
	岸本 喜久雄	(連 携 会 員)	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	市川 家國	(特任連携会員)	信州大学医学部特任教授
	川畑 秀明	(特任連携会員)	慶應義塾大学文学部准教授

本回答の作成に当たっては、以下の職員が事務及び調査を担当した。

事 務	吉住 啓作	企画課課長
	盛田 謙二	参事官（審議第二担当）
	吉田 理子	企画課課長補佐
	松宮 志麻	参事官（審議第二担当）付参事官補佐
	石橋 慶久	企画課審査係長
	太田 絵里	参事官（審議第二担当）付専門職付
調 査	辻 明子	上席学術調査員

要 旨

1 作成の背景

研究健全性問題について、文部科学省は、従来、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月）に基づいて対応してきたが、その後も新たな研究不正に関わる事案が起きたため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月、文部科学大臣決定）を公表した。これに伴い、平成26年7月26日に文部科学省科学技術・学術政策局長から日本学術会議会長宛てに審議依頼（参考資料1）が寄せられた。

2 審議の経過

文部科学省からの審議依頼を受け、検討すべき事項として以下の点について審議した。

- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）
- 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法（研究分野の特性に応じた検討）
- その他研究健全化に関する事項
- 研究倫理教育に関する参照基準
- 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル

日本学術会議科学研究における健全性の向上に関する検討委員会研究健全性問題検討分科会では、7回の分科会を開催するとともに、学術フォーラム「科学研究における健全性の向上－研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインへの対応－」を開催して全国から集まった研究機関関係者、並びに研究者と質疑応答を行い、さらに出席者にアンケートをとり、寄せられた意見を吟味して、適宜採り入れた。

3 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）

① オーサーシップの在り方

研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件は、当該研究の中で重要な貢献を果たしていることである。ただし、これらの要件については研究分野によって解釈に幅があることから、各研究分野の研究者コミュニティの合意に基づいて判断されるべきものである。上記の趣旨に則して、各研究機関及び各学会が刊行する学術誌においてはオーサーシップに関する規程を定めて公表すべきである。

② 二重投稿の禁止

二重投稿は、不必要な査読により他の研究者の時間を無駄にするだけでなく、特定の考えを示す論文を多く見せることによるミスリードをもたらすことになり、厳に禁止されるべきである。上記の趣旨に則して、各研究機関及び各学会が刊行する学術誌においては二重投稿に関する規程を定めて公表すべきである。

4 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法（研究分野の特性に応じた検討）

研究者には本来、自らの研究活動によって生み出されたデータや試料を、事情さえ許せば永久保管しようという自然な欲求がある。公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、研究者及び研究機関に課せられた責務である。

論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から 10 年間の保存を原則とする。試料や標本などの有体物については 5 年間の原則とする。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、など社会通念上、止むを得ない理由がある場合はこの限りではない。また医療分野や社会調査など、データ等の扱いに特段の規程がある場合にはそれに従う。

資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。研究室主宰者や研究機関は、研究倫理教育の一環として資料保存に関わる啓発を行うとともに資料保存の環境整備に努めなければならない。また、研究者の転出に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくことが求められる。

5 その他研究健全化に関する事項

前述の特定不正行為やオーサiership、二重投稿、研究に用いた資料やデータ等の適切な保存以外に、法令や諸規程の遵守はいうに及ばず、利益相反（conflict of interest）に対する適切な対応や他の研究者に対する公正な評価など、研究健全化のために遵守すべき事項として利益相反や他の研究の評価などがある。

① 利益相反について

利益相反から異なる利害により研究にバイアスが生じたり、教育活動に悪い影響が出たりする恐れがある。また、研究機関に対する社会からの信頼が失われることにもなる。このため、産学連携実施に伴い利益相反が生じる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、研究実施主体の明確化と研究成果の管理など適切に対応することが求められる。

② 他の研究の評価について

論文の査読において、査読者が当該分野において論文著者と競争関係にある場合や異なる学説・思想・信条を持つ場合も起こり得るが、そのような場合に投稿論文に対する査読を理不尽に厳しくしたり、査読過程を意図的に遅らせたりするようなことは厳に戒めなくてはならない。また、競争的資金の審査においては、利益相反の規程を遵守するのは当然であるが、規程に書かれている事柄以外でも、審査に影響を与えるような関係が申請者との間にある場合には、自ら辞退することが研究者倫理として求められる。

6 研究倫理教育の参照基準

科学の健全な発展のためには、研究者がその行動を自ら律するための研究倫理教育を確立する必要がある。各研究機関が責任を持って研究倫理教育を実施する際に一定の質保証

を確保するため、本参照基準は教育課程作成のガイドラインとなることを目的としている。公的資金の有無にかかわらず、研究機関に属する全ての研究者（研究室主宰者、ポスドク等を含む）、学生（大学院生、学部生）及び職員が研究倫理教育の対象となり、研究分野によらないジェネラルで高い研究倫理を身に付けるために、適切かつ網羅的な内容を系統的に学修することが求められる。各対象者に対して、それぞれに応じた研究倫理教育を研究機関が責任を持って、e-learning 等積極的に活用して学修を広めるとともに双方向型の教育プログラムと組み合わせるなど教育効果を高める工夫も求められる。また、各研究機関においては、教育の質保証のエビデンスとして評価を行い、単位認定や修了証の発行を行うとともに定期的な（研究者においては少なくとも5年ごと）学修機会の提供が求められる。また研究者は、各研究機関で学修する研究倫理教育の効用と限界についても十分に理解しながら、市民からの信頼を裏切らないように努めることが望まれる。

7 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル

規程のモデルについては、以下の方針で作成した。「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関するモデル規程」は、文部科学省から公表されているガイドラインを各大学が学内規程として具体化するための参考に供するものである。従って、ガイドラインで用いられている考え方と整合性をとるとともに、キーとなる文言や期間等の数字についてはガイドラインをそのまま採用している。また、文部科学省からの審議依頼は、狭義の研究不正への対応に関するモデル規程の作成ということであったため、本モデル規程には研究費の不正使用や利益相反に関する対応規定は盛り込まれていない。

目 次

1	はじめに.....	1
(1)	本回答作成の背景	1
(2)	審議の経過	1
2	審議依頼を受けた各事項に関する検討.....	2
(1)	特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・ オーサーシップの在り方等）	2
①	オーサーシップの在り方.....	2
②	二重投稿の禁止	3
(2)	研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の 期間及び方法.....	4
①	研究に関わる資料等保存の意義と必要性.....	4
②	保存対象物の類型と特性.....	5
③	義務的保存対象の範囲	6
④	研究室主宰者及び研究機関の管理責任	7
⑤	研究資料等の保存に関するガイドライン.....	7
(3)	その他研究健全化に関する事項	8
①	利益相反について.....	8
②	他の研究の評価について.....	9
(4)	研究倫理教育に関する参照基準	9
①	「研究倫理教育の参照基準」の目的	9
②	研究倫理教育の対象と身に付けるべき基本的な素養	9
③	学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方	10
④	社会との関わりにおける研究倫理教育の位置付け	12
(5)	各大学の研究不正対応に関する規程のモデル	13
	<参考文献>	24
	<参考資料 1> 文部科学省からの審議依頼	26
	<参考資料 2> 研究資料等の保存に関する研究分野による特性の事例	28
	<参考資料 3> 審議経過.....	29

1 はじめに

(1) 本回答作成の背景

研究健全性問題について、文部科学省は、従来、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月、科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づいて対応してきた。しかし、その後、様々な新たな研究不正に関わる事案が起きたため、平成 25 年 8 月、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、今後の対応策について集中的に検討を行い、同年 9 月に取りまとめを公表した。これを踏まえた、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ（平成 26 年 2 月）を経て、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月、文部科学大臣決定）を公表した。このガイドラインは平成 27 年 4 月から適用されることになる。これに伴い、平成 26 年 7 月 26 日に文部科学省科学技術・学術政策局長から日本学術会議会長宛てに審議依頼（参考資料 1）が寄せられた。

(2) 審議の経過

文部科学省からの審議依頼を受け、検討すべき事項として以下の点について審議した。

- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）
- 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法（研究分野の特性に応じた検討）
- その他研究健全化に関する事項
- 研究倫理教育に関する参照基準
- 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル

日本学術会議では、この審議依頼に回答するために科学研究における健全性の向上に関する検討委員会に研究健全性問題検討分科会を設置して審議を行った。審議に際して、7 回の分科会を開催するとともに、平成 27 年 2 月 5 日に日本学術会議主催学術フォーラム「科学研究における健全性の向上－研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインへの対応－」（於、日本学術会議講堂）を開催して回答案の要旨を示した上で、全国から集まった研究機関関係者、並びに研究者と質疑応答を行い、さらにアンケートによる意見聴取を行い、適宜、回答案の修正を行った。

2 審議依頼を受けた各事項に関する検討

(1) 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）

① オーサーシップの在り方

研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件は、当該研究の中で重要な貢献を果たしていることである。例えば、①研究の企画・構想、若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、又は実験・観測データの取得や解析、又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること、②論文の草稿を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること、③論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること、の全ての要件を満たす者について著者としてのオーサーシップを付与することが考えられる¹。ただし、これらの要件については研究分野によって解釈に幅があることから、各研究分野の研究者コミュニティの合意に基づいて判断されるべきものである。複数の著者が存在する場合、各著者が当該論文についてどのような役割を果たしているのかを明示することが望ましい。

当該研究の遂行に寄与した者であっても「上記の条件を全て満たす」ことがない者については、謝辞(Acknowledgement)に記載することが適当と考えられる。例えば、当該研究のための資金調達や研究グループの監修を行うだけでは、著者資格の構成要件を満たすことにはならない。

著者としての要件を満たさない者を著者として記載することはギフト・オーサーシップになる。一方、当該研究に本質的に貢献し著者としての要件を満たす者が、著者として記載されないことは著しく不当である。また当人の承諾なしに著者に加えられることも不当である。

著者になることは、当該研究成果において各自が担当した部分について功績の認知を得るとともに責任を負うことである。当該研究成果の各々の部分について、どの著者に功績がありまた責任を負うのかは、研究に関わった者全員の間で認識を共通にしておくべきである。

日本では、これまでオーサーシップについて「上記の要件を全て満たす」ことがなくても、研究設備や施設の提供、資金提供、論文の権威付け、周知の理論の教示や示唆・助言をただけの者を著者に加えることが分野によっては慣行として行われて来た。その理由として、日本では「謝辞(Acknowledgement)」が形式的なものと考えられがちであったためである。今後は、欧米のように謝辞での言及に大きな意味を認めて、当該研究成果に責任を持つ著者と謝辞に記載される者を分けることが求められる。なお、複数の著者の記載順については、分野によって国際慣習が異なっていることから、各分野の合意に基づいて記載すべきである。

¹ この点については、国際医学雑誌編集者委員会、[toukokuitei.net](http://www.toukokuitei.net) 訳「生医学雑誌への投稿のための統一規定：生医学の発表に関する執筆と編集」2010年4月改訂版を参照。<http://www.toukokuitei.net/i4aURM201004.html>（平成26年10月13日閲覧）。本回答では、上記を参照した上で、独自の見解を示している。

なお、各研究機関及び各学会が刊行する学術誌において、上記の趣旨に則したオーサーシップに関する規程を定めて公表すべきである。例えば、投稿規程に「論文に直接貢献していない者が、論文の共著者となることは不正行為であり、禁止する」と明記している学会は多い。オーサーシップについては、研究に関わった者はもとより、当該学術誌を刊行する主体である各研究機関及び各学会も適切な管理を行うことが求められる。また、研究者の研究業績を評価する際に、共著者の数について留意することも検討すべきである。

② 二重投稿の禁止

二重投稿とは、印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為である。こうした行為は、不必要な査読により他の研究者の時間を無駄にするだけでなく、業績の水増しや特定の考えを示す論文を多く見せることによるミスリードをもたらすことにもなるので、厳に禁止されるべきである。このため、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの見直し」（平成 26 年 8 月）においても、二重投稿に対する対応方針を求めている。

なお、学会等の学術集会における発表は研究の途中でも進捗報告として行われることも多い。正式の研究成果発表は、学術誌への論文投稿をもってするという考え方が多くの分野で一般的である。従って二重投稿禁止の観点からしても、学会発表に伴う予稿集論文の発表は、本論文の学術誌への投稿を妨げるものではないとの認識が一般的である。また、博士号請求論文提出の際には、査読付き学術誌への掲載が要件として求められることが多く、学術誌掲載論文から博士号請求論文への転載も認めることが通常である。ただし、収録した転載については、その旨を明記することが求められる。

なお、英文で発表した論文の内容を改めて和文論文として発表すること（あるいはその逆）を一定の条件のもとに許容している学会・学術誌もある。その場合にも、二重投稿禁止の原則に反しないように、両学会・学術誌の投稿規程を遵守し、それらの論文の関係性を明らかにして投稿することが必要である。

各研究機関及び各学会が刊行する学術誌において、上記の趣旨に則した二重投稿に関する規程を定めて公表すべきである。二重投稿については、執筆者はもとより、当該学術誌を刊行する主体である各研究機関及び各学会も適切な管理を行うことが求められる。また、異なる研究機関や学会が刊行する学術誌相互で二重投稿を管理するための措置が必要である。

二重投稿に関する規程の一例として、日本教育工学会の「投稿規定」では、下記の通りに二重投稿を禁止している²。

² 日本教育工学会「日本教育工学会 投稿規定（2014.04.01 改定）」。
<http://www.jset.gr.jp/thesis/pdf/kitei140401.pdf>（平成 27 年 2 月 7 日閲覧）

(2) 「投稿の条件」

以下に示す条件を満たしていることが必須であり、これらの条件を満たしていない場合は返戻とする。特に、①と②は二重投稿と判断される場合があり、投稿者の倫理観が問われることになるので、十分に確認をして投稿を行う。なお、英訳論文(Translation)については、本学会論文誌に和文で掲載された時に下記条件を満たしていることを条件とする。

① 既発表の論文等について

投稿内容が、国内、国外の学会誌、機関誌(大学紀要を含む)、書籍、国際会議の口頭発表論文(Proceedings 論文)が会議後に査読されて発行される論文誌、商業誌等に掲載済みでないこと、掲載予定でないこと、あるいは、上記に投稿中でなく、投稿予定でもないこと。

② 関連する既発表の論文等について

内容の一部が既発表ではあるが、それを深く解析または実験して、新たな知見等をまとめたものなど、投稿内容に関連する内容が、同一著者あるいは他者によって既に掲載されている場合や掲載予定の場合は、参考文献に示して、それとの関係と違いを明確に説明してあること。

③ 学会の研究会や大会の発表原稿等について

上記の①既発表の論文等と②関連する既発表論文等に該当しない場合で、以下の形式で投稿内容の一部あるいは全部が公表され、それらを翻訳・加筆した形で投稿する場合は、例外として二重投稿にはあたらないが、関係を明らかにするために、その旨を付記すること。なお、投稿論文等に関連する(a)から(f)の複数の発表をまとめた場合は、そのうち主要なものだけを取り上げて付記すること。

- (a) 本会や他学会の研究会、大会等の学術講演、国際会議等において配布される論文集(講演論文、研究報告、技術報告、Proceedings 論文など)等
- (b) 上記(a)に関連するプレプリントサーバ
- (c) 科学研究費補助金の報告書等
- (d) 大学の学士論文・修士論文・博士論文等
- (e) 特許公開/公告公報等
- (f) 新聞記事等

(2) 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法

① 研究に関わる資料等保存の意義と必要性

研究者が日々の研究活動を記録しつつ研究を進めることは基本的かつ重要な習慣である。研究を記録するノートには、実験・観察等のログ(日誌的記録)やデータ取得の際の条件を記録したり、解析の要点をメモしたり、研究の過程での考察や着想を書き留めたりする。自然科学系の伝統的な実験研究スタイルでは、実験ノートには製本されたノートを用いる、日付を記して時系列に従って空白を空けずに記入する、修正は修正履歴が残る形で行う、など、後からの改変ができないような作成法が教育された。最近では、電子的な方法で研究記録を付けるスタイルもあるが、基本精神は同じである。

研究者には本来、自らの研究活動によって生み出されたデータや試料を、事情さえ許せば永久保管したいという自然な欲求がある。また、公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、研究者及び研究機関に課せられた責務であるといえる。このように、研究データ等の保存には、「研究者が研究を進める上での内在的な動機」、と「公的活動としての研究に伴う責務」、という両面がある。

論文等の形で発表した研究成果に対して、後日、万が一にも研究不正の疑念がもたれるようなことが生じた場合に研究者が自らその疑念を晴らすことができるよう研究に関わる資料等を適切に保存しておくことは、共同研究者や所属研究機関及び研究資金提供機関に対する責任でもある。

現実には、どのようなデータ等をどの程度の期間保存するかは、将来それらを利用する可能性及び有用性と、保管・保存のために投入する資源（労力、スペース及び費用）との兼ね合いで決めるべき事柄であろう。研究者が異動や転職・退職の機会に資料等を整理・廃棄するということは十分考えられる。その際にも廃棄せずに保管すべきデータ等の範囲やそのために必要な措置を定めたガイドラインを作成することが求められている。また、グループで行った研究について、学生の卒業・修了や研究員の転出などに伴うデータ等の扱いについて研究室主宰者や研究機関の長の責任の範囲についてもガイドラインを定めることが必要であろう。

② 保存対象物の類型と特性

データ等の保存の在り方を考える上で、保存対象物の類型を、資料すなわち「情報やデータ」と、実験試料や実験装置などの実体物すなわち「もの」とに分けてその特性に基づいた検討を行うことが至当であろう。資料（文書、数値データ、画像など）については、電子データ化されているか、紙媒体等の資料かによって、扱いが異なる。試料（実験試料、標本）や装置など「もの」は研究分野や実験手法によって千差万別であって包括的な議論が難しいが、保存に特別な措置を必要とするか否かで大別するとすれば、以下のように分類できる（表1）。

大容量のデータ記憶装置が小型で安価になった現在、電子化されたデータに関しては保存すること自体はコスト的に大きな負担ではない。研究者は誰でも重要なデータや文書のファイルについてはバックアップをとらなくてはならない。また、いざ必要となったときに役立つよう、単にデータ等のファイルを保管するだけでなく、メタデータの作成と管理をしっかりとっておかなければならない。

紙媒体の資料については、ファイリングや保管書庫のスペース容量の制約がありえる。オリジナルが紙媒体の資料についても、可能なものは電子化するなどして保存コストの低減と検索/読み出し可能性 (retrievability) の向上に努めることが推奨される。

試料等（もの）については、分量あるいは特性によっては保管に要するスペースや

適正な保存のためのコストが膨大となるので、単なる「保存のための保存」を包括的に義務付けるようなことはすべきでない。研究の特性に応じた合理的なガイドラインを各研究機関において検討することが望まれる。特に、生物系試料など、保存に特殊設備を必要とするものについては、当該研究機関においてガイドラインを定めるとともに適切な保存のためのインフラ整備を進めることが必要であろう。

表 1 研究資料／試料の種類と保存法

	データ等の種類	形式・形態	保存方法	検索／再利用の利便性	保存に要するスペース	保存にかかるコスト
資料 (情報、データ)	デジタルデータ	電子データ	ハードディスク等記録媒体	メタデータが完備していれば容易	小	低
	アナログ資料	紙媒体資料等	ファイリング等	整理・保管方法による	分量による	比較的低
試料等 (もの)	劣化しないもの	安定物質、標本等	単純収納	整理・保管方法による	分量による	比較的低
	劣化するもの、 保存に特別な措置を要するもの	不安定物質、反応性物質、生物試料、貴重標本等	特殊環境での収納	保存方法による	特殊設備等を要する	高

③ 義務的保存対象の範囲

一般に、研究活動に伴って多くのデータが発生するが、最終的に研究成果として発表する論文等に使われるのはそのうちのごく一部である。研究健全化の文脈でデータ等の保存の義務付けが議論されるのは、仮に研究不正の疑義が生じた場合に研究者が自身の活動の正当性を証明するため、あるいは調査に当たる者がオリジナル・データ等を検証するため、という趣旨であろう。その意味では、論文等として発表に使われなかったもの、あるいは使う予定のないものまで包括的に保存を義務付けるようなことは現実的でないと考えられる。先に述べたごとく、研究者には成果発表には使われなかったものも含めて、自らの研究活動で生み出されたデータ等は全て保存したいという自然な欲求があり、多くの研究者は実際にそれを実行している。ここでの論点は、規則で保存を義務付ける範囲をどのように設定するかであり、当然ながら、それを超える保存対象や保存期間を自主的に設定することを妨げるものではない。

なお、社会学分野の調査データや臨床分野の診察データ、ヒトのゲノム情報などデータの扱いに法的な規制があるものや倫理上の配慮を必要とするもの、及び、知的財産権が絡むものについては、それぞれ別途の検討が必要となる。

④ 研究室主宰者及び研究機関の管理責任

個々の研究者が実践すべき、研究倫理・行動規範遵守、安全確保・事故防止、資料及び試料等の保存について、研究室主宰者及び研究機関の長は、研究活動の健全性が担保されるよう、それぞれの立場で適切な教育・指導と環境整備に努めなければならない。資料及び試料等の保存の具体的な在り方については、研究分野による研究活動の特性や研究機関の状況によって大きく異なる点が多々あるので、一律の基準を定めることは難しい。本回答で提案するガイドラインを参考として、各研究機関において、研究分野のコミュニティの考え方も参考にしつつ具体的なルールを策定し実行に移すことが望まれる（表2）。

表2 ラボ運営における各者の責任

	安全管理	研究倫理・行動規範遵守	資料等保存	試料等保存
研究者個人	実践 改善提案	実践 (場合によって whistle-blowing)	研究記録やメタデータの整理により、 検索・抽出可能な形で整理・保管 適正なバックアップの作成	可能な限り保存 試料に関するメタデータの記録・整理
研究室主宰者	教育・指導	教育・指導	教育・指導 メタデータ管理 研究室の統一フォーマットの作成など	教育・指導 保管法、保管場所の確保
研究機関の長	環境づくり 教育・研修プログラム 安全点検パトロールなど	環境づくり 教育・研修プログラム	データ・バックアップ用サーバーの提供など、インフラ整備	保存に特殊な条件を要する試料の保管のためのインフラ整備

⑤ 研究資料等の保存に関するガイドライン

保存を義務付ける対象、保存期間、保存方法に関して、以下のようなガイドラインが考えられる。

ア 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すことが強く推奨される。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

イ 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

保存に際しては、後日の利用／参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性／追跡可能性の担保に留意すべきである。

ウ 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

エ 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後 5 年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

オ 研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、(a) バックアップをとって保管する、ないしは、(b) 所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。研究室主宰者の転出や移動に際して、研究機関の長はこれに準じた措置を講ずる。なお、研究資料の保存に関するこれらの措置を円滑に進めるために、各研究機関においてはガイドラインを定め、研究者の採用時に覚書を交わすなどの仕組みも考えられる。

カ 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

なお、研究資料や試料の特性と保存・保管における条件に関わるいくつかの分野の事例を参考資料 2 に後述する。

(3) その他研究健全化に関する事項

前述の特定不正行為やオーサーシップ、二重投稿、研究に用いた資料やデータ等の適切な保存以外に、法令や諸規程の遵守はいうに及ばず、利益相反 (conflict of interest) に対する適切な対応や他の研究者に対する公正な評価など、研究健全化のために遵守すべき事項として利益相反や他の研究の評価などがある。

① 利益相反について

利益相反とは、利害（利益と責務）が対立することであり、個人としての利益相反

(個人が得る利益と大学における研究や教育に対する責任の相反など)、研究機関としての利益相反(研究機関が得る利益と研究機関の社会的使命の相反など)、責務相反(個人の対外的職務遂行責任と研究機関での職務遂行責任の相反など)がある。こうした利益相反は、異なる利害により研究にバイアスが生じたり、教育活動に悪い影響が出たりする恐れがある。また、研究機関に対する社会からの信頼が失われることにもなる。

例えば、複数の大学で実施された高血圧症治療薬ディオバンの臨床研究において、不適切な利益相反により、販売促進として企業からの不透明な研究費や不当な役務が提供され、人為的なデータ操作が行われた。このため、産学連携実施に伴い利益相反が生じる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、研究実施主体の明確化と研究成果の管理など適切に対応することが求められる。

② 他の研究の評価について

科学の発展のためには、ピアレビュー(査読や審査)における公正さを確保することが必要であり、研究者は高い倫理観と見識を持ってピアレビューに当たらなければならない。例えば、論文の査読において、査読者が当該分野において論文著者と競争関係にある場合や異なる学説・思想・信条を持つ場合も起こり得るが、そのような場合に投稿論文に対する査読を理不尽に厳しくしたり、査読過程を意図的に遅らせたりするようなことは厳に戒めなくてはならない。また、競争的資金の審査においては、利益相反の規程を遵守するのは当然であるが、規程に書かれていること以外でも、審査に影響を与えるような関係が申請者との間にある場合には、自ら辞退することが研究者倫理として求められる。

(4) 研究倫理教育に関する参照基準

研究倫理教育を行う際の参照基準として、下記の項目が考えられる。

① 「研究倫理教育の参照基準」の目的

科学が健全な発展によって豊かな人間社会の実現に寄与するためには、研究者がその行動を自ら律するための研究倫理教育を確立する必要がある。また研究者自身が責任ある研究活動を常日頃から行うためには、自律的に規範を遵守するとともに、科学への信頼を確立することが求められ、さらに科学の独立性を保つためにも、あらゆる研究分野に共通した研究倫理教育を実施することが必要である。そのための研究倫理教育の標準的な参照基準の設定が求められる。本参照基準は、各研究機関において研究倫理教育を実施する際に一定の質保証を確保するため、教育課程作成のガイドラインとなることを目的としている。

② 研究倫理教育の対象と身に付けるべき基本的な素養

研究倫理教育の対象

公的資金の有無にかかわらず、研究機関に所属する全ての研究者が研究倫理教育の対象となる。その対象としては、研究室主宰者も含まれる。また、研究者を目指す大学院生及び研究に着手する段階の学部生についても、それぞれの段階に応じて、研究倫理に関する理解を深めることを目的とした教育の実施が求められる。また、研究者以外の職員についても、所属機関の研究活動について理解するために研究倫理教育を受けることが望ましい。

研究倫理教育において獲得すべき基本的な知識と理解

研究倫理については、研究者の常識に訴えたり経験的に学んだりするだけでなく、具体的な事例とともに適切な内容を網羅的に学修する必要がある。また、研究者としての行動規範や、各種ガイドラインや規程等についても併せて学修する。これらにより、研究倫理に関する「知識」を得ることが求められる。また、その知識の習得と理解に基づき、何が倫理的な行動であるかを自ら判断し、公正に研究活動が行える「スキル」を身に付けることが求められる。その際、不正行為や不適切な行為について、これらの行為を行った場合や研究不正の告発に対する措置についても十分に理解を促すことが必要である。さらに、責任ある研究活動を進め、研究対象を尊重する「態度」や、研究不正に結びつくような可能性の排除や研究上必要なコミュニケーションといった「振る舞い」ができることが求められる。

学修の内容例：研究倫理とは何か、研究倫理教育の必要性、社会の中で研究者が果たすべき役割、利益相反への対処、研究データの保存の在り方、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）及び二重投稿・オーサiershipの在り方等の論文の作成上の注意事項、研究成果の公表の在り方など。

なお、学修内容には、特定の分野においてのみ重要とされる内容を含むが（例えば、人文・社会科学における家計調査や意識調査におけるアンケートやインタビューで得た個人情報の取扱い、生命科学・医学における生命倫理やインフォームド・コンセント、バイオセーフティ、多能性幹細胞研究倫理など、理学・工学における研究の安全性など）、研究分野にかかわらず身に付けなければならない研究倫理として学ぶ必要がある。

③ 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育の実施は、各研究機関が責任を持って行う。また、各機関は、研究倫理推進部署や相談窓口の設置や不正事案への対応など、責任ある研究活動実施のための推進体制を強化することが望まれる。

学修方法及び実施時期

学修方法の分類は、対象者の性質によって異なり、以下のような学修方法が考えられる。また、学修時期についても対象者に応じた対応を行う必要がある。

○大学生

- ・入学時のガイダンス等における基本的な研究倫理の啓発
- ・ゼミ研究や卒業研究の導入における研究の実施に必要とされる研究倫理の啓発（論文執筆上の研究倫理やインフォームド・コンセント、安全事項など）
- ・専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育の実施（討論やケーススタディを用いた講義等）

○大学院生

- ・入学時のガイダンス等における研究者として必要とされる研究倫理の啓発（論文著者の責任等を含む総合的な研究倫理教育、研究倫理申請書の書き方、利益相反の考え方や守秘義務など）
- ・専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育の実施（討論やケーススタディを用いた講義等）

○研究機関に所属する研究者

- ・常勤／非常勤の任用の種類にかかわらず、採用（雇用・任用）時、並びに定期的な研究倫理研修（職務規程や関連規則、法規等を含む）。少なくとも5年ごとに学修することが望ましい。
- ・e-learning 等を積極的に活用した研究倫理研修
- ・ファカルティ・ディベロップメントとしての研究倫理教育研修（学生への研究倫理教育において指導すべき内容の学修を含む）
- ・研究分野の特性を踏まえた研究倫理研修

○職員

- ・採用時における研究倫理研修（職務規程や関連規則、法規等を含む）

以上のような授業や研修、e-learning の他、研究機関や学会による講演会やセミナー等の実施、印刷物やウェブサイト等による研究倫理の啓発活動によって充実を図ることが想定される。なお、学会においては特定の研究分野における研究倫理のガイドラインを示すことで研究機関での研修等では不十分な内容について研究者等に学修の機会を提供することが重要になる。e-learning では、一方向での受講にならないよう、受講後に少人数のグループ討論など双方向型の教育プログラムと組み合わせて実施するなど教育効果を高める工夫が求められる。また、研究倫理教育プログラムの実施の他、各研究機関では、研究データの保存や公開等についてのガイドラインづくりを推進するとともに、それらの点についても研修等で説明したり、類似性検出ソフトウェアの活用についての講習を行ったりするなどが想定される。さらに研究倫理を単体で授業や研修として取り扱うだけでなく、研究者として必要な知識・技能と併せて研究倫理を取り上げる研修も想定される。そして、科学研究費など競争的資金獲得に際しては、申請時（若しくは交付時）に研究倫理教育の受講の義務化を実施することが望まれる。

学修指導上の留意事項

「研究倫理教育」そのものの専門家は非常に限定的である一方、各機関においては誰しもが身に付けておくべきスキルであることから、これから研究を始めようとする大学院生や学部生に対しても教育が求められる。そのような学生への研究倫理の指導についてもファカルティ・ディベロップメントによって指導の質向上を図ることが望まれる。学部学生や大学院生への授業による指導では、チームティーチングや、様々な分野の教員によって構成することが想定される。また、留学生に対する研究倫理教育に当たっては、各々が習得してきた倫理観に留意した教育の実施が必要な場合もある。さらに、定期的に研究倫理教育を受けた研究者によるメンター制度を通した若手研究者（ポスドク・大学院生等を含む）に対する研究倫理の徹底や、研究倫理に関する学生・研究者同士のコミュニケーションを図る場を設置することなどが求められる。

評価方法

評価は、研究倫理教育の質保証のエビデンスとして重要な役割を果たす。学部生や大学院生に対する単位認定や、研究者に対する研修では修了後にサーティフィケート（修了証）を発行することが求められる。評価方法の運用については、対象や学修方法などに応じて考慮すべきである。学部生及び大学院生への授業として研究倫理教育を実施する場合、学修内容をもとに試験の実施やレポートの作成によってスキルの定着を図ることができる。研究者を対象とした研修やe-learningについても、単にプログラムを受講するだけでなく、学修内容についての理解の程度を確認するとともに、学修した旨の誓約の提出などの工夫が考えられる。また、研究者を対象とした研修においても、一方向的な講義だけでなく、受講者間のディスカッションにより理解を深め、個人でレポートを作成することを求めるなど、知識とスキルの定着を図る工夫が求められる。

④ 社会との関わりにおける研究倫理教育の位置付け

研究倫理は、研究者が高い責任能力を持って、自律的に規範を遵守しながら研究活動に従事するために必要な素養である。しかし従来は、学会や研究機関における啓発は増えてきているものの、いまだに経験的かつ常識的なものであり、系統的に教育を受ける機会もなかった。これからの研究倫理教育では、研究分野によらないジェネラルで高い研究倫理を研究者が有し、かつ各研究分野における高度な研究倫理を系統的に学ぶことが必要となる。ただし、研究者は各研究機関で学修する研究倫理教育の効用と限界についても十分に理解しながら、自分の研究活動においてのみならず後進の育成や指導において、社会との関わりを認識して、市民からの信頼を裏切らないよう努めることが望まれる。

(5) 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル

研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程のモデルとして、以下のものが考えられる。なお、以下に示した各規定は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という）」を実践するために、それぞれの大学において学内規程等として具体化するための参考に供することを目的とするものである。従って、起草に当たってはガイドラインとの整合性の維持と抵触の回避が慎重に図られており、ガイドラインに考え方や方針が明示的に述べられている事項については、それに従った記述となっている。また、キーとなる文言や期間の数字等については、ガイドラインをそのまま採用している。また、文部科学省からの審議依頼は、ガイドラインの対象である狭義の研究不正への対応に関する規程のモデルの作成ということであったことから、広義の研究不正と関連する研究費の不正使用に対応するための規程については、本モデル規程には盛り込まれていない。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇（機関名）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

〇〇（機関名）に雇用されて研究活動に従事している者及び〇〇の施設や設備を利用して研究に携わる者

(3) 部局

〇〇（機関名）の事務組織に関する規程〇〇上に定める〇〇、〇〇研究所に置かれる研究機構及び附属病院

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

（総括責任者）

第4条 ○○（役職名）は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（部局責任者）

第5条 部局の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

（研究倫理教育責任者）

第6条 ○○（役職名）は、部局等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

（研究倫理委員会の設置）

第7条 ○○（機関名）に、研究者等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

- 2 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。
- 3 委員長は、委員のうちから○○によって定める。
- 4 委員長は、倫理委員会の業務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 7 委員は、次の各号に掲げる者を○○が指名することによって任命する。
 - (1) ○○（機関名）の○○（○○（機関名）の長、評議員、部局長等） ○名
 - (2) 科学研究について専門知識を有する者 ○名
 - (3) 科学研究における行動規範について専門知識を有する者 ○名
 - (4) 法律の知識を有する外部有識者 ○名
- 8 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 9 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

（倫理委員会の職務）

第8条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第9条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、〇〇に受付窓口を置くものとする。

(告発の受付体制)

- 第10条** 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていない場合ではない。
 - 3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
 - 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、〇〇（機関名）の長及び委員長に報告するものとする。〇〇（機関名）の長は、当該告発に関係する部局の長等に、その内容を通知するものとする。
 - 5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
 - 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

- 第11条** 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、〇〇（機関名）の長及び委員長に報告するものとする。
 - 4 第3項の報告があったときは、〇〇（機関名）の長又は委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第12条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 ○○（機関名）の長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 ○○（機関名）の長又は委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 ○○（機関名）の長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第14条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 ○○（機関名）に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 ○○（機関名）の長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 ○○（機関名）の長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第15条 ○○（機関名）に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 ○○（機関名）の長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

- 3 ○○（機関名）の長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）

第 16 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 ○○（機関名）の長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 ○○（機関名）の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第 5 章 事案の調査

（予備調査の実施）

第 17 条 第 10 条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3 名の委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第 18 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第 19 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

- 2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

- 4 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 20 条 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、〇〇（機関名）に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 倫理委員会の委員長又はその指名した倫理委員会の委員 〇名
 - (2) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した有識者 〇名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 〇名

(本調査の通知)

第 21 条 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 22 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 23 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 24 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が〇〇（機関名）でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 25 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 26 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 27 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 22 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第 28 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して〇〇（機関名）の長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、〇〇（機関名）の長に報告しなければならない。

（認定の方法）

- 第29条** 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

- 第30条** 〇〇（機関名）の長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇（機関名）以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 〇〇（機関名）の長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
 - 3 〇〇（機関名）の長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が〇〇（機関名）以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

- 第31条** 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。〇〇（機関名）の長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな調査委員は、第20条第2項及び第3項に準じて指名する。
 - 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、〇〇（機関名）の長に報告する。報告を受けた〇〇（機関名）の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置

の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、〇〇（機関名）の長に報告する。報告を受けた〇〇（機関名）の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 〇〇（機関名）の長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第 32 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに〇〇（機関名）の長に報告する。報告を受けた〇〇（機関名）の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに〇〇（機関名）の長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して〇〇（機関名）の長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 〇〇（機関名）の長は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇（機関名）以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

第 33 条 〇〇（機関名）の長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、〇〇（機関名）が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又

は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- 6 ○○（機関名）の長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

（本調査中における一時的措置）

第34条 ○○（機関名）の長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 ○○（機関名）の長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

第35条 ○○（機関名）の長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第36条 ○○（機関名）の長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を○○（機関名）の長に行わなければならない。
- 3 ○○（機関名）の長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第37条 ○○（機関名）の長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 ○○（機関名）の長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第38条 ○○（機関名）の長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場

合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 ○○（機関名）の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

（是正措置等）

第 39 条 倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、
○○（機関名）の長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

- 2 ○○（機関名）の長は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、○○（機関名）全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 ○○（機関名）の長は、第 2 項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

＜参考文献＞

- [1] 齋藤芳子、「米国における大学院生向け研究倫理教育コースの設計」、『名古屋高等教育研究』第8号、pp.117-136、2008年。
- [2] 日本学術会議、声明「科学者の行動規範について」、平成18年(2006年)10月3日。
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-s3.pdf>
- [3] 日本学術会議、声明「科学者の行動規範－改訂版－」、平成25年(2013年)1月25日。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20140731/siryo4.pdf>
- [4] 日本学術会議科学研究における健全性の向上に関する検討委員会、提言「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」、平成25年(2013年)12月26日。
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t131226.pdf>
- [5] 日本学術会議科学研究における健全性の向上に関する検討委員会臨床試験制度検討分科会、提言「我が国の研究者主導臨床試験に係る問題点と今後の対応策」、平成26年(2014年)3月27日。
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t140327.pdf>
- [6] 日本学術会議学術と社会常置委員会、対外報告「科学における不正行為とその防止について」、平成15年(2003年)6月24日。
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1823.pdf>
- [7] 日本学術会議学術と社会常置委員会、報告「科学におけるミスコンダクトの現状と対策－科学者コミュニティの自律に向けて－」、平成17年(2005年)7月21日。
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-8.pdf>
- [8] 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－(暫定版)』、平成26年(2014年)11月28日。
- [9] 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて－研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書－」、平成18年(2006年)8月8日。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/__icsFiles/afieldfile/2013/05/07/1213547_001.pdf
- [10] 文部科学省研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース、「中間とりまとめ」、平成25年(2013年)9月26日。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/__icsFiles/afieldfile/2013/09/26/1339981_02_1.pdf
- [11] 文部科学大臣決定、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」、平成19年(2007年)2月15日。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf
- [12] 文部科学大臣決定、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、平成26年(2014年)8月26日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

- [13] 山崎茂明、『科学者の不正行為—捏造・偽造・盗用』丸善、2002 年.

<参考資料 1> 文部科学省からの審議依頼

26文科科第161号

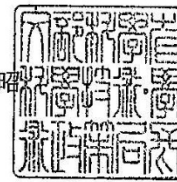
平成26年7月24日

日本学術会議

会長 大西 隆 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長

川 上 伸 昭



研究活動における不正行為への対応等に関する審議について（依頼）

文部科学省では、平成26年7月3日に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（案）をとりまとめ、現在、パブリックコメントを実施しております。この結果を受け、平成26年8月末頃に新ガイドラインを決定し、平成27年4月より適用する予定であります。

つきましては、新ガイドラインの適用に当たり、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、下記の事項について、御検討いただきますようお願いいたします。

なお、来年4月より新ガイドラインの適用予定でありますところ、本件依頼は、平成27年3月中までに御回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 実験データ等の保存の期間及び方法（研究分野の特性に応じた検討）
- 2 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務
- 3 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）
- 4 研究倫理教育に関する参照基準
- 5 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル
- 6 その他研究健全化に関する事項

＜参考資料２＞ 研究資料等の保存に関する研究分野による特性の事例

参考として、研究資料や試料の特性と保存・保管における条件に関わるいくつかの分野の事例を記す。

○生命科学分野

「生物試料」及び「生物試料からの分離・抽出物」の保存に際しては、その特性及び想定される将来の利用に応じてどのような状態で保存するか条件が課せられる。標本等の場合は乾燥処理による保存、液浸状態での保存などの手法が用いられる。また、組織、細胞や「生物試料からの分離・抽出物」は液体窒素による凍結保存が広く用いられているが、大量の試料を保存するにはそのコストが膨大になる。なお、バイオハザードなどに関わる必要措置はその規制基準に従う。

○物質・材料科学分野

安定物質の試料保存は単に保管スペースだけの問題であるが、物質の特性によってはそもそも保存が不可能であるものや、保存に条件が課せられるものがある。例えば、表面ナノ物質のように、超高真空状態で調製した試料が清浄に保たれるのがごく短時間であり、その場 (in situ) が必須というような研究対象もある。一般に非平衡状態の物質相は時間とともに緩和するので、試料の質変化を抑制するには極低温での保存などの手法が必要となる。また、反応性物質（例：空気中の酸素や水分との反応性を有する物質）の保存には、その反応性及び保存期間によって、デシケーター保管や不活性雰囲気ないしは真空封止での保存などの処置が必要となる。なお、放射性物質や劇毒物に該当する試料の保存はそれらの規制基準に従わなければならない。

○オープンサイエンス／オープンデータとの関係

高エネルギー物理学、天文学、地球惑星科学、環境科学、ゲノム科学、保健医療などの分野では実験・観測データをインターネット上にオープンな形で提供して共有財産とし、研究者がそれらに自由にアクセスし解析を行うという動きがある。オープンデータは、ここで議論している研究活動の健全化とは異なる文脈で進められているものではあるが、科学データの組織的保存・活用や、膨大な電子化情報の扱いに関わる情報学的手法の開発という観点からも注目される動きである。

＜参考資料３＞ 審議経過

平成 26 年（2014 年）

- 7 月 26 日 文部科学省科学技術・学術政策局長から日本学術会議会長宛てに審議依頼
- 8 月 7 日 研究健全性問題検討分科会（第 1 回）
 - 委員長互選等
 - 文部科学省からの審議依頼について
 - 本分科会の役割、今後の進め方について
- 8 月 28 日 研究健全性問題検討分科会（第 2 回）
 - 文部科学省からの審議依頼への回答について（検討項目 2 及び 3 を中心に審議）
 - 今後の進め方について
- 9 月 26 日 研究健全性問題検討分科会（第 3 回）
 - 文部科学省からの審議依頼への対応について
 - 今後の進め方について
- 10 月 14 日 研究健全性問題検討分科会（第 4 回）
 - 文部科学省からの審議依頼に対する回答案について
- 11 月 14 日 研究健全性問題検討分科会（第 5 回）
 - 文部科学省からの審議依頼に対する回答案について
- 12 月 19 日 研究健全性問題検討分科会（第 6 回）
 - 文部科学省からの審議依頼に対する回答案について

平成 27 年（2015 年）

- 2 月 5 日 研究健全性問題検討分科会（第 7 回）
 - 回答案「科学研究における健全性の向上について」を承認
- 2 月 5 日 学術フォーラム「科学研究における健全性の向上－研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインへの対応」開催（於：日本学術会議講堂）
- 2 月 27 日 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（第 1 回）
 - 回答「科学研究における健全性の向上について」を承認

科学研究の健全性向上のための共同声明

我が国の研究機関は、種々の学術分野で世界の拠点の一角を占め、数多くの重要な成果を挙げてきた。このことは、我が国の研究者がノーベル賞をはじめとする国際的な学術賞の受賞者に数多く含まれていることから明らかである。

その中にあって大学は、高等教育を通じて広く人材を育成するとともに、研究活動の拠点として重要な役割を果たし、優れた研究成果を挙げてきた。

学術分野における国際協力と競争が進む中で、我が国の大学が果たす役割は、これからもますます重要性を増すと考えられる。

一方で、研究費の不正使用、データのねつ造や改ざん、盗用に代表される研究活動における不正行為が後を絶たないという問題が存在している。最近も、研究費の不適切な使用、データねつ造等の論文作成における不適切な行為等の研究活動に対する社会的な不信を招く事案が大学等の研究機関で多発しているのは、残念ながら事実である。

これまで、日本学術会議は、平成 18 年 10 月に声明「科学者の行動規範」を公表し、平成 25 年 1 月にその改定を行うなど、研究不正問題に関して、科学者コミュニティの代表機関として取組を進めてきた。また、各大学においても学内に倫理委員会が設置され、研究不正の防止や疑惑が生じた際の対応を行う体制が整備されてきた。

政府においても、総合科学技術・イノベーション会議が、科学技術の研究に関わる各主体に研究不正行為に対する不断の取組を求める意見具申「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」を決定した（平成 26 年 9 月 19 日）。また、研究機関を所管する各府省により取組が進められ、例えば、文部科学省は、先般、従来の研究における不正行為や研究費の不正使用に関わるガイドラインを格段に充実させ、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）」の策定（平成 26 年 8 月 26 日）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正（平成 26 年 2 月 18 日）を行ったところである。

一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、日本私立大学団体連合会及び日本学術会議は、我が国の学術界が、日常的な研究活動における研究の健全性を飛躍的に強化するとともに、研究者の育成において一人ひとりの研究者の規範意識を高めるための対策を講じることによって、我が国及び国際社会における学術研究に対する信頼性を回復して、さらにそれを高めていくこ

とが急務であると考え、以下のとおり決意を表明し、我が国の学术界の責務として、各団体が協力して研究の健全性向上のために活動することを宣言する。

- 1 大学等の研究機関は、世界における研究活動の中心の一つとしての役割をさらに高めていくため、研究活動における不正行為、研究費の不正使用を許さず、世界の範たる健全な研究を遂行する。もし疑惑が生じた場合には、第三者の協力を得つつ、組織の責任として、適切な方法で迅速・的確に対処する。
- 2 研究活動における不正行為、研究費の不正使用の防止には予防的な措置が不可欠であり、大学等の研究機関は、すべての研究者が健全な研究活動を実践できるよう、広く研究の倫理を含めて、適切な学習プログラムの履修を義務付けるとともに、これらが実効性あるよう、継続的に評価・審議していく。
- 3 大学等の研究機関及び日本学術会議は、我が国の科学者コミュニティの主要な一員として、研究活動における不正行為、研究費の不正使用に対する厳正な対処・予防のための学習プログラムの開発と普及に向けて相互に協力し、我が国の科学研究に対する国内外の信頼を高めるために全力で取り組む。

平成 26 年 12 月 11 日

一般社団法人国立大学協会会長	里見進
一般社団法人公立大学協会会長	木苗直秀
日本私立大学団体連合会会長	清家篤
日本学術会議会長	大西隆

研究活動における不正行為の防止に向けて、指導的立場にある研究者の留意点を取りまとめましたので、御理解、御協力をお願いします。

3文科科第199号

令和3年8月20日

文部科学省の予算の配分又は措置により

研究を実施する研究機関の長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長

千 原 由 幸

研究活動における不正行為の防止の徹底について（通知）

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）が適用された平成27年4月以降も、特定の研究者が長期間にわたり多くの論文等において不正行為を行う事案が認められます。このような不正行為の要因は、責任著者など指導的立場にある研究者が、研究の実施や論文等の執筆・投稿に当たり研究データ等の確認を行っていないことや、当該研究者自身が不正行為を行っている又は研究室・研究グループぐるみの不正行為を主導していることが挙げられます。

これを受けて、文部科学省は、科学技術・学術政策局に設置した「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」の助言を踏まえ、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認定された場合に、「競争的資金の適切な執行に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき講じる、競争的研究費の応募制限措置の考え方を、別添のとおり整理しました。特に、研究者の悪質な不正行為及び責任について下記のとおり整理しましたので、ご留意願います。

今後、文部科学省は、特定不正行為が認定された場合は、本通知の内容を踏まえ競争的研究費の応募制限措置を講じます。

研究機関の長においては、所属する研究者に対して、本通知の内容を周知するとともに、特に責任著者など指導的立場にある研究者*が下記の内容を十分に理解し、論文等の執筆・投稿に当たり、適切な確認体制を構築すること等により、研究活動における不正行為の防止を徹底するようお願いします。

なお、研究機関における本通知に関する周知・徹底の状況については、『「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和4年度版）』においてフォローアップを行いますので、よろしくお願いします。

※ 論文等の責任著者や共著者となっている研究室・ゼミの主宰者などを想定

記

別添「競争的研究費の応募制限措置の考え方」のうち、責任著者など指導的立場にある研究者に特に留意いただきたい点は以下のとおり

1. 「特に悪質な者」に該当する者の考え方（別添4ページ赤字部分）

（1）指針別表2

「研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者」

（2）「など」の明確化

①競争的研究費の応募制限措置を受けた後、再度不正行為を行った場合

②指導的立場にある責任著者などによる不正行為であって、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 不正な若しくは不適切な研究の実施、指示、指導により、複数の論文等を執筆・投稿した場合又はこれらに相当する場合
- ・ 研究室・研究グループぐるみの研究不正を主導し複数の論文等を執筆・投稿した場合又はこれらに相当する場合
- ・ 研究活動を全く行わずに複数の論文等を執筆・投稿した場合又はこれらに相当する場合（調査対象者が、根拠となる実験ノート・データ等を全く提出せず、研究実態が確認できない場合や、論文等の根幹をなす部分を適切な引用なく流用した場合を含む。）

など

2. 「不正行為には関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」の責任の考え方（別添7ページ赤字部分）

（1）指針別表2

「不正行為には関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」

（2）「責任」の明確化

- ・ 責任著者など指導的立場にある研究者は、研究の実施や論文等の執筆・投稿に当たり、直接的に必要な確認を行う、又は、他の研究者に必要な確認を行わせる体制を構築するなど、管理責任を果たすことが求められる。

【別添】「競争的研究費の応募制限措置の考え方」

【参考 URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(担当)

科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室

研究公正推進係 新井、中村

電話：03-5253-4111（内線 3873）

E-mail：kiban@mext.go.jp

競争的研究費の応募制限措置の考え方

2021年8月

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 研究公正推進室

競争的研究費の応募制限措置（指針別表2）

- 特定不正行為が認定された場合、「競争的研究費の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、競争的研究費の応募制限措置を講じる。

競争的研究費の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表2

応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図した場合など、 <u>特に悪質な者</u>	—	10年
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
	3. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者	—	2～3年
3. 1. 及び 2. を除く不正行為に関与した者		—	2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の <u>責任</u> を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

競争的研究費の応募制限措置

競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表 2 の考え方をP3～P7のとおり整理

1. 不正行為に関与した者

応募制限の対象者		不正行為の程度（P4～6に考え方を示す）		応募制限期間
		行為の悪質性	影響	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図した場合など、 特に悪質な者（P4に「特に悪質」の考え方を示す）	—	—	10年
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者 （当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	高	高	7年
		高	中	6年
		中	高	
		高	低	5年
		中	中	
		低	高	
		中	低	4年
		低	中	
		低	低	3年
	上記以外の著者	—	—	2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く不正行為に関与した者	—	—	2～3年

2. 不正行為には関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者

応募制限の対象者	不正行為の程度（P7に考え方を示す）	応募制限期間
不正行為に関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）（P7に「責任」の考え方を示す）	高	3年
	中	2年
	低	1年

1. 行為の悪質性

(1) 基本的考え方

- 指導的立場にある責任著者など（※1）が、不正行為を実施している場合、不正行為や不適切な行為を指示・指導している場合、研究を行わず複数の論文等を作成している場合などは、「研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合」に相当する悪質性を有するものとし、「特に悪質」に該当するものとする。
- 「故意」による不正行為が認められる場合は、「特に悪質」～「中」とし、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による不正行為の場合は、「中」～「低」とする。程度（特に悪質～低）の判断に当たっては、不正行為の常態化（不正論文等の数や不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶか否か）等を考慮する。
- 「考え方（例）」を踏まえ、不正行為の程度を判断することを原則とするが、「考え方（例）」によることが合理的でない場合は、不正調査においてその判断理由を示す必要がある。
- なお、不正調査においては、不正行為に関与した者の故意性の有無を認定した上で、故意性がないと認められる場合には、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」であるか否かを認定する必要がある。

【※1：「など」は、研究室・ゼミの主宰者や「特に悪質」に該当する行為を主導した研究者が著者になっている場合を想定】

程度	「行為の悪質性」の考え方（例）
特に悪質	○ 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合 ○ 応募制限措置を受けた後、再度不正行為を行った場合（ただし、次頁の（※2）の事由に該当する場合は、ただちに「特に悪質」とせず、個別に判断するものとする。） ○ 指導的立場にある責任著者などによる不正行為であって、以下のいずれかに該当するもの ・ 不正な若しくは不適切な研究の実施、指示、指導により、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・ 研究室、研究グループぐるみの研究不正を主導し、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・ 研究活動を全行わずに、複数の論文等を執筆・投稿した場合、又は、これらに相当する場合（調査対象者が、根拠となる実験ノート・データを全く提出せず、研究実態が確認できない場合や、論文等の根幹をなす部分を適切に引用なく流用した場合を含む。） 【※赤字は、これまで「特に悪質」に該当するものとして明記していなかった項目】
高	○ 指導的立場にある責任著者などによる不正行為であって、以下のいずれにも該当しないもの（上記の「特に悪質」の要件に該当しないもの） ・ 不正な若しくは不適切な研究の実施、指示、指導により、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・ 研究室、研究グループぐるみの研究不正を主導し、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・ 研究活動を全行わずに、複数の論文等を執筆・投稿した場合、又は、これらに相当する場合（調査対象者が、根拠となる実験ノート・データを全く提出せず、研究実態が確認できない場合や、論文等の根幹をなす部分を適切に引用なく流用した場合を含む。） ○ 指導的立場にある責任著者などによる、指導した学生の論文等の不適切な流用

(続き)

程度	「行為の悪質性」の考え方 (例)
高	○「指導的立場にある責任著者など」以外の著者の「故意」による不正行為が認められる場合であって、以下のいずれかに該当するもの - データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 - 不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 - 不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合
中	○「指導的立場にある責任著者など」以外の著者の「故意」による不正行為が認められる場合であって、以下のいずれにも該当しないもの（上記の「高」の要件に該当しないもの） - データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 - 不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 - 不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合 ○「故意」による不正行為ではなく、「研究者としてわきまをえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による不正行為と認められる場合であって、以下のいずれかに該当するもの - データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 - 不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 - 不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合
低	○「故意」による不正行為ではなく、「研究者としてわきまをえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による不正行為と認められる場合であって、以下のいずれにも該当しないもの（上記の「中」の要件に該当しないもの） - データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 - 不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 - 不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合 ○指導的立場にある責任著者などによる不正な又は不適切な研究の指示、指導により、拒否することが困難な状況で不正行為を行った場合（※2）

2. 研究の進展への影響・社会的影響

(1) 基本的考え方

- 「研究の進展への影響」については、学術的な新規性・価値、不正行為の内容の結論への影響等により判断する。
- 「社会的影響」については、不正論文等の流通範囲、被引用回数等により判断する。
- 「考え方（例）」を踏まえ、不正行為の程度を判断することを原則とするが、「考え方（例）」によることが合理的でない場合は、不正調査においてその判断理由を示す必要がある。
- 上記を踏まえて（2）により総合的な判断を行う。

程度	研究の進展への影響の考え方（例）	社会的影響の考え方（例）
高	次のいずれかに該当するもの ○不正行為の行われた箇所が、論文等の結論に影響する場合 ○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が高いと認められるもの	次のいずれかに該当するもの ○論文等の内容・結論が医療や安全性に関する基準など、直接社会的・経済的な影響を生じうる場合 ○不正行為が、学問への信頼を著しく損なう場合 ○流通範囲が広い学術誌等に掲載された場合など社会的影響が高いと認められるもの
中	○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が中程度と認められるもの	○流通範囲が中程度以下の学術誌等に掲載された場合など社会的影響が中程度と認められるもの
低	○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が低いと認められるもの	○一部の関係者のみに頒布されているなど流通範囲が極めて限定されている媒体に掲載されたもの又は学会等での口頭発表のみである場合など社会的影響が低いと認められるもの

(2) 「研究の進展への影響」と「社会的影響」の総合的な判断の方法

程度	研究の進展への影響	社会的影響
高	高	高
	高	中
	中	高
中	高	低
	中	中
	低	高
低	中	低
	低	中
	低	低

不正行為に関与していないもの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者

(1) 基本的考え方

- 責任著者など指導的立場にある研究者においては、研究の実施や論文等の執筆・投稿に当たり、論文等の公正性の確保のために、直接的に必要な確認を行う、又は、必要な確認体制・仕組みを構築し、他の研究者に確認を行わせるなど、管理責任を果たすことが求められる。
- このため、特定不正行為が認定された場合に、研究の実施や論文等の投稿に当たっての共著者間の確認体制が十分でない場合、又は、責任著者を含めた著者が、本来果たすべき確認等を怠ったと判断される場合は、「不正に関与していないもの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定する。
 - 特に、不正行為に関与した者を指導・監督する立場にある責任著者等については、他の著者よりも、責任の「程度」が重なることに留意する。
 - 「考え方（例）」を踏まえ、不正行為の程度を判断することを原則とするが、「考え方（例）」によることが合理的でない場合は、不正調査においてその判断理由を示す必要がある。
 - なお、著者として、本来果たすべき必要な確認等を行っており、不正行為を発見することが客観的に困難と考えられる場合は、「不正に関与していないもの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定することは要しない。

程度	認定すべき「論文等の責任を負う著者」の考え方（例）	
	不正行為に関与した者を指導・監督する立場にある責任著者等	左記以外の著者
高	論文等の作成過程において、不正行為を防止する措置（実験ノート、生データ、史料等の確認）を、故意に行っていない場合	論文等の作成過程において、不正行為を防止する措置（実験ノート、生データ、史料等の確認）を、故意に行っていない場合
	【不正行為に関与した者の措置年数が、6年以上の場合】 責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合	—
中	【不正行為に関与した者の措置年数が、6年以上の場合】 - 責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合 【不正行為に関与した者の措置年数が、5年以下の場合】 - 責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合	著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合
低	【不正行為に関与した者の措置年数が、5年以下の場合】 責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合	著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合
なし	著者として、本来果たすべき必要な確認等を行っており、不正行為を発見することが困難と考えられる場合（不正行為が常態化している場合を除く。）	

(参考 1) 日本の研究者の論文等の撤回の状況

- 論文等の撤回数ランキングでは、論文等の撤回数の上位に日本人研究者が多くを占める特徴がある。
- これらの日本人研究者は、全て医生命科学系の研究者である。

論文等の撤回数ランキング

順位	撤回された論文等の数	国
1	183	日本
2	156	ドイツ
3	106	日本
4	82	日本
5	71	イラン
6	58	オランダ
7	53	日本
8	48	アメリカ
9	43	台湾
10	41	アメリカ
...		
13	40	日本
...		
20	31	日本
...		

※ 順位及び撤回された論文等の数は、The Retraction Watch Leaderboard (2021年8月5日閲覧) による。ランキングは、日々更新される。
(<https://retractionwatch.com/the-retraction-watch-leaderboard/>)

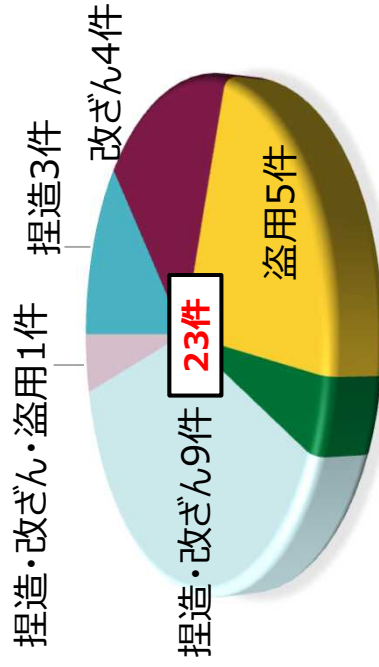
(参考2) 特定不正行為の認定・公表状況 (2021年7月末時点)

特定不正行為の件数

○文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、現行ガイドライン施行後（2015年4月～2021年7月）に認定・公表された不正事案（特定不正行為：捏造、改ざん、盗用）は、**60事案**。

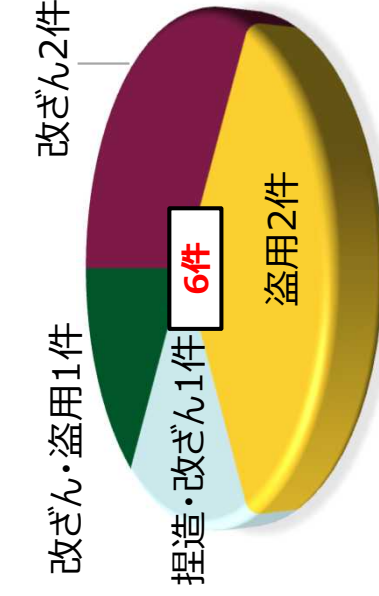
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	～2021年7月	合計
医生命系	2件	3件	8件	1件	3件	5件	1件	23件
理工系	1件	2件	-	2件	-	1件	-	6件
人社系	6件	4件	7件	4件	6件	4件	-	31件
合計	9件	9件	15件	7件	9件	10件	1件	60件

医生命系



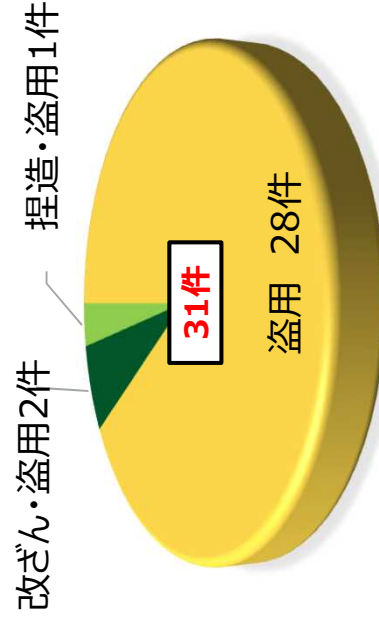
改ざん・盗用1件 (※) 1 事案に含まれる不正の種類毎の分類

理工系



(※) 1 事案に含まれる不正の種類毎の分類

人社系



(※) 1 事案に含まれる不正の種類毎の分類

(参考3) 特定不正行為に関与した者等の数 (2021年7月末時点)

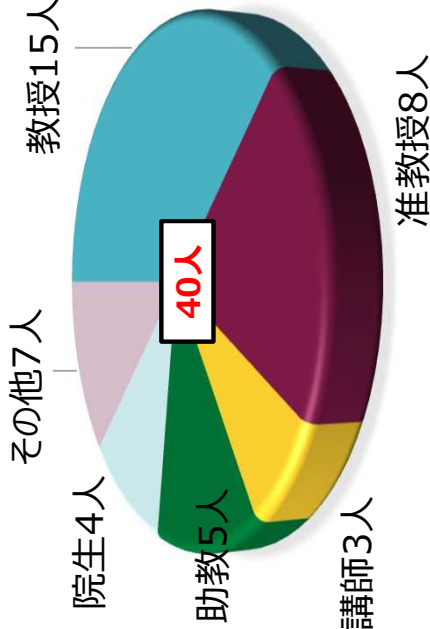
特定不正行為に関与した者等の数

○文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、現行ガイドライン施行後（2015年4月～2021年7月）に認定・公表された不正事案（特定不正行為：捏造、改ざん、盗用）において、「**不正行為に関与した者**」及び「**不正行為に関与していないもの**、**不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者**」として認定された者の総数は、**78人**。

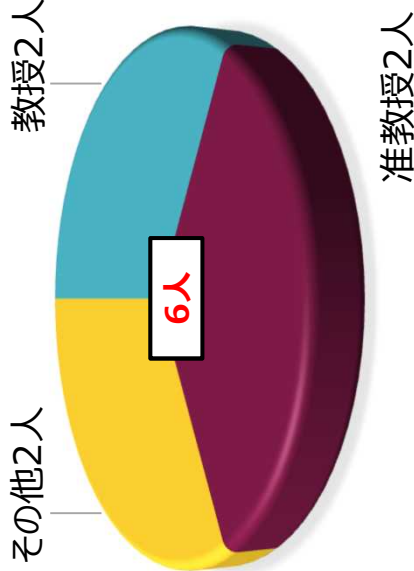
	教授	准教授	講師	助教	院生	その他	合計
医生命系	15人	8人	3人	5人	4人	5人	40人
理工系	2人	2人	-	-	-	2人	6人
人社会系	15人	9人	2人	1人	3人	2人	32人
合計	32人	19人	5人	6人	7人	9人	78人

※同一の者が複数の職位で特定不正行為を行った場合は、高い職位でカウント

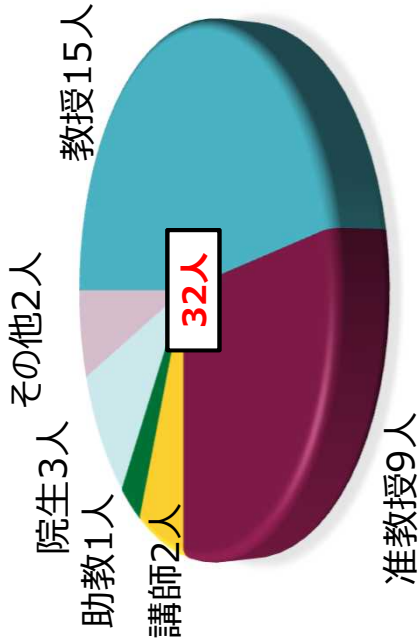
医生命系



理工系



人社会系



これまでの研究不正の状況やガイドライン策定後の社会変化や研究活動の多様化を踏まえ、これまでの取組と今後の進め方について整理しましたので、研究活動における不正行為の防止に向けて、改めて御理解、御協力をお願いします。

4 文科科第 8 2 号

令和 4 年 5 月 9 日

文部科学省の予算の配分又は措置により
研究を実施する研究機関の長

文部科学省科学技術・学術政策局長

千 原 由 幸

研究活動における不正行為等の防止の徹底について（通知）

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しています。

ガイドラインの施行から 7 年が経過し、ガイドラインの適用を受ける全ての研究機関において、研究不正への対応に関する規程・体制の整備が進められるとともに、研究者に対する定期的な研究倫理教育が実施されるなど、ガイドラインに基づく取組が定着してきています。

しかしながら、これまでの研究不正については①責任著者などの確認不足により、特定の研究者が長期間に多くの論文等で不正行為を行うこと、②研究公正に関する知識・理解不足から不正行為に繋がること、③特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為（二重投稿、オーサーシップ）の不正認定が増えていることなどが発生している状況です。

なお、ガイドライン策定後に社会変化や研究活動の多様化などから、これまでは顕在化しにくかった、研究スキル売買での不適切なオーサーシップなどの課題も出てきているところです。

これらを受けて、文部科学省では、科学技術・学術政策局に設置した「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」の助言を踏まえ、これまでの取組と今後の進め方について別添のとおり整理しましたので、御留意願います。

研究機関の長においては、所属する研究者に対して、本通知の内容を周知するとともに、研究活動における不正行為及び不適切な行為の防止を徹底するようお願いします。

1. 特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）について

ガイドラインでは特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）が定義されており、特定不正行為が認定された場合には、競争的資金等の応募制限が掛かります。2015 年 4 月以降に文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して特定不正行為が認定・公表された事案は 70 件で年平均 10 件となっております（令和 4 年 3 月 31 日時点）。研究不正の主な発生要因は、研究不正への理解不足、責任著者の確認不足により特定の研究者が多くの不正を行うなどが挙げられます。

特に責任著者の確認不足により特定の研究者が多くの不正を行っている点については、令和 3 年 8 月 20 日に文部科学省より「研究活動における不正行為の防止の徹底について（通知）」（3 文科科第 199 号、URL: https://www.mext.go.jp/content/20210820-mxt_kiban02-100000300_2.pdf）において、「競争的研究費の応募制限措置の考え方」のうち、特に悪質な者に該当する者の考え方及び不正行為には関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者の責任の考え方を整理し通知しているところです。

研究機関におかれましては、引き続きガイドラインに基づく規程整備や研究倫理教育の体制整備など適切な取組とともに、文部科学省で公表している研究活動における不正事案などを参考に研究不正の発生要因などを分析し、研究不正の発生しにくい環境の整備に努めていただくようお願いします。

2. 特定不正行為以外の不正行為（二重投稿・不適切なオーサーシップ）について

近年、特定不正行為以外にも研究活動における不正行為として二重投稿や不適切なオーサーシップが認識されるようになってきています。

ガイドラインにおいて、「具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。」となっており、研究機関における不正調査において二重投稿や不適切なオーサーシップに関して、研究機関の規程に基づき不正認定される事案が発生しております。

令和 2 年度に実施した文部科学省の委託調査結果や履行状況調査（チェックリスト）でも二重投稿や不適切なオーサーシップに関する定義や規定化されている状況も見られることから、研究機関の研究者におかれましては、所属される学協会や学会連合などの科学コミュニティでの取組を推進し、対応方針が示されることを願います。

また、研究機関におかれましては、研究者による当該取組により示された対応方針なども踏まえて、二重投稿や不適切なオーサーシップに関する定義や規定化について、御検討のうえ、

整備いただくようお願いします。

文部科学省としては、その状況についてフォローアップを行う予定です。

3. 研究倫理教育について

研究機関では、ガイドラインを踏まえた研究倫理教育責任者の配置や所属する研究者への研究倫理教育の取組が進んでいるところですが、令和2年度に実施した委託調査結果から、先行研究等からの適切な引用をまったく行わない、指導教員による研究ノート（実験ノート）の確認をしないなど、研究公正の対応が不十分な者が見られます。また、指導教員から研究公正に関する指導を受けたことが無いと回答する学生も一定数見受けられました。

研究倫理教育は、ただ実施するだけではなく、実効性を上げることが重要と考えられます。

研究機関におかれましては、実効性を上げるために研究倫理教育に様々な取組が行われていると思いますが、上記の実態を踏まえ、これまでの研究倫理教育の状況把握と効果分析を行っていただき、実効性を上げるための一層の取組をお願いします。また、これから研究者を目指す学生への研究倫理教育についても同様の取組をお願いします。

参考までに、文部科学省では研究機関における研究倫理教育を支援するため、科学技術振興機構と連携し、研究倫理教育の実効性を向上させるための双方向型研究倫理教育モデルの開発を行っています。

(添付資料)

- ・研究活動における不正行為・不適切な行為の防止について

(担当)

科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室

吉田、大口

電話：03-5253-4111（内線 3874）

E-mail：jinken@mext.go.jp

研究活動における不正行為・不適切な行為 の防止について

2022年5月9日

文部科学省 科学技術・学術政策局
研究環境課 研究公正推進室

目次

1 不正行為・不適切な行為の定義

- 1-1 不正行為の位置づけ 3
- 1-2 不適切な行為の位置づけ 4

2 不正行為・不適切な行為の現状

- 2-1 二重投稿・不適切なオースーシップに係る規程の整備状況 5
- 2-2 研究倫理教育の実施状況 6
- 2-3 研究者・学生の認識と取組 7
- 2-4-1 不正行為の認定・公表 8
- 2-4-2 不適切な行為（二重投稿・自己盗用・オースーシップ）が認定された事例 9

1-1 不正行為の位置付け

1. 不正行為

○研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（第3節1）

1. 対象とする研究活動及び不正行為等

（3）対象とする不正行為（特定不正行為）

対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用

2. 競争的資金等への申請及び参加資格制限

○競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日 競争的研究費に関する関係府省）（4.）

研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずる。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

（1）当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができる（略）

（2）不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限する（略）

（3）不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様（略）

1-2 不適切な行為の位置付け

1. 考え方

○研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（第1節3）

研究活動における不正行為とは、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオースーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。

具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオースーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。

2. 二重投稿・不適切なオースーシップの在り方（日本学術会議）

文部科学省では、科学技術・学術政策局長より、平成26年7月24日付で、日本学術会議に検討を依頼し、日本学術会議から「回答 科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日 日本学術会議）」を受けた。

「回答 科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日）」（抜粋）

3 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オースーシップの在り方等）

① オースーシップの在り方

研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件は、当該研究の中で重要な貢献を果たしていることである。ただし、これらの要件については研究分野によって解釈に幅があることから、各研究分野の研究者コミュニティの合意に基づいて判断されるべきものである。上記の趣旨に則して、各研究機関及び各学会が刊行する学術誌においてはオースーシップに関する規程を定めて公表すべき。

② 二重投稿の禁止

二重投稿は、 unnecessary 査読により他の研究者の時間を無駄にするだけでなく、特定の考えを示す論文を多く見せることによるミスリードをもたらすことになり、厳に禁止されるべきである。上記の趣旨に則して、各研究機関及び各学会が刊行する学術誌においては二重投稿に関する規程を定めて公表すべき。

2-1 二重投稿・不適切なオースーシップに係る規程の整備状況

(1) 研究機関の規程における不正行為への定義の有無

- ① 令和2年度委託調査（アンケート調査、1,046の研究機関から回答）「我が国の研究倫理教育等に関する実態調査・分析業務」
 ○質問（対象：研究機関）
 Q2-1 貴機関の研究公正に関する規則において、特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）以外に、どのような行為を研究上の不正行為又は不適切な行為と定義していますか。（報告書 P53）
- 結果
 （二重投稿） : 78.0%の研究機関が規定に定義
 （不適切なオースーシップ） : 78.7%の研究機関が規則に定義
- ② 令和3年度版「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」
 ○質問
 304 特定不正行為以外の不適切な行為について認定できるように規程で定義していますか。
 （1）二重投稿 （2）不適切なオースーシップ
- 結果 ※提出研究機関 2,114
 （二重投稿） : 52%の研究機関が規定に定義
 （不適切なオースーシップ） : 51%の研究機関が規定に定義
- (2) 日本学術会議の指摘への対応状況（令和2年度委託調査（二重投稿：1,052,オースーシップ：1,046の研究機関から回答））
 ○質問（対象：研究機関）
 Q2-2 「回答 科学研究における健全性向上について」（平成27年3月6日 日本学術会議）では、各研究機関が刊行する学術誌において、二重投稿に関する規程を定めて公表すべきであるとされています。貴機関においては、この点について検討はされていますか。（報告書 P55）
- Q2-3 「回答 科学研究における健全性向上について」（平成27年3月6日 日本学術会議）では、各研究機関が刊行する学術誌において、オースーシップに関する規程を定めて公表すべきであるとされていますが、貴機関においては、上記について検討はされていますか。（報告書 P55）
- 結果
 （二重投稿） : 27.4%が規定を整備、24.0%が検討は行ったが規定整備には至らない、48.7%が検討を行っていない
 （不適切なオースーシップ） : 23.5%が規定を整備、25.2%が検討は行ったが規程整備には至らない、51.3%が検討を行っていない

2-2 研究倫理教育の実施状況

(1) 研究公正に係る研究倫理教育等の状況（令和2年度委託調査）

（学生への指導内容）

指導教員から研究公正について指導を受けたことがない博士学生は17%である。

（研究ノートの内容の確認・指導）

学生の研究ノートの内容確認について、指導教員は「概ねしている」が39%と最も高く、「全くしていない」が6%であるが、博士学生は、指導教員による研究ノートの内容を「時々確認している」が38%で最も高く、「全くしていない」は27%である。

（データの取扱い）

論文に画像を掲載する際、画像の加工方法を注釈として「常に記載している」研究者は54%、「全くしていない」研究者は9%、「常に記載している」博士学生は56%、「全くしていない」学生は5%である。

卒業・異動等の際の研究データの管理について「オリジナルを研究室に残し、異動等した者が写しを保有する」が33%、「一概に言えない」が34%である。

（研究不正の要因）

「論文数の増、著名な学術誌への掲載が有利に働く」「研究者の資質・技術の問題」「研究室における不適切な指導」と考える研究者が46%、28%、20%である。

(2) 二重投稿・オーサーシップの研究倫理教育の状況（令和2年度委託調査）

○質問（対象：研究機関）

Q1-3 2015年度以降に実施した研究倫理教育の内容を、研究者と学生（学部、修士、博士）に関して教えてください。（報告書 P40～44）

○結果

(1) 研究者：二重投稿 92.2%、オーサーシップ 90.7% (2) 学部学生：二重投稿 43.4%、オーサーシップ 41.8%
(3) 修士学生：二重投稿 64.3%、オーサーシップ 63.3% (4) 博士学生：二重投稿 62.5%、オーサーシップ 62.3%

(3) 研究室・ゼミにおける二重投稿・オーサーシップの研究倫理教育の状況（令和2年度委託調査）

○質問（対象：研究者）

Q1-10 あなたの研究室・ゼミ等に配属された学生への研究公正に関する指導の内容を教えてください。（報告書 P87）

○結果

オーサーシップ：全ての学生 49.7%、修士以上 20.2%、博士以上 9.1%、指導していない 21.0%（母数 6,596）
投稿先規程：全ての学生 46.2%、修士以上 22.3%、博士以上 10.4%、指導していない 21.0%（母数 6,599）

2-3 研究者・学生の認識と取組

令和2年度委託調査（報告書 まとめ）

（二重投稿）

- ・ 出版済又は投稿中の論文と本質的に同一内容の論文を投稿することを「不正行為に該当する」と考える研究者は88%、「一概に言えない」と考える研究者は12%、「不正行為に該当する」と考える学生は81%、「一概に言えない」と考える学生は18%である。

（オースーシップ）

- ・ 論文投稿に当たり、当該分野のオースーシップ基準や学術誌の基準に適合することを「常に確認している」研究者は67%、「全くしていない」研究者は2%である。「常に確認している」学生は63%、「全くしていない」学生は3%である。

【出典】

令和2年度 文部科学省 科学技術調査資料作成委託事業 「我が国の研究倫理教育等に関する実態調査・分析業務」
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1418732_00002.htm

2-4-1 不正行為の認定・公表（文科省報告分のみ）

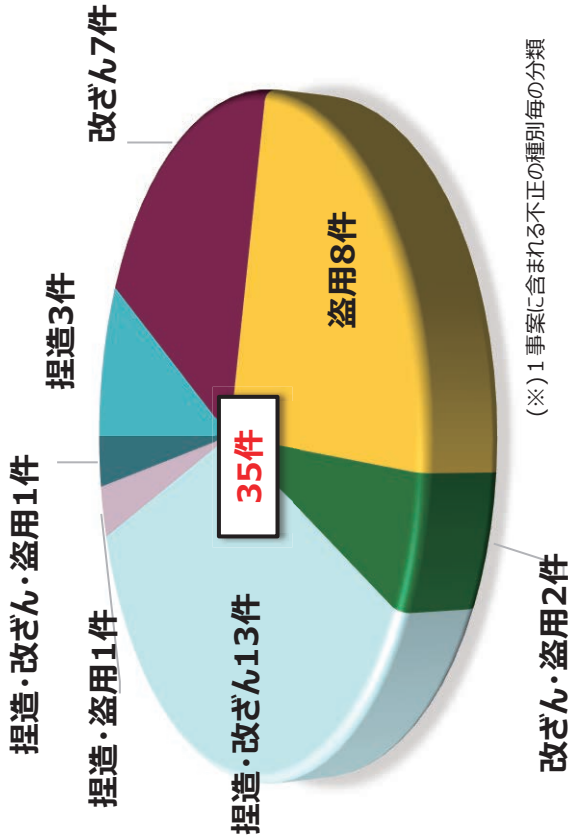
1. 不正行為

文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、現行ガイドライン施行後（2015年4月～2022年3月）に認定・公表された不正事案（特定不正行為：捏造、改ざん、盗用）は、70事案。

特定不正行為（年度別）

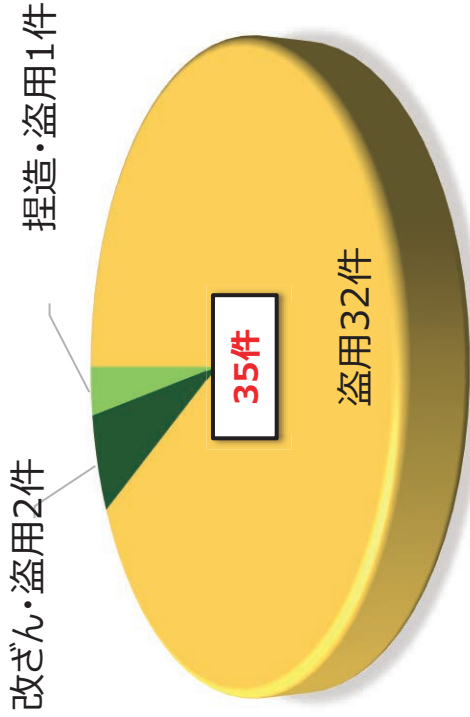
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
自然科学系	3件	5件	8件	3件	3件	6件	7件	35件
人文社会系	6件	4件	7件	4件	6件	4件	4件	35件
合計	9件	9件	15件	7件	9件	10件	11件	70件

自然科学系



「捏造／改ざん」が全体の約8割を占める。

人文社会系



全て「盗用」が関係する。

2-4-2 不適切な行為（二重投稿・自己盗用・オースーシブ）が認定された事例

2. 不適切な行為

文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、現行ガイドライン施行後（2015年4月～2022年3月）に認定・公表された不適切な行為（二重投稿・自己盗用、不適切なオースーシブ【ギフト・オースーシブのみ】）は25事案。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
<u>自然科学</u>	0	2	4	1	1	2	4	14
二重投稿・自己盗用	0	1	1	1	1	0	1	5
オースーシブ	0	1	3	0	0	2	3	9
<u>人文社会</u>	2	1	3	2	3	0	0	11
二重投稿・自己盗用	1	1	2	1	3	0	0	8
オースーシブ	1	0	1	1	0	0	0	3
合計	2	3	7	3	4	2	4	25

※文部科学省へ報告があったもののみを計数。

昨今の研究活動における不適切な行為等に関する状況、研究機関の調査体制等について改めて整理しましたのでお知らせします。研究活動における不適切な行為等の防止に向けて、改めて御理解、御協力をお願いします。

4 文科科第 9 1 9 号

令和 5 年 3 月 2 4 日

文部科学省の予算の配分又は措置により

研究を実施する研究機関の長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長

柿 田 恭 良

研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について（通知）

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しています。

すでに多くの研究機関では、研究不正への対応に関する規程・体制の整備、研究者に対する定期的な研究倫理教育の実施など、ガイドラインに基づく取組が定着してきています。

これまでに「研究活動における不正行為等の防止の徹底について（通知）」（令和 4 年 5 月 9 日 付け 4 文科科第 82 号文部科学省科学技術・学術政策局長通知。以下「令和 4 年 5 月通知」という。）において、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）以外の不正行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ）等への対応について通知したところですが、研究者倫理に反する行為やその対応に関しての課題も顕在化してきている状況を踏まえ、研究活動における不適切な行為等について改めて整理しましたのでお知らせします。

研究機関の長におかれては、所属する研究者に対して、本通知の内容を周知するとともに、研究活動における不適切な行為等の防止に向けた適切な対応を引き続きお願いします。

記

1. 二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等について

近年、特定不正行為以外にも研究活動における不正行為が確認されるようになっており、研究機関の規程に基づき、不正を認定する事案が発生しています。

また、先般、論文投稿者と当該論文の査読者が連絡を取り合い、査読コメントを作成するという事案が発生しました。当該事案は、投稿者及び査読者が、守秘義務等の査読における一般的なルールを軽視し、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったものであり、所属する研究機関によって査読における不適切な行為が認定されました。

特定不正行為以外の二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等（以下「二重投稿等」という。）については、科学の信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにつながり得る研究者倫理に反する行為に当たるものであると考えられます。すでに一部の科学コミュニティにおいては、二重投稿等に限らず、具体的にどのような行為が研究者倫理に反する行為に当たるのかについて、学協会の倫理規定や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針が示されているところです。

各研究機関におかれては、上記の二重投稿等の事案が発生している現状や、科学コミュニティにより示された対応方針も踏まえ、適切に対応いただくよう改めてお願いします。

2. 研究機関における調査体制について

ガイドラインでは、文部科学省の予算の配分又は措置を受けている研究機関において、特定不正行為が疑われる事案の調査を実施する際には、①配分機関等及び文部科学省への本調査の実施の決定及び調査結果の報告を行うこと、②調査委員会について、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員が告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者である体制を確保すること、③調査結果の公表内容を定めること等について適切に対応することを求めています。

二重投稿等が疑われる事案については、ガイドラインにおいて上記の対応は明示されていませんが、研究機関におけるルールづくりは、特定不正行為に限定するものではないため、適切な調査や手続の実施等の対応が望まれます。各研究機関におかれては、二重投稿等が疑われる事案への対処も念頭に、上記の①から③までの趣旨を踏まえた規程の整備等を進めるとともに、二重投稿等が疑われる事案について調査を実施する際には、客観性や透明性の確保に十分に配慮した上で、適切に対応いただくようお願いします。

3. 研究倫理教育について

研究倫理教育の実効性を上げることの重要性については、これまでもガイドライン、令和4年5月通知においてお示ししているところです。

研究機関では、ガイドラインを踏まえた研究倫理教育責任者の配置や所属する研究者への研究倫理教育の取組が進んでいるところですが、これまでに文部科学省が実施した調査や各研究機関における研究不正調査の報告等から、先行研究等からの引用が適切でない、指導教員による研究ノート（実験ノート）の確認がなされていないなど、研究公正の対応が不十分なケースが見られるほか、学生に対して指導教員から研究公正に関する指導を行っていないケースも一定数見られました。

また、一部の研究機関においては、二重投稿等の研究者倫理に反する行為の具体的な内容についての研究倫理教育が実施されていないケースも見られており、近年の状況を踏まえた研究倫理教育の内容の充実が求められます。

研究機関におかれましては、すでに研究倫理教育の実施に取り組まれていると思いますが、上記の実態を踏まえ、より一層の取組の強化をお願いします。また、学生に対する研究倫理教育についても同様の取組の実施をお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課研究公正推進室

電 話：03-5253-4111（内線 4028）

E-mail：jinken@mext.go.jp

5 文科科第 445 号
令和 5 年 11 月 14 日

文部科学省の予算の配分又は措置により
研究を実施する研究機関の長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長
柿 田 恭 良

査読における不適切な行為の防止について（通知）

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対してガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しており、すでに多くの研究機関では研究不正への対応に関する規程・体制の整備、研究者に対する定期的な研究倫理教育の実施など、ガイドラインに基づく取組が定着してきています。

また、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）以外の研究活動における不正行為としては、二重投稿や不適切なオーサiership等が認識されるようになってきておりますが、ガイドラインでは「具体的にどのような行為が、（中略）研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。」としております。

このような中、先般、査読における不適切な行為の認定があったことを踏まえ、「研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について（通知）」（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 文科科第 919 号文部科学省科学技術・学術政策局長通知。以下「令和 5 年 3 月通知」という。）において、特定不正行為以外の不適切な行為の一つとして、査読における不適切な行為についても適切な対応をお願いしたところです。併せて令和 4 年 12 月に日本学術会議に対し、査読を実施する際の規範となる対応指針等について審議を依頼し、今般、別添 2 のとおり同会議より回答があったところです（「論文の査読に関する審議について（回答）」（令和 5 年 9 月 25 日、日本学術会議。以下「日本学術会議回答」という。）。）。

各研究機関の長におかれては、所属する研究者に対して本通知の内容を周知するとともに、下記に示すとおり日本学術会議回答の内容にも留意しつつ、研究倫理教育のより一層の取組の強化を含め、査読における不適切な行為の防止に向けた対応を引き続きお願いします。

なお、文部科学省においても、引き続きガイドラインの実施等に関しフォローアップすることとしております。

別添 1 「論文の査読に関する審議について（回答）」のうち要旨抜粋

別添 2 「論文の査読に関する審議について（回答）」（令和 5 年 9 月 25 日、日本学術会議）

記

1. 査読における不適切な行為に関する対応について

特定不正行為以外の二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等については、科学の信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにつながり得る研究者倫理に反する行為に当たるものであると考えられます。

このうち、査読における不適切な行為に関し、日本学術会議回答において、「査読の意義・重要性」として、査読に関わる関係者の責務について触れられるとともに、「査読を実施する際に想定される不適切な行為」、「査読を実施する際に規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者等）」等がとりまとめられており、研究者や研究機関のみならず出版社や学術誌を対象とした考え方が示されております。

論文の査読に関する不適切な行為は、研究者の社会からの信頼を失うとともに、科学に対する国民の信頼を揺るがし、科学の発展を妨げることに繋がるものであるため、適切な対応が必要であると考えられます。

各研究機関におかれては、日本学術会議回答も踏まえ、査読における不適切な行為についても適切に対応頂くよう改めてお願いします。

2. 研究倫理教育について

研究倫理教育の実効性を上げることの重要性については、これまでもガイドライン、令和5年3月通知等においてお示ししているところですが、日本学術会議回答においては、査読者の研修・教育の在り方について示されるとともに、大学・教育機関に対しても、想定される対策が次のとおり示されています。

（想定される対策）

科学研究の査読全般については、既に研究倫理指針や教材が多数提供されており、大学・研究機関がこれらをうまく活用して研修・教育を実施することができる。もちろん独自の教材の作成・提供も考えられる。効率よく有効な研修・教育を行うには、学生が初めて論文を作成する時期や投稿する時期、若手研究者が初めてピア・レビューを行う可能性のある時期等、タイミングへの配慮も重要である。

各研究機関におかれては、すでに研究倫理教育の実施に取り組まれていると思いますが、上記内容を踏まえ、より一層の取組の強化をお願いします。また、学生に対する研究倫理教育についても同様の取組の実施をお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課研究公正推進室

電 話：03-5253-4111（内線 4028）

E-mail：jinken@mext.go.jp

要 旨

1 はじめに

令和4年(2022年)12月27日付け4文科科第646号の審議依頼「論文の査読に関する審議について(依頼)」を受けて、論文の査読の現状を把握し、問題提起を行うため、日本学術会議では、科学者委員会学術体制分科会の下に論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会を設置し、集中的に審議を行った。審議に当たり、日本学術会議内外の参考人から意見を聴取したほか、日本学術会議会員・連携会員を対象として、領域横断的なアンケート調査を行い、その内容を回答に反映した。

2 査読の意義・重要性

科学研究における査読は、専門性を共有する研究者による「ピア・レビュー」のかたちで行われる。ピア・レビューは、論文の査読を含むあらゆる科学研究の場面で評価の中核になるものであり、その公正で厳正な実施に努めることは、査読者を始めとするすべての関係者の責務である。論文の査読は、公開される研究成果の質を担保するゲートキーパーの役割を担っているほか、査読者のコメントが論文の内容の改善・向上に貢献する場合もあり、その意義・重要性は多面的である。

3 査読を実施する際に想定される不適切な行為

(1) 不適切な行為の背景

多くの研究領域において、研究者の論文数や被引用数等が評価ポイントとして重要視されるようになったことから、過度な論文発表競争が引き起こされ、これが不適切な行為の誘因となっている。世界的な投稿論文数の増大、専門領域の細分化、新たな研究領域の登場、研究者の多忙等により、編集者が査読者の選定に苦勞する事態が生じている。このような背景の下、編集者の負担を緩和するために導入された査読者推薦制度等が、悪用される場合がある。

(2) 通常の査読のプロセスと問題点

一般的な査読のプロセスにおいて、不適切な行為と関連しうることとして、投稿者による査読者候補者の推薦、編集者の多忙化、査読者の匿名性、少数の(かつ分野によっては特定の)研究者による査読結果に依存せざるを得ない評価・判定、単独あるいは少数の編集者に委ねられる採択・却下の判断等がある。いずれも早急な改善は困難であり、その試みは道半ばである(「5 おわりに」で述べる)。

(3) 想定される不適切な行為

想定される主な不適切な行為には以下のものがあり、それぞれ対応が必要である。投稿者による査読者へのなりすまし；ゲスト編集者制度を利用した査読偽装；互助会的グループによる査読偽装；個人的な連携による査読偽装；査読・改訂サイクルへの遅延行為；査読者による情報漏洩、盗用；編集者による査読の不適切な管理；捕食出版(いわゆるハゲタカジャーナル)及び論文工場(ペーパーミル、論文偽造ビジネス)の利用等。

4 査読を実施する際の規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者等）

研究者はピア・レビューの基本的な規範を身に付けなければならないが、論文の査読においては、研究領域及び学術誌ごとの特性に配慮する必要がある。したがって、査読の規範となる対応方針の策定や、査読者研修・教育の実施に当たっては、国や研究費配分機関、大学・研究機関、学術誌とその出版母体（出版社や学協会）が適切に役割を分担する必要がある。

(1) 査読を実施する際の規範となる指針

独立行政法人日本学術振興会、一般財団法人公正研究推進協会等が、研究者がピア・レビュー（論文の査読を含むが、これに限定しない。）を実施するに際し参照すべき指針や研究倫理教材を提供している。研究者が初めて査読を実施する場合等、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境を作ることが望ましい。

論文の査読に特化したガイドラインとしては、国際的な出版規範委員会（COPE）が「査読者のための倫理ガイドライン」を公表しており、これを活用している学術誌も多い。一方、研究者からは、学術誌及びその出版母体（出版社や学協会）による専門領域や編集ポリシー等に基づいた規程・指針の提供への要望が大きい。学術誌及び出版母体は、投稿者・査読者・読者への透明性を高め、研修・教育の機会を提供する意味でも、積極的に査読ガイドラインを作成・公開することが望まれる。

(2) 不正行為への対応に関する指針

文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年（2014年）8月26日）では、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不適切な行為が生じた場合に、大学・研究機関や研究費配分機関の取るべき対応について記載がない。制定から9年が経過していること、論文の査読における不適切な行為を含む、特定不正行為以外の不正行為が広がりを見せていることから、改訂あるいは内容の追加について検討すべき時期に来ている。

(3) 査読者の研修・教育の在り方

科学研究におけるピア・レビューについては、既に研究倫理指針や教材が提供されており、学生が初めて論文を作成する時期や、若手研究者が初めてピア・レビューを行う時期等に研修・教育を実施することで、効果を最大化できると思われる。また、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境の整備が推奨される。論文の査読に特化した研修・教育では、学術誌・学協会・出版社が編集ポリシーや査読ガイドラインを公開してプロセスの透明性を高め、査読者研修・教育の場を設けることが望ましい。

5 おわりに

査読制度の問題点や査読者の枯渇を憂慮する研究者や出版社により、新たな論文審査方式が考案・導入されつつある。すなわち、査読を経て公開へという慣行を逆転するプレプリントサーバー、顕名の査読者による公開査読、複数の学術誌による査読結果の共有、投稿者が査読結果への対応を主体的に決める制度等が試みられており、国内の出版社や学協会においても、将来の学術誌の在り方とよりよい査読システムの構築に向けて検討し、行

動を起こす必要がある。また、国や研究費配分機関は、高い透明性をもって世界標準の研究成果情報を発信する優れた取組を、力強く後押しすべきである。

回答

論文の査読に関する審議について



令和5年（2023年）9月25日

日 本 学 術 会 議

この回答は、文部科学省からの審議依頼を受けて、日本学術会議に設置した科学者委員会学術体制分科会及び同分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会が中心となり審議を行ったものであり、日本学術会議として公表するものである。

日本学術会議科学者委員会学術体制分科会

委員長	吉村 忍	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
副委員長	橋本 伸也	(第一部会員)	関西学院大学文学部教授
幹事	北川 尚美	(第三部会員)	東北大学大学院工学研究科教授
幹事	佐々木裕之	(第二部会員)	九州大学生体防御医学研究所・特命教授、九州大学 高等研究院・特別主幹教授
	小林 傳司	(第一部会員)	大阪大学名誉教授・大阪大学ＣＯデザイ ンセンター特任教授、国立研究開発法人 科学技術振興機構社会技術研究開発セ ンター長
	山田八千子	(第一部会員)	中央大学大学院法務研究科教授
	吉田 文	(第一部会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	伊佐 正	(第二部会員)	京都大学大学院医学研究科神経生物学領域 教授
	石塚真由美	(第二部会員)	北海道大学大学院獣医学研究院教授
	小林 武彦	(第二部会員)	東京大学定量生命科学研究科教授
	望月 眞弓	(第二部会員)	慶應義塾大学名誉教授
	伊藤 公平	(第三部会員)	慶應義塾長
	梶田 隆章	(第三部会員)	東京大学卓越教授、東京大学宇宙線研究所・ 教授
	萩田 紀博	(第三部会員)	大阪芸術大学芸術学部アートサイエンス学科 学科長/教授
	菱田 公一	(第三部会員)	明治大学研究・知財戦略機構特任教授
	光石 衛	(第三部会員)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構理 事
	中西 和嘉	(連携会員)	国立研究開発法人物質・材料研究機構高分子・ バイオ材料研究センター分子機能化学グルー プ主幹研究員
	川名 晋史	(連携会員(特任))	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院教授

日本学術会議科学者委員会学術体制分科会
論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会

委員長	佐々木裕之	(第二部会員)	九州大学生体防御医学研究所・特命教授、九州大学高等研究院・特別主幹教授
副委員長	小林 傳司	(第一部会員)	大阪大学名誉教授・大阪大学COデザインセンター特任教授、国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長
幹事	山本 晴子	(第二部会員)	国立研究開発法人国立循環器病研究センターデータサイエンス部長
幹事	大場みち子	(第三部会員)	京都橘大学工学部情報工学科教授
	小長谷有紀	(第一部会員)	
	松井 三枝	(第一部会員)	金沢大学国際基幹教育院教授
	和田 肇	(第一部会員)	名古屋大学名誉教授
	堀 利栄	(第三部会員)	愛媛大学副学長・大学院理工学研究科教授
	中村 征樹	(連携会員)	大阪大学全学教育推進機構教授
	田中 智之		京都薬科大学病態薬科学系薬理学領域教授

本回答の作成に当たり、以下の方々に御協力いただいた。

有田 正規	(連携会員)	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所教授
佐藤 翔		同志社大学免許資格課程センター准教授
水島 昇		東京大学大学院医学系研究科教授
林 和弘	(連携会員(特任))	文部科学省科学技術・学術政策研究所データ解析政策研究室長
Chris Graf		Research Integrity Director, Springer Nature Group

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	佐々木 亨	参事官(審議第二担当)
	高橋 直也	参事官(審議第二担当)付参事官補佐(令和5年3月まで)
	柳原 情子	参事官(審議第二担当)付参事官補佐(令和5年4月から)
	齊藤 美穂	参事官(審議第二担当)付専門職
	稲元 祥吾	参事官(審議第二担当)付専門職付
	奥和田久美	上席学術調査員

要 旨

1 はじめに

令和4年（2022年）12月27日付け4文科科第646号の審議依頼「論文の査読に関する審議について（依頼）」を受けて、論文の査読の現状を把握し、問題提起を行うため、日本学術会議では、科学者委員会学術体制分科会の下に論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会を設置し、集中的に審議を行った。審議に当たり、日本学術会議内外の参考人から意見を聴取したほか、日本学術会議会員・連携会員を対象として、領域横断的なアンケート調査を行い、その内容を回答に反映した。

2 査読の意義・重要性

科学研究における査読は、専門性を共有する研究者による「ピア・レビュー」のかたちで行われる。ピア・レビューは、論文の査読を含むあらゆる科学研究の場面で評価の中核になるものであり、その公正で厳正な実施に努めることは、査読者を始めとするすべての関係者の責務である。論文の査読は、公開される研究成果の質を担保するゲートキーパーの役割を担っているほか、査読者のコメントが論文の内容の改善・向上に貢献する場合もあり、その意義・重要性は多面的である。

3 査読を実施する際に想定される不適切な行為

(1) 不適切な行為の背景

多くの研究領域において、研究者の論文数や被引用数等が評価ポイントとして重要視されるようになったことから、過度な論文発表競争が引き起こされ、これが不適切な行為の誘因となっている。世界的な投稿論文数の増大、専門領域の細分化、新たな研究領域の登場、研究者の多忙等により、編集者が査読者の選定に苦勞する事態が生じている。このような背景の下、編集者の負担を緩和するために導入された査読者推薦制度等が、悪用される場合がある。

(2) 通常の査読のプロセスと問題点

一般的な査読のプロセスにおいて、不適切な行為と関連しうる事項として、投稿者による査読者候補者の推薦、編集者の多忙化、査読者の匿名性、少数の（かつ分野によっては特定の）研究者による査読結果に依存せざるを得ない評価・判定、単独あるいは少数の編集者に委ねられる採択・却下の判断等がある。いずれも早急な改善は困難であり、その試みは道半ばである（「5 おわりに」で述べる）。

(3) 想定される不適切な行為

想定される主な不適切な行為には以下のものがあり、それぞれ対応が必要である。投稿者による査読者へのなりすまし；ゲスト編集者制度を利用した査読偽装；互助会的グループによる査読偽装；個人的な連携による査読偽装；査読・改訂サイクルへの遅延行為；査読者による情報漏洩、盗用；編集者による査読の不適切な管理；捕食出版（いわゆるハゲタカジャーナル）及び論文工場（ペーパーミル、論文偽造ビジネス）の利用等。

4 査読を実施する際の規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者等）

研究者はピア・レビューの基本的な規範を身に付けなければならないが、論文の査読においては、研究領域及び学術誌ごとの特性に配慮する必要がある。したがって、査読の規範となる対応方針の策定や、査読者研修・教育の実施に当たっては、国や研究費配分機関、大学・研究機関、学術誌とその出版母体（出版社や学協会）が適切に役割を分担する必要がある。

(1) 査読を実施する際の規範となる指針

独立行政法人日本学術振興会、一般財団法人公正研究推進協会等が、研究者がピア・レビュー（論文の査読を含むが、これに限定しない。）を実施するに際し参照すべき指針や研究倫理教材を提供している。研究者が初めて査読を実施する場合等、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境を作ることが望ましい。

論文の査読に特化したガイドラインとしては、国際的な出版規範委員会（COPE）が「査読者のための倫理ガイドライン」を公表しており、これを活用している学術誌も多い。一方、研究者からは、学術誌及びその出版母体（出版社や学協会）による専門領域や編集ポリシー等に基づいた規程・指針の提供への要望が大きい。学術誌及び出版母体は、投稿者・査読者・読者への透明性を高め、研修・教育の機会を提供する意味でも、積極的に査読ガイドラインを作成・公開することが望まれる。

(2) 不正行為への対応に関する指針

文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年（2014年）8月26日）では、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不適切な行為が生じた場合に、大学・研究機関や研究費配分機関の取るべき対応について記載がない。制定から9年が経過していること、論文の査読における不適切な行為を含む、特定不正行為以外の不正行為が広がりを見せていることから、改訂あるいは内容の追加について検討すべき時期に来ている。

(3) 査読者の研修・教育の在り方

科学研究におけるピア・レビューについては、既に研究倫理指針や教材が提供されており、学生が初めて論文を作成する時期や、若手研究者が初めてピア・レビューを行う時期等に研修・教育を実施することで、効果を最大化できると思われる。また、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境の整備が推奨される。論文の査読に特化した研修・教育では、学術誌・学協会・出版社が編集ポリシーや査読ガイドラインを公開してプロセスの透明性を高め、査読者研修・教育の場を設けることが望ましい。

5 おわりに

査読制度の問題点や査読者の枯渇を憂慮する研究者や出版社により、新たな論文審査方式が考案・導入されつつある。すなわち、査読を経て公開へという慣行を逆転するプレプリントサーバー、顕名の査読者による公開査読、複数の学術誌による査読結果の共有、投稿者が査読結果への対応を主体的に決める制度等が試みられており、国内の出版社や学協会においても、将来の学術誌の在り方とよりよい査読システムの構築に向けて検討し、行

動を起こす必要がある。また、国や研究費配分機関は、高い透明性をもって世界標準の研究成果情報を発信する優れた取組を、力強く後押しすべきである。

目 次

1	はじめに.....	1
2	査読の意義・重要性.....	2
3	査読を実施する際に想定される不適切な行為.....	3
	(1) 不適切な行為の背景.....	3
	(2) 通常の査読のプロセスと問題点.....	4
	(3) 想定される不適切な行為.....	6
	① 査読者へのなりすまし.....	6
	② ゲスト編集者を含むグループによる査読偽装.....	6
	③ 互助会的グループによる査読偽装.....	6
	④ 個人による査読偽装.....	6
	⑤ 査読・論文改訂に係る意図的な遅延.....	7
	⑥ 情報漏洩及び盗用.....	7
	⑦ 査読プロセスの不適切な管理.....	7
	⑧ 捕食出版（いわゆるハゲタカジャーナル）及び論文工場（ペーパーミル、論文偽造ビジネス）.....	8
4	査読を実施する際の規範となる対応方針.....	8
	(1) 査読を実施する際の規範となる指針.....	9
	① 科学研究のピア・レビューのガイドライン.....	9
	② 学術誌の出版母体（出版社や学協会）による論文の査読に係るガイドライン.....	9
	(2) 不正行為への対応に関する指針.....	10
	(3) 査読者の研修・教育の在り方.....	11
5	おわりに.....	11
	<参考文献>.....	14
	<参考資料1>審議経過.....	16
	<参考資料2>審議依頼公文.....	18
	<付録A>.....	20
	<付録B>.....	25

1 はじめに

科学研究における不正行為は、真実の探究を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、特に社会からの信頼と負託を受けて公的研究費により進められている研究開発においては、国民の信頼への裏切りと言わざるを得ず、許すことのできないものである。そのため日本学術会議では、声明「科学者の行動規範—改訂版—」（2013年1月25日）[1]を発出し、文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年（2014年）8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）[2]を策定し、科学者や各研究機関に対してガイドラインを踏まえた適切な対応を要請している。また、ガイドライン公表に伴い、文部科学省から日本学術会議に対して、実験データ等の保存の期間や方法、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲等について審議依頼があり、回答「科学研究における健全性の向上について」（2015年3月6日）[3]を発出した。

しかしながら、いわゆる特定不正行為以外の不正行為の事例（二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等）が広がりを見せ、社会的にも問題と捉えられている。今般、論文の査読において、論文投稿者が自らの投稿論文の査読に関与する事態が発生したことを踏まえ[4,5]、文部科学省から日本学術会議に対し、査読に係る研究者が直面する課題に関して、下記の事項を審議して欲しいとの依頼があった（令和4年（2022年）12月27日付け、4文科科第646号、論文の査読に関する審議について（依頼）。参考資料2参照。）。

① 査読の意義・重要性

② 査読を実施する際の規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者など）

③ 査読を実施する際に想定される不適切な行為

日本学術会議は、科学者委員会の下に「学術体制分科会」を設置し、学術体制に関する総合的な検討を行っているが、その検討項目の一つとして、「研究インテグリティに関する、国内外の現状調査、課題の整理、今後の対応方策に関する検討」を挙げている。「研究インテグリティ」とは、従来の「研究公正」という概念を拡張したもので、特定不正行為や不適切な行為の予防と回避に留まらず、健全で公正な研究のために必要な価値観や事項を包含する考え方である。今回の審議依頼への回答は短期間でまとめる必要があるため、この学術体制分科会の下に「論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置し、学術体制分科会のメンバーに加え、第一線で活躍する外部の研究者や若手研究者も委員として加え、集中的に審議を行った。

短期間で有用な意見を集約して現状の課題について問題提起を行うために、小委員会において日本学術会議内外の参考人から意見を聴取したほか、国際学術出版社の研究インテグリティ責任者かつ出版規範委員会（Committee on Publication Ethics。以下「COPE」という。）のメンバーから最新の国際動向について情報を得た。また、領域横断的な現状把握と意見収集を行うため、すべての日本学術会議会員・連携会員を対象としてアンケート調査を行った。その集計結果や自由意見の一部は付録として添えている。

2 査読の意義・重要性

論文の査読に限らず、科学研究における査読は、科学の質を保証し向上させる上で重要な役割を担っている。専門性の高い領域における研究活動や先端的な知見を適切に解釈・評価できるのは同じ領域の科学者であることから、科学研究における査読は、専門性を共有する科学者による「ピア・レビュー」のかたちで行われる。ピア・レビューとは、同業者（peer）が審査（review）することであり、研究論文の学術誌への掲載や研究助成金の採択、研究者の採用や昇進、大学・研究機関の評価等、科学研究に関わるあらゆる場面で評価の中核になるものである [6]。論文の査読を始めとする多くのピア・レビューは、科学者のボランティア（無償の自発的活動）に依存しているが、科学研究と科学者コミュニティの自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立っていること、その自律性の基礎がピア・レビューにあることを理解するならば、ピア・レビューに参画し、その公正で厳正な実施に努めることは、研究者の責務と考えられる。

論文の査読が一般的でない学術領域もあるが、そのような領域を除けば、学術雑誌に投稿された論文のピア・レビューは、研究成果の妥当性や質を評価する上で有効な手法と認識されている（これ以降、特に断りのない限り、論文の「ピア・レビュー」を「査読」、ピア・レビューを行う人を「査読者」という。）。論文の査読では、研究手法の妥当性、得られた結果の解析方法やその解釈の妥当性、導かれた結論に関する新規性・普遍性・重要性等が、利害関係のない研究者（匿名であることが多い。）によって検証されることで、公開される研究成果の質を担保しようとする。最近では、研究評価に学術誌の格付けが影響するようになった研究領域があり、そうした領域では、その学術誌に相応しいインパクトのある成果であるかという観点が査読に導入されるようになっている。また、査読者のコメントが論文の内容の改善に貢献する場合もあり、査読の意義・重要性は単なる質の担保に止まらない。

論文の査読が機能不全に陥ると、誤った内容の論文や、研究者の思い込みに基づく論文が増加し、それらが科学全体の研究活動を停滞させることになりかねない。また、検証が不十分な論文が公開されることにより、それらに基づく誤った学説が発信されることは、社会にとって害となる可能性がある。研究成果が社会に発信されるプロセスにおいて、査読はゲートキーパーの役割を担っており、研究者は、その制度と機能について不断の見直しを行い、最善の方法で実施する責任がある。

このように、多くの学術領域において、論文の査読は科学研究における種々のピア・レビュー制度の中でも重要な位置を占め、その公正で厳正な実施に努めることは、研究者の責務の一つである。しかし、その意義・重要性ゆえに、厳正な実施が必要であるにも関わらず、論文の査読は科学研究における他のピア・レビュー制度にはない幾つかの問題を内包しており、その不完全性を指摘する声は絶えない。例えば、研究助成金申請のピア・レビュー制度では5名以上の審査員が関わり、場合によっては多段階で審査することもあるのに対し、論文の査読は通常せいぜい2～3名の査読者に委ねられている。また、最先端の研究成果の公開の適否の判断である論文の査読には、調査や研究の手法について定められた指針への適合性や、相対的評価の順位で選ぶといった明示的な判断基準はないため、

専ら少人数の査読者個人の基準による判断に依存することになる。そのため、判断が大きく割れる場合がある。さらに、研究者は非常に多忙であり、査読に割くことができる時間や労力には限度があるため、厳正な査読をすり抜けて公開される不適切な論文(データの捏造や改ざんを含む。)が後を絶たない。これらの点は査読の意義・重要性を些かも毀損するものではないが、その限界を示しており、現在の査読制度の中で不適切な行為を予防するに当たり考慮すべきことである。なお、現在の査読制度を憂慮する研究者や出版社により、新たな工夫によるピア・レビュー方式が考案・導入されつつあり、それについては「5 おわりに」で述べる。

3 査読を実施する際に想定される不適切な行為

(1) 不適切な行為の背景

多くの研究領域において、論文発表が研究業績の重要な評価ポイントであることから、研究者はできるだけ多くの論文を知名度の高い学術誌に発表することを目指すことになる。論文数に加えて被引用数等の定量的な評価が導入されるにつれ、このような状況には益々拍車がかかり、これが不適切な行為の誘因となっていることは否めない。不適切な行為には、論文工場(ペーパーミル、論文偽造ビジネス)で作成した偽造論文を投稿するような悪質なものから、十分に掲載可能な内容であるにも関わらず、できるだけ少ない労力で短時間のうちに掲載を獲得するために査読を操作するものまで、様々なものがある。

一方、論文発表の需要の増大に応じて多くの学術誌が創刊されたが[7]、これは科学新興国の台頭と相まって、世界的な投稿論文数の増加を招来し、その結果として査読者の枯渇を招くことになった。これは、編集者が査読者を確保するために多大な時間と労力を要することを意味しており、2名の査読者を確保するのに、ときに5~6名、ひどい時には10名以上に依頼しなければならない場合もある[8]。出版社や学術誌によっては査読の受諾率の高低を記した研究者リストを作成・参照しており、結果として、特定の研究者に査読依頼が偏るといったことが起きる可能性が高い。また、専門領域の細分化や新たな研究領域の登場も適切な査読者の選定を困難にし、編集者を悩ませている。このような状況下では、投稿者自身に査読者を推薦してもらう(そこから1名程度の査読者を確保する。)ことが珍しくなく、投稿者と査読者の不適切な関係を生んでいる可能性がある。

学術誌における論文の査読においては、編集者は査読者の意見を尊重する必要があることから、そこに潜む不適切な行為については十分な注意が払われてこなかった可能性がある。世界中の学術誌や出版社が会員となっているCOPEでは、2012年に初めて偽装査読(fake peer review)がトピックとして取り上げられた[9]。しかし、学術誌に掲載された論文の撤回を監視するリトラクション・ウォッチ(Retraction Watch)というサイト(非営利団体The Center for Scientific Integrityの運営による)では、既に様々な事例が記事になっており[10]、そのデータベースによると、2012年以降、査読偽装が指摘されている論文の数は5,000を超える[11]。

(2) 通常の査読のプロセスと問題点

学術誌に投稿された論文の査読は、一般的に以下のようなプロセスを経る。

- ① 著者が学術誌に論文を投稿する。
- ② 編集者・編集委員会等が投稿論文を検討し、査読に回すかどうか決める。
- ③ 査読をするのに相応しい当該分野の研究者に査読を依頼する。
- ④ 査読者は投稿論文を検討し、査読結果報告書を作成し編集者等に提出する。
- ⑤ 査読結果報告書を受け、編集者等は論文の掲載・却下等を決める。最終的に掲載可となった場合でも、条件を付けたり、修正を求めたりすることが多い。
- ⑥ 編集者等は投稿者に審査結果を報告する。

以下、査読における不適切な行為との関連性を含めて、それぞれのプロセスの問題点について詳しく述べる。

- ①論文投稿段階では、投稿者自身が編集者に対し査読の候補者を数名挙げる事が認められている場合がある。通常、そのうち1名程度に査読の依頼が行われる可能性がある（また、査読して欲しくない研究者、例えばライバル研究者等、を挙げてよい場合もある。）。これは、上述したように、査読者の枯渇や専門性の細分化がもたらした結果であり、投稿者が匿名とされている査読者を推測することが可能となり、不適切な行為が行われる素地を生む。しかし、広い領域をカバーする学術誌の場合、推薦制度への依存度はかなり高いと思われる。推薦制度への反対意見は根強いが、日本学会会議会員・連携会員（以下、「会員・連携会員」という。）へのアンケートでは、肯定的またはどちらかというとな肯定的が37%、肯定的とも否定的ともいえないが27%、否定的またはどちらかというとな否定的は28%であった（付録A1）。一方、「Journal of Neurochemistry」誌では1,000を超える論文を対象とした調査が実施され、推薦された査読者に査読依頼した場合は、そうでない場合と比べて2.4倍受理されやすいことが明らかとなり、推薦制度を取りやめている[12]。
- ②編集者には職業としての編集者の場合と現役の研究者が兼務している場合とがある。広い領域をカバーする学術誌の場合は、複数の編集者が配置され、編集者会議において様々な判断がなされることがある。通常、この段階では査読に回すに足る論文であるか否かの検討がなされるだけであるが、最近では必要に応じて偽造論文の兆候を調査したり、他の学術誌と連絡を取り合い、二重投稿を事前チェックするなどの作業が加わってきている。
- ③編集者にとって適切な査読者を選定し、査読を依頼することは非常に重要な作業である。しかしながら、研究者の多忙と査読者の枯渇のため、適切な査読者を見つけることは非常に難しいのが現状である。会員・連携会員へのアンケートでは、編集委員・編集者の経験者452名の回答において、自ら経験した査読問題（複数回答可）の第2位が「適切な査読者が見つからなかった：332件」であった（付録A2）（因みに、第1位は「査読者が査読期限を守らなかった：345件」で、第3位は「査読の質が低く、査読結果が適正な水準を満たしていなかった：236件」であった。）。また、現行の査読様式ではシングルブラインド（査読者が投稿者に対して匿名）が68%

で、ダブルブラインド（査読者、投稿者が相互に匿名）の 35%に対して優勢だが（付録 A3）、望ましい査読様式を尋ねた場合にはそれぞれ 45%と 46%と拮抗していた。さらに、トリプルブラインド（担当編集者も含めて匿名）やオープン査読（すべて頭名が望ましいとする回答もそれぞれ 15%、10%と現在の状況（それぞれ 9%、3%）をはるかに凌いでいる（付録 A4）。一方、2019～2022 年にかけて「Functional Ecology」誌において実施された調査では、3,689 論文を対象としてシングルブラインドとダブルブラインドを比較した結果、ダブルブラインドでは一般に厳正な査読が行われる傾向にあり、シングルブラインドでは高所得国、あるいは英語圏からの投稿が恩恵を受け、受理率が高いことが明らかとなっている [13]。

- ④査読は、研究者のボランティア業務ではあるが、自分がその論文の査読者に相応しいと考える場合には、可能な限り引き受けることが査読者の枯渇を防ぐために望ましい。なお、以前より査読者へのインセンティブ付与の議論があり、個人の査読実績を登録できるプラットフォームも提供されているが（Publons、ORCID 等）、インセンティブを求めて能力以上に査読を引き受ける研究者が増加すれば、査読の質の低下をもたらしかねないという反論もある。査読者は当該学術誌の編集ポリシーや査読ガイドラインに従い、公正な査読に努めなければならない。これには当然、守秘義務や盗用の禁止が含まれる。客観的に査読を行うための標準的な審査基準や数値評価の方式として、「universal principled review (UP) template」というものも提案されている [14]。査読内容については、「建設的な査読コメント」の意味を履き違えた追加実験の要求や提案が看過できない割合で存在し、これが論文改訂に長期間を要する一因となっているとの指摘がある [8]。後述するプレプリントサーバーの台頭には、このように投稿から出版まで長い期間を要することが影響している。

- ⑤及び⑥ 査読結果報告書のコメントを添えて、編集者等が論文の掲載・改訂・却下等の判断を投稿者に伝える。査読者の意見が大きく分かれている場合の判断は編集者等に任されており、却下に対する投稿者からの反論への対応も編集者等の仕事である。

通常はこのようなサイクルが繰り返された後、最終的に論文が受理・公開される。改訂論文の査読は、最初に投稿された時と同じ査読者が担当することが多い。一方、却下された論文は多くの場合、そのままか、改訂された後に別の学術誌に投稿され、新たに査読者が割り当てられる。AJE Scholar によると、年間 1,500 万時間が却下された論文の査読に費やされており [15]、後述する査読コメントの共有や再利用という新たな試みを生んでいる。

最後に、従来のシングルブラインド査読では査読者の匿名性が担保されていたが、最近では査読者の同意の下に、審査中または論文公開に当たり査読者名が公開される場合がある。ダブルブラインドの場合も、論文公開時に査読者名が明らかにされる場合がある。透明性やインセンティブといった観点から査読者名の公開を歓迎する意見と、審査の厳密性が損なわれる可能性や、公開後の投稿者と査読者の関係に与える影響を懸念す

る意見があり、賛否両論である。

(3) 想定される不適切な行為

査読を実施する際に想定される不適切な行為について、以下に典型的な事例を挙げる。これらは実際に問題となった事案を基に一般化したものである。なお、会員・連携会員のアンケートに記入されたその他の事案については付録に記載した（付録B）。

① 査読者へのなりすまし

行為者：投稿者

不適切な行為：査読者の推薦制度を持つ学術誌では、投稿者は査読者候補の名前、所属、電子メールアドレスを提出することが求められる。これを利用して、著名な研究者等を査読者として推薦し、電子メールアドレスは自らが管理する偽のアドレスを通知する。編集者が査読を依頼する電子メールは投稿者の元に届くため、投稿者は自らに有利な査読結果を返信する。

背景：査読者推薦制度を悪用するものだが、真実でない情報を編集者に送付することがそもそも悪質な行為である。

② ゲスト編集者を含むグループによる査読偽装

行為者：ゲスト編集者、投稿者、査読者

不適切な行為：学術誌がゲスト編集者を招聘し特集号を企画する場合、ゲスト編集者に査読者を選定する権限が付与されることがある。この場合、ゲスト編集者が属する小さな研究者集団の中で投稿と査読が完結し、厳正な査読が行われなかった事例がある。特集号に掲載された極めて質の低い論文に対する告発に基づいて編集部が調査を実施し、特集号として掲載されたすべての論文が撤回された。

背景：学術誌は一定の質の論文と読者を多数確保する戦略の一環として、編集部が選任した研究者をゲスト編集者として招聘し、特集号の企画を依頼することがある。ゲスト編集者が、付与された権限を濫用し、特定の研究者集団に不当に甘い査読を行った。

③ 互助会的グループによる査読偽装

行為者：投稿者、査読者

不適切な行為：特集号のゲスト編集者でなくとも、同一研究領域の研究者が一定数集まれば（例えば数十名）、互助会的な査読偽装グループを形成することが可能である。当該領域の学術誌において、査読者推薦制度を利用して互いを推薦し合えば、一定の確率で査読が割り当てられるため、不当に甘い査読を行うことが可能である。

背景：査読者推薦制度を悪用するものである。関与する研究者の数が多く、複数の学術誌に跨っていれば、編集者に察知される可能性は低くなり、発見が難しいことがある。

④ 個人による査読偽装

行為者：投稿者、査読者

不適切な行為：査読者推薦制度により査読を依頼された研究者が、守秘義務を守らず、

投稿者へ直接コンタクトを取り、査読コメントの作成を依頼した事例がある。投稿者が依頼に応じて作成した査読結果を基に、複数の論文が当該研究領域の複数の学術誌に掲載されたが、内部告発により不適切な行為が露呈し、すべての論文が撤回された。

背景：規模は小さいが同一の研究者集団に属する研究者による不正行為で、査読者推薦制度を悪用するものである。投稿者には論文の迅速な採択というメリットがあり、査読者には投稿者に恩を売ることによって研究者集団内での立場をよくするなどのメリットがあったものと推測される。

⑤ 査読・論文改訂に係る意図的な遅延

行為者：査読者

不適切な行為：設定された査読の期限を査読者が意図的に守らない、膨大な量の追加実験を提案する、あるいは最初は容認していた問題点を後から指摘するといった不適切な行為を通して、論文改訂を遅延させることがある。次の事例⑥と関連して行われる場合もある。

背景：査読者の匿名性を悪用する行為であり、査読者本人に利益相反はなくとも、投稿者とライバル関係にある知り合いの研究者に便宜を図るために行われることが多い。通常察知することは難しいが、唯一介入できる可能性があるのは編集者であり、注意深く適切な査読プロセスの管理を行うことが求められる。

⑥ 情報漏洩及び盗用

行為者：査読者

不適切な行為：審査の過程で得た情報を基に、査読者あるいは査読者と深い関係のある研究グループが水面下で研究を進め、結果的に投稿者の研究を出し抜く、あるいはあたかも同時に研究が進められていたかのように偽装することがある。これらの行為は、査読者に求められる守秘義務違反と、研究アイデアの盗用に相当する特定不正行為である。

背景：研究者を取り巻く競争的な環境に原因がある。研究内容が近接する研究者は専門性の観点からは適切な査読者であるが、競争関係あるいはそれに準じる関係にあることも多く、そのような関係を反映した不正行為は無視できないものとなっている。

⑦ 査読プロセスの不適切な管理

行為者：編集者

不適切な行為：査読者が遅延行為や合理性の低い指摘を繰り返す場合、編集者は査読者に注意をする、あるいは査読者の要請にすべて応える必要がないことを投稿者へ知らせるといった対応を取る必要があるが、そのような問題点に気づかないか、あるいは気づいても対応を怠る場合がある。査読者間で生じている矛盾の放置、あるいは査読者の意見とは異なる判断を行い、査読過程を歪めてしまうこともある。

背景：学術誌の数は増加する一方であるが、編集者として十分な経験と技能をもつ研究者の数は限られている。そのため、十分な経験を持たない研究者が学術誌の編集過程において重要な役割を果たすことがある。故意に対応を怠った場合は不適切な行為に相当する。

⑧ 捕食出版（いわゆるハゲタカジャーナル）及び論文工場（ペーパーミル、論文偽造ビジネス）

行為者：投稿者、学術出版・学術関連企業

不適切な行為：研究者から掲載費用を得ることを目的とし、実質的に査読を行わない学術誌が存在しており、質の低い論文を公開している。このような出版形態は「捕食出版 (predatory publishing)」、学術誌そのものは「ハゲタカジャーナル (predatory journal)」とも呼ばれる。また、研究業績を欲する研究者に対し、架空の研究成果による学術論文を作成する論文偽造ビジネスが主に海外で成長しており、日本の学協会が運営する中堅レベルの英文学術誌をも侵蝕している。このようなビジネスを行う組織は「論文工場」、「ペーパーミル (paper mill)」と呼ばれる。研究成果の捏造は特定不正行為であるが、能力の高い研究者が関与していることが推測されており、査読の段階で不正が見破られることはほぼない。査読に回す前の検出を目指して、レイアウトや構成、使用されるデータの類似性、二重投稿情報（複数の学術誌に同時投稿される場合も多い。）を基に有志による摘発が進んでいるが、全貌は明らかではない。生成 AI の登場により、さらに巧妙な偽造論文作成が行われる可能性がある。

背景：研究者の競争的環境において、論文掲載数を不正に増やすことを目標とするビジネスが生まれている。その手口は巧妙になりつつあり、多くの学術誌が対策に悩んでいる。

4 査読を実施する際の規範となる対応方針

上述のとおり、論文の査読は、研究成果の妥当性や質を評価するための重要なプロセスであり、研究成果の社会への公開・還元を管理するゲートキーパーの役割を担っている。そのため、現行の査読制度が内包する限界や課題にも関わらず、当面、これに勝る手法が現れることは期待し難いと思われる。したがって、想定される不適切な行為等に注意を払いつつ、査読制度の健全な運用に努めることは、論文の査読に関わるすべての者の責務である。

論文の査読に限らず、ピア・レビューは科学研究のあらゆる場面で評価の中核を担うものであり、その実施に係る研究者は基本的な規範を身に付けていなければならない。しかし、論文の査読においては、研究領域及び学術誌毎の特性やルールにも配慮する必要がある。したがって、査読の規範となる対応方針の策定や、査読者研修・教育の実施においては、国や研究費配分機関、大学・研究機関、学術誌とその出版母体（出版社や学協会）が適切に役割を分担することが重要である。

以上の諸点を念頭に置き、以下に論文の査読の規範となる対応方針及び査読者研修・教育の現状について整理し、課題を抽出するとともに、それらに対し想定される対策について述べる。

(1) 査読を実施する際の規範となる指針

① 科学研究のピア・レビューのガイドライン

現状と課題：独立行政法人日本学術振興会（以下「JSPS」という。）、一般社団法人公正研究推進協会（以下「APRIN」という。）等が、研究者がピア・レビューを実施するに際し参照すべき指針や研究倫理教材を提供している。JSPS が作成した研究倫理教材「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」[6] では、一節が「ピア・レビュー」に割かれ、(a) ピア・レビューの役割、(b) 研究論文・研究費申請のピア・レビュー、(c) 査読者の役割と責任、(d) ピア・レビューの課題についてまとめられている。「査読者の役割と責任」の項では、論文の査読を主な対象として、「科学雑誌出版において公正性を推進するための CSE (Council of Science Editors) の勧告」を参照し、(a) 守秘義務、(b) 建設的批判、(c) 適格性、(d) 公平性・誠実性、(e) 利益相反の開示、(f) 迅速な対応といった基本事項について説明が行われている。同教材を基にした e ラーニング教材 eLCoRE も同様の説明をしている。APRIN が提供する研究倫理 e ラーニング教材 eAPRIN では、生命医科学系、理工系、人文系の 3 つの領域それぞれについて「ピア・レビュー」の単元が設けられ、同様の説明が行われている [16]。

2020 年度に文部科学省の委託で行われた公益財団法人未来工学研究所による調査では、対象となった 1,080 大学・研究機関のうち、「科学の健全な発展のために」を利用している機関が 38.6%、eLCoRE を利用している機関が 52.6%、eAPRIN を利用している機関が 34.2%であった [17]。すなわち、日本の大学・研究機関の大半が、いずれかの教材を研究者に提供していると考えられる。ただし、研究公正全体に関するダイジェスト版のみを研究者に課している大学・研究機関も多く、ピア・レビューの単元がどの程度受講されているかは不明である。

想定される対策：ピア・レビューは研究者の重要な責務であるが、大学・研究機関において、特定不正行為等に関する教材に加えて、ピア・レビューに特化した単元の受講を全研究者に一律に課することが有効であるかは疑問である。なぜなら、ピア・レビューはある程度経験を積んだ研究者になって初めて担当することが多い上、最近では、多忙な研究者から「研修疲れ」の声も上がっている。むしろ、研究者が査読を実施することになった場合等、指針や教材を参照・受講したい時にすぐにアクセスできる環境を作ることが望ましい。

② 学術誌の出版母体（出版社や学協会）による論文の査読に係るガイドライン

現状と課題：COPE が「査読者のための倫理ガイドライン」[18] を公表している。その内容は、「CSE (Council of Science Editors) の勧告」(上述) とほぼ同様であるが、それに加えて (a) バイアスの排除、(b) 不正が疑われる内容を発見した場合の対応、(c) 査読結果を他の学術誌と共有する際の注意事項等についての記載がある。出版規範委員会には、世界中から 1 万誌以上の学術誌と 20 社以上の出版社が会員として参加しており、日本の学協会が出版する学術誌の多くもその会員である。実際に、COPE の「査読者のための倫理ガイドライン」を、査読者が従うべきガイドラインとして活

用している学術誌も多い。

一方、海外の出版社や学術誌では、独自の査読ガイドラインを公開している場合も多い。例えば、Taylor and Francis 社 [19] や Elsevier 社 [20] は、それぞれの査読に関する動画教材やチェックリストを公開している。学術誌では、それぞれのカバーする専門領域や編集ポリシー等に基づいた査読ガイドラインが公開されており、日本においても、例えば、一般社団法人情報処理学会は「論文査読の手引き」[21] を、公益社団法人日本小児科学会は「査読者の心得」[22] をホームページ上で公表している。会員・連携会員へのアンケートでは、回答者の 85%（回答対象者数 512 件中 434 件）が、査読を行う際に有益だと思う規程・指針等として、国内ないし海外の学協会等・学術誌の作成する規程・指針等を挙げており（付録 A5）、82%（同じく 425 件）が、実際にそれらをこれまでに参考にしたと回答している（付録 A6）。したがって、学術誌及びその出版母体（出版社や学協会）の提供する規程・指針は非常に有用と思われるが、日本の学術誌やそれらを編集・出版している学協会の中で、査読の規程・指針等がインターネット上で確認できるものの割合はさほど高くない。

想定される対策：研究者が属する領域に相応しい査読ガイドラインは、各学術誌またはその出版母体（出版社や学協会）が提供するものが最も有効である。日本の学術誌や学協会の多くも査読の規程・指針を作成していると思われるが、公開していないか、発見しづらい例が見受けられる。査読者に指針を提供するのみならず、投稿者や学術誌の読者に対して査読プロセスの透明性を高めるとともに、学協会の会員等に査読に関する研修・教育の機会を提供する意味でも、積極的な公開が望まれる。

(2) 不正行為への対応に関する指針

現状と課題：科学研究における不適切な行為に関する指針として、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年（2014 年）8 月 26 日）[2] がある。このガイドラインでは、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為として二重投稿や不適切なオーサiership が挙げられているが、査読に関する不適切な行為については触れられていない。また、不正が生じた場合の大学・研究機関や研究費配分機関の取るべき対応については、特定不正行為に限定して記載されているため、論文の査読において不適切な行為が生じた場合、大学・研究機関等は特定不正行為に関するガイドラインを参照しつつ、独自の対応を行なっていると推測される。一般に、学内調査等で偽装査読が認定された場合、論文の撤回及び関係者の処分は免れないが、当該論文作成のための研究活動そのものに瑕疵がなかった場合、その成果をどのように扱うか（特に公的研究費に基づく場合）、偽装査読に関与しなかった共著者（学生等）をどのように救済するかなどの諸問題に対するルールはない。

想定される対策：ガイドラインの制定から 9 年が経過していること、論文の査読における不適切な行為を含む特定不正行為以外の不正行為が広がりを見せていることから、ガイドラインの改訂あるいは内容の追加について検討すべき時期に来ている。

(3) 査読者の研修・教育の在り方

現状と課題：会員・連携会員を対象としたアンケートでは、89%の研究者（回答対象者数 512 件中 455 件）が、「投稿者として査読を受けた経験から」論文の査読の方法や留意点について習得したと回答した。これは、「メンターからの指導」（同じく 101 件）、「担当編集者に確認」（同じく 91 件）、「学術誌が提供するプログラム・教材」（同じく 85 件）を大きく引き離している（付録 A7）。この結果は、これまで論文の査読に関する系統的な研修・教育が行われていなかったことの表れとも解することができる。

論文の査読に限らず、科学研究におけるピア・レビュー全般については、上述したように既に多くの研究倫理指針や教材が提供されており、多くの大学・研究機関がそれらを活用しつつある。ピア・レビューについて理解を深め、正しく実践することはすべての研究者の責務であるが、ピア・レビューはそのような教材の一項目に過ぎず、また多くの研究者が多忙であることなどから、実際に受講されている頻度は必ずしも高くはない可能性がある。将来の研究を担う学生や、査読を経験していない若手の研究者を含めて、効率よく有効な研修・教育を行うことが今後の課題である。

また、会員・連携会員アンケートでは、論文の査読の方法や指針の習得に当たり、学術誌が提供するプログラム・教材（回答対象者数 512 件中 233 件）、学協会が提供するプログラム・教材（同じく 202 件）に期待する声が多かった（付録 A8）。これは、論文の査読において、研究領域や学術誌の特性に配慮する必要があるためと考えられる。しかし、この期待値は、それらのプログラム・教材が実際に利用された件数（学術誌が提供するプログラム・教材（回答対象者数 512 件中 85 件）、学協会が提供するプログラム・教材（同じく 46 件））を大きく上回っていた（付録 A7）。このことは、これまで研究者の期待に見合うプログラム・教材が不足していたか、適切に提供されていなかったことを示唆する。学術誌や学協会はこの問題を克服し、積極的に期待に応える必要がある。想定される対策：科学研究の査読全般については、既に研究倫理指針や教材が多数提供されており、大学・研究機関がこれらをうまく活用して研修・教育を実施することができる。もちろん独自の教材の作成・提供も考えられる。効率よく有効な研修・教育を行うには、学生が初めて論文を作成する時期や投稿する時期、若手研究者が初めてピア・レビューを行う可能性のある時期等、タイミングへの配慮も重要である。また、指針や教材を参照・受講したい時にすぐにアクセスできる環境の整備を行うことが強く推奨される。一方、論文の査読に限定すると、学術誌や学協会が提供するプログラム・教材への期待が高いことが明らかである。学協会においては、会員向けの査読者研修・教育の場を設けるなどの対策を実施することが望ましい。また、編集ポリシーや査読ガイドラインを公開することは、学術誌の編集・出版の透明性を高めるのみならず、学協会の会員等に研修・教育の機会を提供する意味でも有用と思われる。

5 おわりに

論文の査読は、研究成果の妥当性や質を評価するための重要なプロセスであり、現行の査読制度が内包する課題及び想定される不適切な行為等に注意を払いつつ、その健全な運

用に努めることは、査読論文の出版・公開に関わるすべての者の責務である。査読の規範となる方針の策定や、査読者の研修・教育に関しては、国や研究費配分機関、大学・研究機関、学術誌とその出版母体（出版社や学協会）が、適切に役割を分担して実施することが必要である。学術界においては、査読を行わない文化を有する研究領域を含めて、査読に関わる情報共有を図り、その研修・教育体制等について意見交換の場を設けていく必要がある。一方、不適切な行為の背景として過度な論文発表競争や研究者の多忙があることから、真の問題の解決に至るには、これらの諸問題を含めた検討が重要であることは明らかである。

最後に、これまでの査読制度の問題点や査読者の枯渇を憂慮する研究者や出版社により、従来型のピア・レビュー制度以外の論文審査方式が考案・導入されつつあるので、それらの試みについて述べておきたい。

近年、特に存在感を示しているのが、査読前の論文（プレプリント）を公開する仕組みであるプレプリントサーバーである。これは物理学や数学の領域の「arXiv（アーカイブ）」（1991年開設）を発端とし、生物学領域の「bioRxiv」（2013年開設）、さらに医学領域の「medRxiv」（2019年開設）へと拡大した。日本では、国立研究開発法人科学技術振興機構が、人文・社会科学を含むほぼすべての研究分野をカバーする「Jxiv」の運用を始めた（2022年開設）。プレプリントサーバーにプレプリントを投稿すれば、直ちに一般に公開され、デジタルオブジェクト識別子(digital object identifier, DOI)が付くため、引用することが可能である。また、多くの学術誌はプレプリントサーバーで公開された論文が投稿されることを二重投稿と見なさないため、適宜内容を修正し、通常の学術誌に投稿して査読審査を受けることもできる。さらに、迅速な成果の公表という利点以外に、匿名の査読者による盗用を防ぐ効果もある。すなわち、査読を経て公開へというこれまでの慣行を逆転する仕組みであり、プレプリントサーバーに掲載された論文に対して後からコメントを付ける「Transparent review in preprints (TRiP)」という仕組みが導入されている。査読コメントが公開されるため、査読者は著者を含む研究者コミュニティを意識して公正なコメントを心掛ける必要がある。このようなオープンレビューの潮流は広がりを見せ、2013年に開始された「F1000Research」誌のプラットフォームでは、すべての査読・論文改訂のサイクルが査読者名を含めて公開されている[23]。また、Clarivate社はオープンレビューを実施するためのシステムとして Transparent Peer Review サービスを公開しており、これまでに7社123誌が採用している[24]。

2018年に創刊された「Life Science Alliance」誌は、生命科学系出版社3社と連携して、それらの出版社の学術誌で掲載拒否された論文を受け付け、掲載拒否時の査読コメントへの対応によって受理を判断している[25]。2019年に発足した国際的な論文査読プラットフォーム Review Commons では、生命科学系学術誌17誌が査読を共有するシステムを構築している[26]。そこでは、まず論文を Review Commons に投稿し、査読を受けて論文を改訂した上で、17誌のうちから4つまで選んで投稿することができる。この間、査読者が増えることはないので、査読の浪費は起きず、投稿者も無駄な改訂を行う必要がない。なお、Review Commons に投稿する際には、プレプリントサーバーへの公開が推奨されてい

る。2011年に創刊された生命科学系学術誌「eLife」では、2023年からさらに先進的な試みを行っており、予備投稿された論文をシニアエディターと1～2名のレビューイングエディターが査読して2日以内に掲載するか却下するか決定する[27]。掲載が決定された論文は正式な投稿・査読に招待されるが、正式投稿の際はプレプリントサーバーへの公開が必須である。2～3名の査読者のコメントは一つに統合されて公開され、投稿者はどのコメントに対応するか自ら判断し、またどの改訂版を最終版とするか決めることができる。

以上の取組から分かるとおり、現在は論文の査読制度の激動の時代である。査読における不正行為を防ぎつつ、効率よく、迅速に、透明性の高い査読を行うことができるシステムが模索されている。また、上記の新興の学術誌や査読プラットフォームにおいては、いずれも明確で丁寧な査読ガイドラインがホームページ上で公開されており、査読者のみならず誰でも閲覧できるようになっている。

日本においても、各学術誌やその編集・出版母体である出版社や学協会においては、このような国際的な潮流を十分に認識し、英文・和文を問わず、将来の国内学術誌の在り方とよりよい査読システムの構築に向けて検討し、行動を起こす必要がある。また、国や研究費配分機関は、高い透明性をもって世界標準の研究成果情報を発信する優れた取組を力強く後押しすべきである。

<参考文献>

- [1] 日本学術会議、声明「科学者の行動規範—改訂版—」、2013年1月25日
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>
- [2] 文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、2014年8月26日
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf
- [3] 日本学術会議、回答「科学研究における健全性の向上について」、2015年3月6日
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-k150306.pdf>
- [4] 国立大学法人福井大学、「福井大学における研究活動の不正行為疑いに係る調査結果報告書」、2022年12月20日
<https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/InvestigationReport20221220.pdf>
- [5] 国立大学法人千葉大学、「論文査読活動上の事案に関する調査結果について」、2022年12月20日
https://www.chiba-u.ac.jp/others/topics/info/post_1138.html
- [6] 独立行政法人日本学術振興会、「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」、2015年3月31日
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>
- [7] 有田正規、「学術出版の来た道」、岩波科学ライブラリー、2021年
- [8] 水島昇、「科学を育む査読の技法」、羊土社、2021年
- [9] COPE (Committee on Publication Ethics). Compromised Peer Review System in Published Papers. Case Number: 12-12. Accessed March 5, 2021.
<https://publicationethics.org/case/compromised-peer-review-unpublished>.
- [10] Retraction Watch. Fake Peer Review.
<https://retractionwatch.com/?s=fake+peer+review>
- [11] Retraction Watch: The Retraction Watch Database.
<http://retractiondatabase.org/RetractionSearch.aspx?>
- [12] Hausmann, L. et al. Reviewer selection biases editorial decisions on manuscripts. J. Neurochem. 146: 21-46, 2018.
<https://doi.org/10.1111/jnc.14314>
- [13] Fox, C. W. et al. Double-blind peer review affects reviewer ratings and editor decisions at an ecology journal. Functional Ecology 37: 1144-1157, 2023.
<https://doi.org/10.1111/1365-2435.14259>
- [14] Krummel, M. et al. Universal Principled Review: A Community-Driven Method to Improve Peer Review. Cell 179: 1441-1445, 2019.

- [15] Peer Review: How We Found 15 Million Hours of Lost Time. AJE Scholar.
<https://www.aje.com/arc/peerreview-process-15-million-hours-lost-time/>
- [16] 一般財団法人公正研究推進協会「APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) 主要単
元内容」. <https://aprin.viewer.kintoneapp.com/public/eaprin-modules>
- [17] 公益財団法人未来工学研究所、「我が国の研究倫理教育等に関する実態調査・分析
業務 報告書」、令和2年度（2020年度）文部科学省委託事業、2021年3月.
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1418732_00002.htm
- [18] COPE, Guidelines: Ethical guidelines for peer reviewers, version 2, 2017.
<https://doi.org/10.24318/cope.2019.1.9>
- [19] Excellence in Peer Review: Expert Peer Review Training.
[https://editorresources.taylorandfrancis.com/reviewer-guidelines/peer-](https://editorresources.taylorandfrancis.com/reviewer-guidelines/peer-review-training/)
review-training/; Peer review checklists.
[https://editorresources.taylorandfrancis.com/reviewer-guidelines/review-](https://editorresources.taylorandfrancis.com/reviewer-guidelines/review-checklist/)
checklist/
- [20] Certified Peer Reviewer Course.
[https://researcheracademy.elsevier.com/navigating-peer-review/certified-](https://researcheracademy.elsevier.com/navigating-peer-review/certified-peer-reviewer-course)
peer-reviewer-course
- [21] 一般社団法人情報処理学会論文誌ジャーナル編集委員会、「論文査読の手引き」、
2012年4月2日改訂.
https://www.ipsj.or.jp/journal/manual/papers_guide.html
- [22] 公益社団法人日本小児科学会英文誌編集委員会、「査読者の心得」、2014年7月.
https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/PI_kokoroe.pdf
- [23] F1000Research: Reviewer Guidelines
<https://f1000research.com/for-referees/guidelines>
- [24] Halevi, G. The current state of open peer review. Clarivate 2022
<https://clarivate.com/blog/the-current-state-of-open-peer-review/>
- [25] Life Sciencd alliance
<https://www.life-science.-alliance.org/content/about-us>
- [26] Review Commons: The preprint peer-review platform.
<https://www.reviewcommons.org/>
- [27] Editorial Process, eLife.
[https://elife-rp.msubmit.net/html/elife-](https://elife-rp.msubmit.net/html/elife-rp_author_instructions.html#process)
rp_author_instructions.html#process

＜参考資料１＞審議経過

令和５年

- １月１８日 科学者委員会学術体制分科会（第１２回）
小委員会の設置及び委員について
- ２月８日 科学者委員会学術体制分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会（第１回）
小委員会の概要、役員の選出、今後の進め方について
- ３月９日 科学者委員会学術体制分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会（第２回）
有識者からの話題提供及び意見交換：「学術における査読の意義」有田 正規（連携会員、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所教授）
アンケート調査について
- ３月２４日 科学者委員会学術体制分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会（第３回）
生命科学分野の研究者からの意見聴取
- ４月７日 科学者委員会学術体制分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会（第４回）
有識者からの話題提供及び意見交換：
「論文査読の現状と新しい試みについて」水島 昇（東京大学大学院医学系研究科教授）
「査読倫理教育の現状と展望」佐藤 翔（同志社大学免許資格課程センター准教授）
- ４月２８日 科学者委員会学術体制分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会（第５回）
有識者からの話題提供及び意見交換：「オープンサイエンス潮流を踏まえた査読の意義と展望」林 和弘（連携会員（特任）、文部科学省科学技術・学術政策研究所データ解析政策研究室長）
今後の進め方について
- ５月１９日 科学者委員会学術体制分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会（第６回）
有識者からの話題提供及び意見交換：「Peer Review Misconduct」Chris Graf (Research Integrity Director, Springer Nature Group)
審議依頼への回答案の骨子等について、アンケート調査の中間報告

- 6月14日 科学者委員会学術体制分科会（第13回）
ヒアリング（G7 WG の状況について）、見解/報告原稿の審議、小委員会審議状況報告
- 6月19日 科学的助言等対応委員会へ意思の表出申出書様式1提出
- 6月27日 科学者委員会学術体制分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会（第7回）
アンケート結果の報告、回答案について
- 7月7日 科学的助言等対応委員会から意思の表出申出書様式1に対する助言を受領
- 8月9日 科学者委員会学術体制分科会（第14回）※メール審議
見解案及び回答案について承認
- 8月14日 科学者委員会における査読
- ～8月30日
- 9月5日 科学者委員会（第31回）※メール審議
回答案について承認
- 9月22日 科学的助言等対応委員会査読完了
- 9月25日 幹事会（第353回）承認

＜参考資料２＞審議依頼公文

4 文科科第 6 4 6 号

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

日本学術会議

会長 梶田 隆章 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長

柿 田 恭 良

論文の査読に関する審議について（依頼）

研究者の行動規範に基づく論文の査読において、昨今、論文投稿者が自らの投稿論文の査読に関与する事態が発生しました。査読に関しては、元来、研究者個人及び科学コミュニティの行動規範に基づき行われるべき重要な仕組みであると認識しておりますが、このような行為は研究者の社会からの信頼を失うとともに、科学に対する国民の信頼を揺るがし、科学の発展を妨げることに繋がるものであるため、適切な対応が必要であると考えております。

つきましては、査読の意義等を踏まえ、査読に係る研究者が直面する課題に関して、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、下記の事項を御審議いただきますようお願いいたします。審議内容は、今後の研究公正の推進に関しての参考にするとともに、研究機関での取組に資するよう周知いたします。

記

1. 査読の意義・重要性
2. 査読を実施する際の規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者など）
3. 査読を実施する際に想定される不適切な行為

【本件問合せ先】

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課研究公正推進室

電話：03-5253-4111（内線 4028）

<付録 A>

日本学術会議会員、連携会員を対象としたアンケート回答集計（抜粋）

1. 調査の概要

調査名称	査読制度に関するアンケート調査
調査実施時期	2023 年5月2日～同 23 日
調査実施主体	日本学術会議科学者委員会学術体制分科会 論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会
調査対象	すべての日本学術会議会員及び連携会員
調査方法	オンライン
有効回答数	531 件

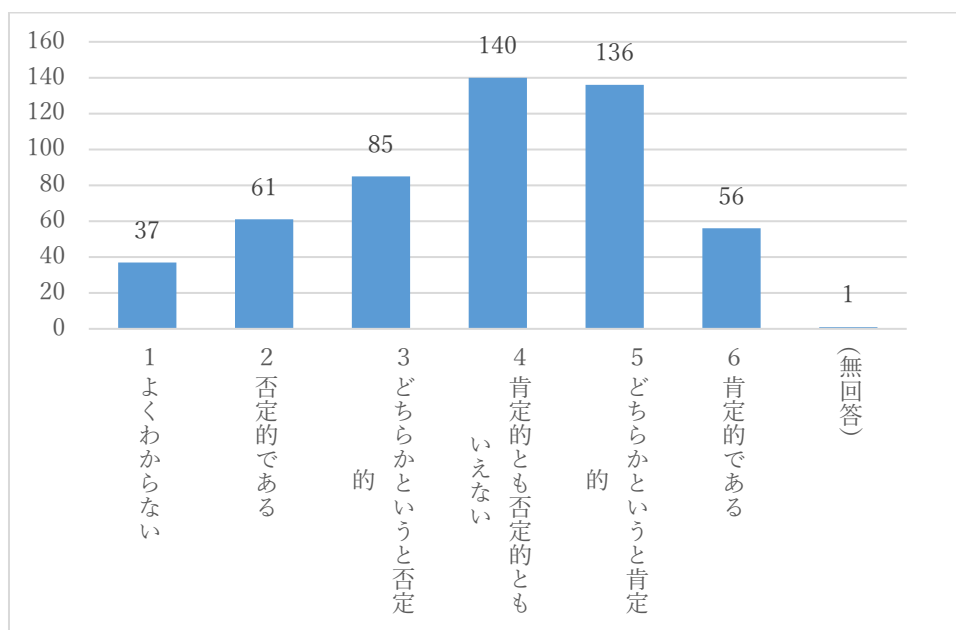
全 21 項目のアンケート調査のうち、本文に言及のある回答の集計について以下のとおりまとめた。

本アンケート調査では、回答者が日本学術会議会員・連携会員であることを確認するため、回答者の氏名、所属、メールアドレスの記載を求めた。本アンケートへの回答 532 件のうち、氏名等の記載がなかった 1 件を無効回答とし、531 件の結果について集計を行った。なお、設問により回答対象者が異なるため、それぞれの設問の回答対象者数を記載した。

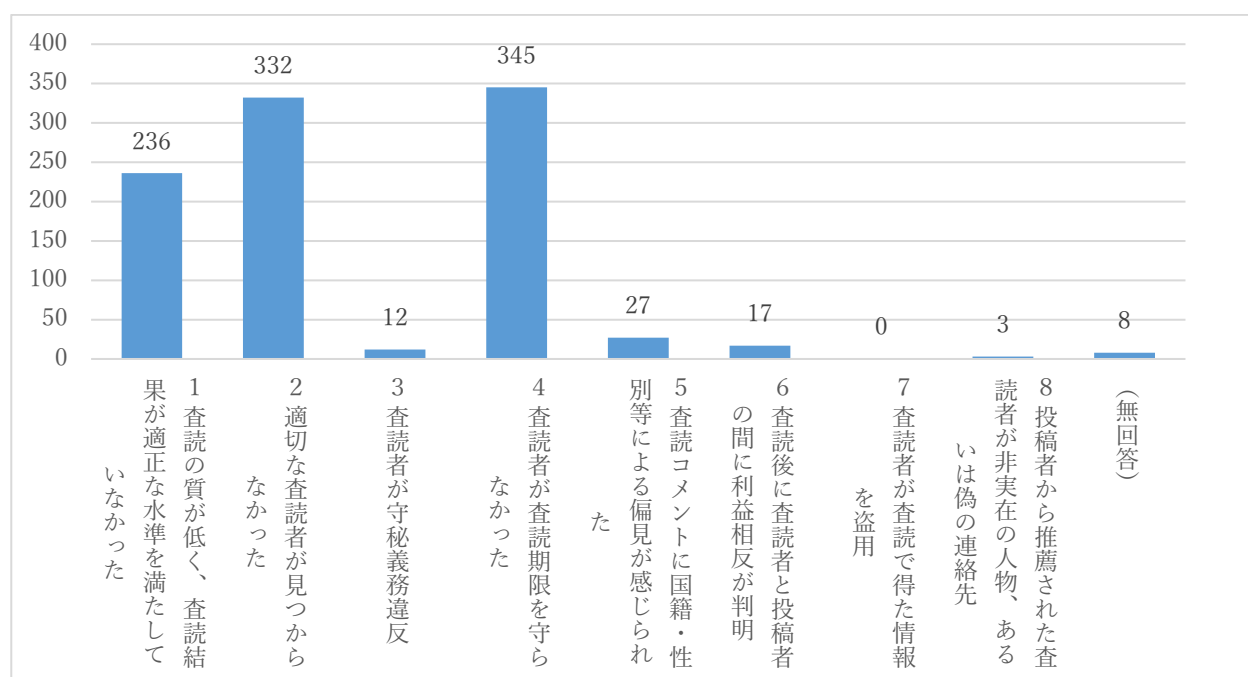
なお、アンケート回答のまとめ全体は日本学術会議ウェブサイト内に公開した。
URL : <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k353-kaito.pdf>

2. 集計まとめ

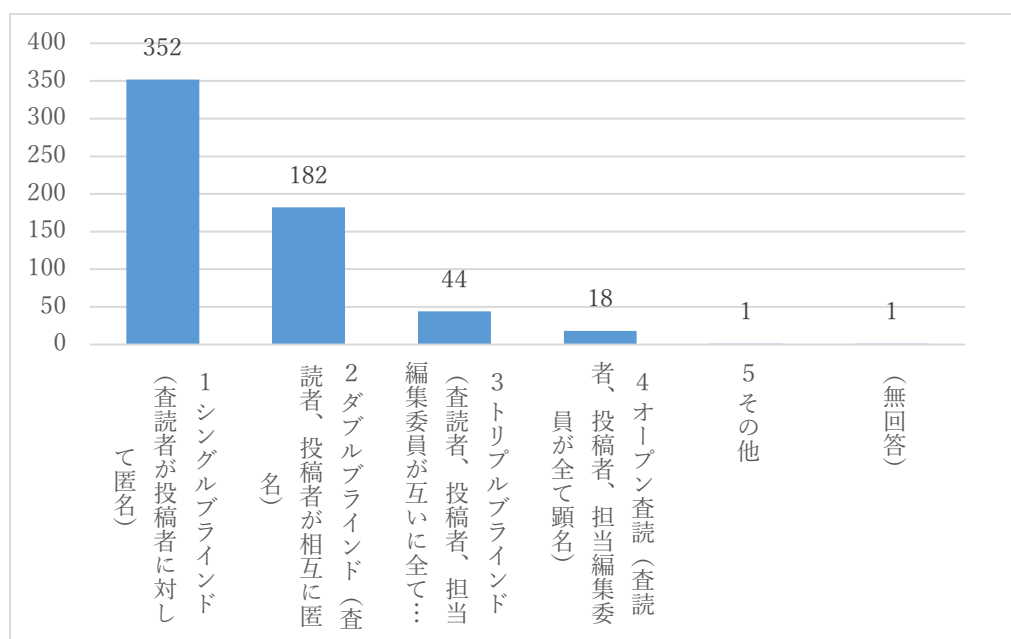
A1. (問 11) 査読者の推薦制度について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(回答対象者：516 名)



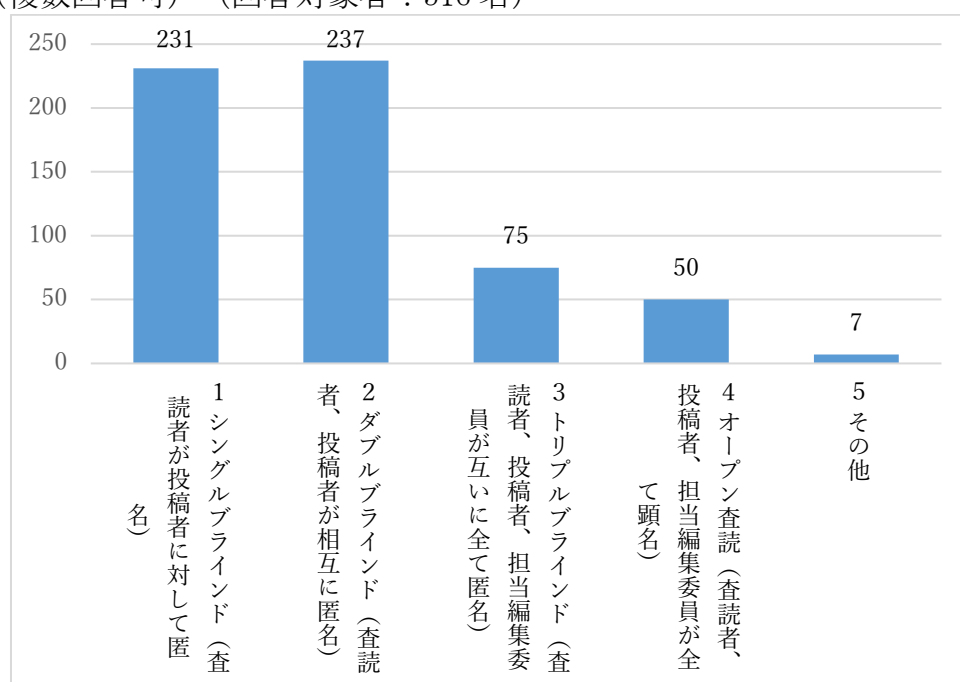
A2. (問 18) あなたは編集委員・編集者として、これまで査読に関連してどのような問題を経験したことがありますか。(複数回答可) (回答対象者：452 名)



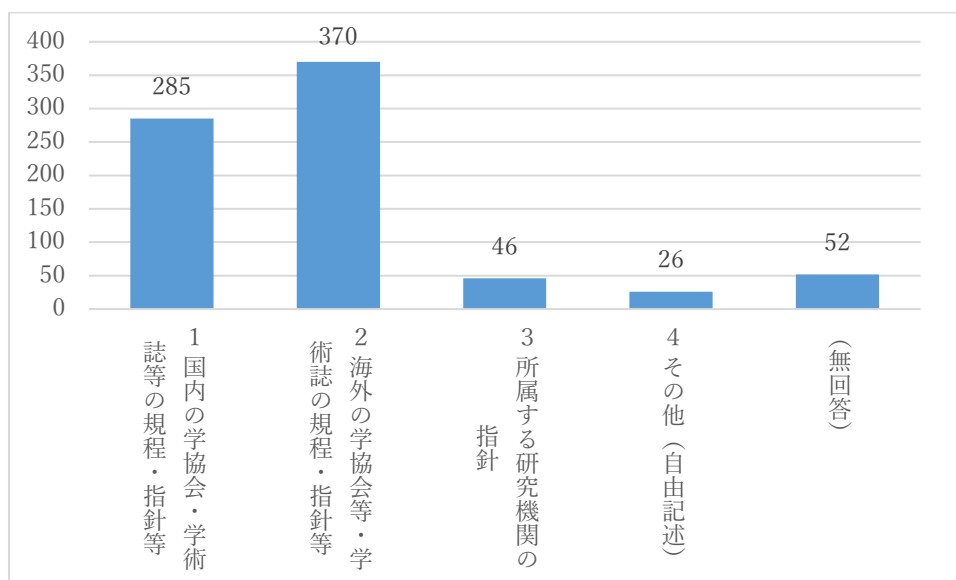
A3. (問 5) あなたの研究分野で、現在、査読の方法として一般的なものは何ですか。(複数回答可) (回答対象者：516 名)



A4. (問 6) あなたの研究分野では、査読の方法としてどの方法が望ましいと思いますか。現在の方法が望ましいと考える場合は、前問と同じものを選んでください。(複数回答可) (回答対象者：516 名)

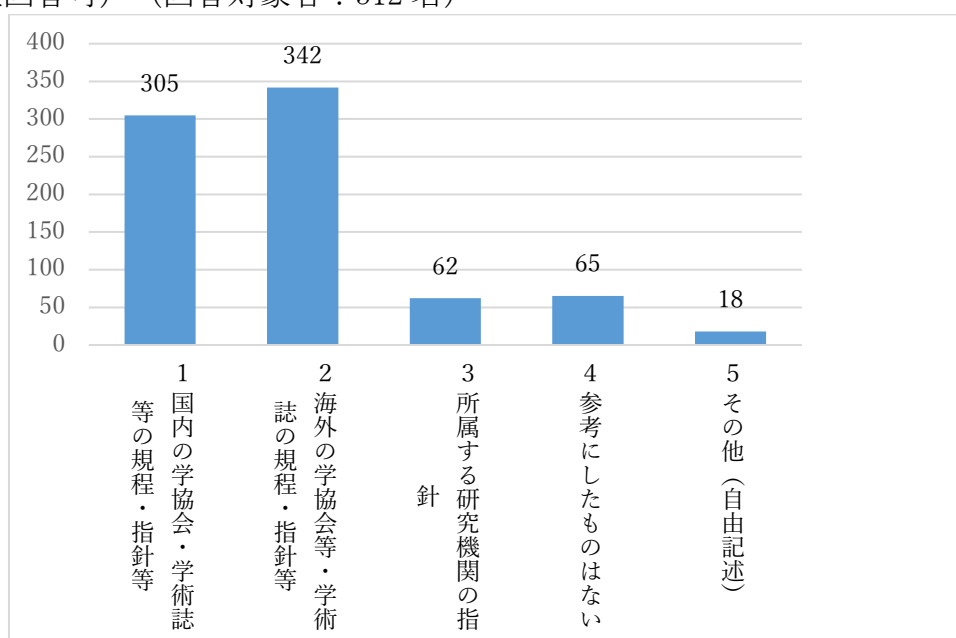


A5. (問 14) 査読を行う際に、有益だと思う規程・指針等がありますか。このようなものがあれば有益だと思うものも含めて選択してください。(複数回答可)
(回答対象者：512 名)



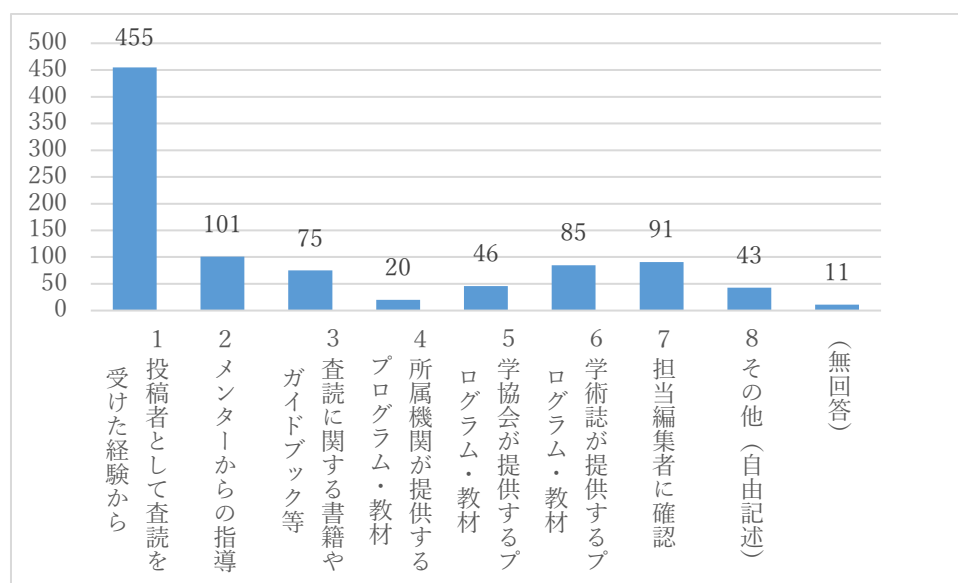
※回答中に 1 (国内学協会) ・ 2 (海外学協会) のどちらかを含むもの：434 件

A6. (問 13) 査読を行う際に、これまで参考にした規程・指針等がありますか。(複数回答可) (回答対象者：512 名)

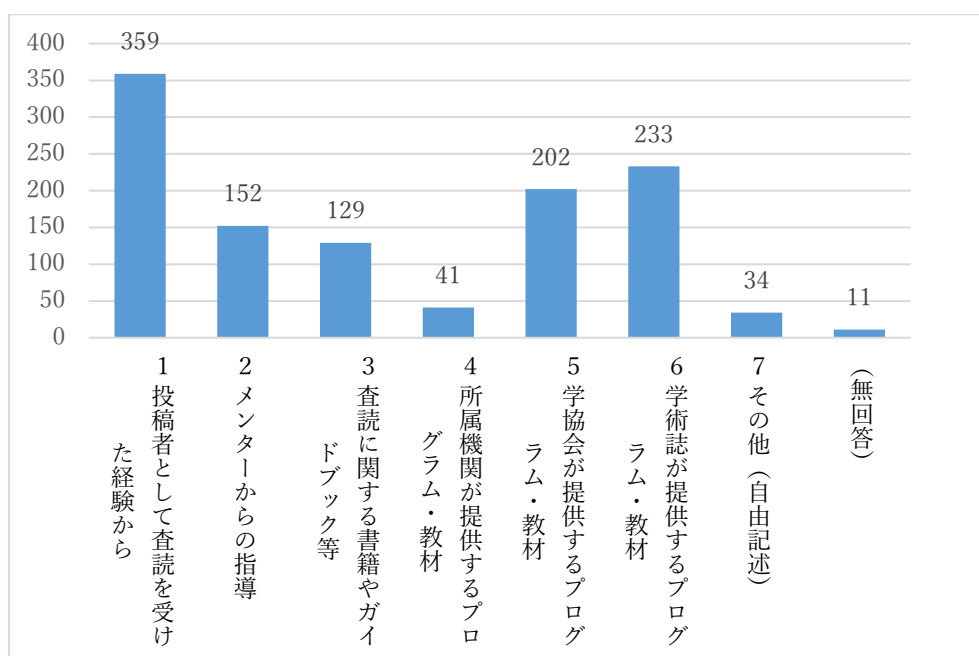


※回答中に 1 (国内学協会) ・ 2 (海外学協会) のどちらかを含むもの：425 件

A7. (問 15) 査読の方法や気をつけるべき点等について、これまでどのようにして習得しましたか。(複数回答可) (回答対象者：512 名)



A8. (問 16) 査読の方法や気をつけるべき点などに習得する上で、有益だと思う方法を回答してください。このようなものがあれば有益だと思うものも含めて選択してください。(複数回答可) (回答対象者：512 名)



＜付録 B＞

日本学術会議会員、連携会員を対象としたアンケートにおける自由回答の概要

回答者より寄せられた自由回答のうち、本文で言及していないものについて以下のとおり整理した。

1. 査読に関連する不適切な行為

- 建設的な姿勢の欠如（査読者）
- 一貫性の欠如（査読者）
- 査読者自身の偏った観点を投稿者に押しつける（査読者）
- 最初は容認していた（看過していた）問題を二度目以降に指摘する（査読者）
- 投稿者の出身国による差別的な対応（査読者、編集者）
- 利益相反の管理の不備（投稿者と利害関係の強い査読者の採用等）（編集者、編集部）
- 個別の学術誌が求める水準や採択方針が査読者に共有されていない（編集部）
- ダブルブラインドに必要な論文内の表現の修正の不徹底（投稿者、編集部）
- 編集部の説明責任の欠如（査読過程の透明性の確保が不十分）（編集部）
- 査読者と編集者の役割分担（責任、権限等）が曖昧（編集部）

2. 学術論文の作成プロセス全体についての不適切な行為

- 未成熟な論文の投稿（投稿者）
- 盗用及び二重投稿（投稿者）

3. その他の関連する意見

- 査読の役割や意義についての研究者間におけるコンセンサスが醸成されていない学術領域もある
- 商業雑誌の役割が大きく、その編者が質の担保に貢献している学術領域もある
- 学術関連の予算及び人員を増やすことで査読者の層を厚くすることが求められている

なお、個々の回答については日本学術会議ウェブサイト内に公開した。

URL : <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k353-kaito.pdf>

4. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 (令和3年2月改正 文部科学大臣決定)

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、依然として様々な形で研究費不正が発生し続けている。
【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移
【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向
【要因】①不正防止のPDCAサイクルの形骸化、②組織全体への不正防止意識の不徹底、③内部牽制の脆弱性
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務。

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、以下の3項目を柱に不正防止対策を強化。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化～

- ✓ 最高管理責任者による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ 監事に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため不正防止のPDCAサイクルを徹底
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ 統括管理責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、コンプライアンス教育と併用・補完し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶～

- ✓ 内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ 監事・会計監査人・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、研究者を支払いに与えさせない支出方法の導入等

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

第1節 機関内の責任体系の明確化

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- (2) 監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン（実施基準）

平成 1 9 年 2 月 1 5 日

（令和 3 年 2 月 1 日改正）

文 部 科 学 大 臣 決 定

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正について

平成19年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」策定及び平成26年の改正以降、公的研究費の不正使用防止に関する取組につきましては、対象となる各研究機関において、本ガイドラインに沿った取組が行われてきたところであり、多くの研究機関において研究費不正防止の土台が構築されているところです。

しかしながら一方では、取組の効果が発揮されず、残念ながら不正を発生させてしまう研究機関もあります。研究費不正によって研究機関の信用が大きく傷ついてしまうこと、優秀な研究者を失ってしまうことは、国にとっても大きな損失であり、わが国の科学技術・学術の発展のためには研究費不正を根絶することが喫緊の課題となっています。

研究費不正根絶のためには、各研究機関において全ての構成員の意識を高め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げることが極めて重要です。例えば、研究者が研究費の正しい使い方について相談しやすい支援体制を整備することや、研究者の理解と意識向上を図るためのきめ細かいコンプライアンス教育を研究者に届くよう工夫して実施することなどにより、研究費不正を未然に防ぐ環境を整えることが有効と考えます。

研究費不正を防止することが各研究機関の組織や研究者を守ることにつながるものであることを認識し、機関の長のリーダーシップの下、それぞれの研究機関の組織風土に合った、創意工夫ある主体的な不正防止策を組織全体として講じていただきたいと考えております。このような環境づくりを目的として、監事の役割の明確化、不正防止の組織風土形成に資する啓発活動の実施、専門的知識を有する者の活用による内部監査の質の向上などを盛り込んだガイドラインの改正を行うこととしました。

今回のガイドライン改正に盛り込まれた各事項は、既に多くの機関で実施され成果を挙げている取組を明確化したものとなっています。各研究機関におかれましては、今回の改正を機に、自らの機関における取組を再点検し、研究費不正の根絶に向けた効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現してください。

令和3年2月1日
文部科学大臣 萩生田 光一

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）目次

はじめに	1
第1節 機関内の責任体系の明確化	4
1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	4
2 監事に求められる役割の明確化	7
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	8
1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	8
2 ルールの明確化・統一化	11
3 職務権限の明確化	12
4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	13
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	16
1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	16
2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	17
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	19
第5節 情報発信・共有化の推進	23
第6節 モニタリングの在り方	24
第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、 配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方	27
1 基本的な考え方	27
2 具体的な進め方	29
第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応	31
参考資料1 大学における責任体系図の例	33
参考資料2 コンプライアンス教育と啓発活動	34
参考資料3 報告書に盛り込むべき事項	36
参考資料4 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン 「機関に実施を要請する事項」一覧	39

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日
文部科学大臣決定
平成26年2月18日改正
令和3年2月1日改正

はじめに

（本ガイドラインの目的と改正の背景）

本ガイドラインは、平成19年2月に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されたものである。

ガイドライン策定後、平成26年2月に「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえて新たな内容を加える改正を行い、各機関においてガイドラインに基づく管理・監査体制の整備が進んだことにより、取引業者等を介した不正事案は顕著に減少した。

しかしながら、謝金・給与や旅費等に係る不正事案は増加傾向にあるなど、研究費不正は依然として様々な形で発生している。その主な要因としては、不正防止のPDCAサイクル<Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）>の^{はいがい}形骸化、組織全体への不正防止意識の不徹底、内部^{はん}牽制の脆弱性等が挙げられる。

今回の改正は、依然として研究費不正が発生している要因を踏まえ、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の3項目を柱として不正防止対策を強化するとともに、これまでの各機関の取組状況も考慮しつつ、より実効的な取組を促すために従前のガイドラインの記述のさらなる具体化・明確化を図るものである。

各機関では、その性格や規模を踏まえ、創意工夫ある体制整備を進めてきた現状の取組について、本ガイドラインの改正点を取り込み、PDCAサイクルを徹底すると同時に、情報発信も含めた透明性の確保・向上、及び競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員の不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることにより、より実効性ある取組が一層推進されることを強く期待する。

文部科学省では、今後も各機関の取組状況や本ガイドラインの運用を通じて、機関の実態に即した、現実的かつ実効性のあるガイドラインになるよう見直しを行っていくこととする。

(適用)

第1節から第6節までについては、機関において、令和3年度中に、順次、各節に係る取組を行うこととし、第7節、第8節については、平成26年度当初予算以降（継続も含む。）における競争的研究費等を対象とし、文部科学省、配分機関において、両節に係る措置等を行うこととする。

(用語の定義)

本ガイドラインにおいて用いる用語の定義について示す。

(1) 競争的研究費等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金。

(2) 機関

上記(1)の競争的研究費等の配分を受ける全ての機関（大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等）。

(3) 配分機関

上記(2)の機関に対して、上記(1)の競争的研究費等を配分する機関（文部科学省^{※1}、文部科学省が所管する独立行政法人）。

(4) 監事

大学等における監事又は企業における監査役等、上記(2)の機関の業務を監査する者。監事又は監査役を置かない機関においては、監査に相当する職務を果たしている者。

(5) 構成員

上記(2)の機関に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者。

(6) 不正

故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

また、研究活動に関係する不正については、上記のほか、研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）も挙げられるが、これらについては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」^{※2}において、それぞれの機関が整備すべき事項等が示されている。体制整備等においては、共通的事項も含まれているが、それぞれのガイドラインを踏まえ、対策を講じることが必要である。

^{※1} 配分機関における文部科学省は、各競争的研究費等を所管する課室を示す。

^{※2} 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(7)コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、機関が競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育^{※3}（具体的な内容については、第2節1の「実施上の留意事項」②を参照）。

(8)啓発活動

不正を起こさせない組織風土を形成するために、機関が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般（具体的な内容については、第2節1の「実施上の留意事項」⑤及び⑥を参照）。

(9)管理条件

文部科学省が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的研究費等の交付継続の条件。

(本ガイドラインの構成と留意点)

第1節から第6節においては、それぞれの機関が実施すべき事項をテーマ別に記載し、第7節においては、それらの事項の実施状況評価を踏まえ、文部科学省及び配分機関が講じるべき措置等を記載し、第8節においては、文部科学省及び配分機関が、不正があった機関に対して講じるべき措置等を記載している。

各節に示す「機関に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」に掲げる内容は、機関の性格や規模、コストやリソース等を考慮して実効性のある対策として実施されることが必要である。

また、企業等において、会社法に基づく内部統制システムの整備の一環等として規程等が既に設けられ、対策が実施されている場合や、大学等において、コンプライアンス関連の規程等により、これらを含む体制等が整備されている場合は、本ガイドラインにおける対策をそれらに明確に位置付けた上でこれを準用することを可能とする。

なお、文末が「望ましい」という表現になっている事項は、より対策を強化する観点から例示しているものであり、それぞれの機関のリスクやコスト、リソースなどを踏まえ、実施することが考えられる。

^{※3} 「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ（平成25年9月26日）においては、研究活動に係る不正を包括し、事前に防止するための取組として、「倫理教育」という用語を用いているが、本ガイドラインでは、不正使用防止の観点から、「コンプライアンス教育」と定義した。

第1節 機関内の責任体系の明確化

研究費不正の根絶を実現するためには、最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、機関全体で取り組むことが求められ、最高管理責任者が不正防止に向けた取組を促すなど、構成員の意識の向上と浸透を図る必要がある。

また、監事は、機関の業務運営等を監査し、機関の長に直接意見を述べる立場にあることから、競争的研究費等の運営・管理についても重要な監査対象として確認することが求められる。

機関が、競争的研究費等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

（機関に実施を要請する事項）

- （１） 機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。

＜役割＞

ア 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等（以下「役員会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

ウ 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

- （２） 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を定め、その職名を公開する。

＜役割＞

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

- (3) 機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を定め、その職名を公開する。

〈役割〉

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、

ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

エ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(実施上の留意事項)

- ① 機関の組織規模・部局等の構成員の数等を踏まえ、役割の実効性を確保する観点から、各機関において適当と判断する場合は、例えば、コンプライアンス推進責任者については、大学の学科、専攻、研究所の部門等の組織レベルで複数の副責任者を任命し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するなど、部局単位で責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲が曖昧にならないよう、より明確に規定することが必要である。

また、上記(3)エの競争的研究費等の管理・執行に関しては、事務部門にも副責任者を任命するなど、コンプライアンス推進責任者へ管理・執行の情報が着実に伝達される体制を構築することも必要である。

- ② 機関が、コンプライアンス教育や必要な改善指導などを実施していないと、機関の管理責任を問われるとともに、更に、不正を行った者の責任を追及できないことになりかねない。このため、機関内の管理責任の明確化の観点から、各責任者の役割（責務）等を定めた内部規程等を整備し、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることも内部規程等において明確に位置付け、内部に周知徹底することも必要である。
- ③ 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策を実効性のあるものとするために定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。

基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、機関として不正を起こさせないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保することが重要である。このため、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、競争的研究費等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成することも求められる。

- ④ 統括管理責任者が行うべき対策として、不正防止計画の策定だけでなく、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組が重要である。

そのため、統括管理責任者には、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施することが求められる。コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。

- ⑤ 第7節及び第8節に掲げる間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、機関内においても、不正が発生した部局等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。また、大学等の教育機関にあつては、併せて、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、最大限の努力を払わなければならない。

2 監事に求められる役割の明確化

(機関に実施を要請する事項)

- (1) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- (2) 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(実施上の留意事項)

- ① 監事が上記(1)及び(2)に示す役割を十分に果たせるよう、内部監査部門、不正防止計画推進部署及びその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。
- ② 監事は、上記(1)及び(2)で確認した結果について、役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

（機関に実施を要請する事項）

- （1） コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- （2） コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- （3） 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- （4） これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- （5） コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- （6） 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

（実施上の留意事項）

- ① コンプライアンス教育と啓発活動は、相互に補完する形で実施することが必要である。

コンプライアンス教育は、不正防止対策の理解の促進を目的として、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とした説明会やe-learning等の形式により実施し、受講状況及び理解度を把握することが求められる。

啓発活動は、コンプライアンス教育の内容を踏まえて意識の向上と浸透を図ることを目的とし、機関の構成員全体に対して、不正防止に向けた意識付

けを広く頻繁に繰り返し行うことが求められる（下記⑤及び⑥を参照）。

- ② コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。

また、効果を高めるため、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や機関の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明することや、自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあることなども説明することが考えられる。

コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施すること及びその内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することも望まれる。

事務職員に対しては、公的資金の適正な執行を確保できるよう専門的能力（業務に関する知識・能力）を向上させるとともに、研究活動の特性を十分理解しつつ、研究者が研究を遂行するために適切かつ効率的な事務を担う立場にあるとの意識を浸透させることが重要である。

- ③ これらの教育を実施していない機関は、管理責任を問われることや、不正を行った者の責任を追及できないことにもなりかねない。

このため、受講機会の確保を目的として複数回の説明会を開催することや、オンラインによる開催、機関内の e-learning を随時活用することにより、実効性のある取組とすることが重要である。

- ④ 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書等を求めていると、受講内容等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。

このため、内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化し、受講の機会等（新規採用者、転入者等についてはその都度）に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。

また、実効性を確保するため、誓約書等の提出を競争的研究費等の申請の要件とすることや提出がない場合は競争的研究費等の運営・管理に関わることをできないこととするなど、併せて内部規程等により明示することも必要である。

誓約書等は、原則として本人の自署によることとし、盛り込むべき事項を以下に示す。当該誓約書等が確実に履行可能なものとなるよう、構成員と協議するなどしてコンセンサスを形成した上で実施することが望ましい。

＜誓約書等に盛り込むべき事項＞

- ・機関の規則等を遵守すること
- ・不正を行わないこと
- ・規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

- ⑤ 啓発活動は、役員から現場の研究者や事務担当者に至るまで、構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、実施計画に基づいて実施するものであり、コンプライアンス教育と併用・補完することにより、組織全体での取組について、その実効性を高めるものである。

啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものでなければならない。その上で、最高管理責任者が構成員の意識向上を促進させる取組を実施するなど、不正を起こさせない組織風土の形成を図ることが重要であり、随時柔軟に見直しながら実施する必要がある。

- ⑥ 啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成のために、全ての構成員に対して継続的に実施することが重要である。

部局長等会議、教授会等の既存の会議を活用するほか、メーリングリストの活用やポスター掲示等により、全ての構成員を対象として組織の隅々まで伝わるよう実施するとともに、少なくとも四半期に1回程度、機関又は各部局等の実情に合わせ定期的に実施していくことが求められる。

また、競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対しても実施することが望ましい。

- ⑦ 行動規範の内容は、不正防止対策の基本方針における考え方を反映させたものとする。構成員の意識の向上と浸透のため、個々の事象への対応ではなく、機関の構成員としての取組の指針を明記し、上記の教育の中で周知徹底するものとする。

- ⑧ 機関は、これらの教育は、不正を事前に防止するための取組の一つであることを十分認識した上で、第4節や第6節に掲げる日常的な取組やモニタリング等の活動と複合的に実施していくことが求められる。

2 ルールの明確化・統一化

(機関に実施を要請する事項)

競争的研究費等に係る事務処理手続に関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離^{かい}していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。
- (3) ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。
- (4) 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとらわれることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。また、ルールが形骸化しないよう、第6節に掲げるモニタリング等の結果も踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。更に、機関内ルール全体を通して定期的に点検・見直しを行うことが望ましい。
- ② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が散漫にならないよう最大限の努力を惜しんではない。
- ③ ルールの周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努める。

3 職務権限の明確化

(機関に実施を要請する事項)

- (1) 競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- (2) 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
- (3) 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
- (4) 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。
- ② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在が曖昧になっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。
- ③ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続を簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。
- ④ 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合には、その権限と責任（例えば、研究者本人に、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること）を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうことが必要である。

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(機関に実施を要請する事項)

- (1) 機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。
- (2) 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
- (3) 以下のアからオを含め、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

ア 告発等の取扱い

告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

イ 調査委員会の設置及び調査

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

ウ 調査中における一時的執行停止

被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

エ 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 1) 機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限

までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3) また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5) また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(4) 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。

(5) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定める。

(実施上の留意事項)

① 不正の告発等の制度を機能させるため、機関の構成員に対しては、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。その際、告発等の取扱いに関し、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知することが必要である。このほか、告発者保護の観点から、第三者機関等に窓口を設置することも望まれる。

② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。

③ 顕名による告発の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。

④ 不正に係る調査の体制・手続等の規程は、原則として、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の手続（再実験に係る部分等を除く。）に準じて整備・見直しを行う。不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置することが必要である。この調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

⑤ 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。

例えば、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等が内部規程に明確に位置付けられていない場合は、処分等が公正かつ厳正に行えないことにもなりかねない。

このため、研究者の役割や責任（告発等に対する説明責任を含む）を明確にすることはもとより、機関としての責任や役割について、第1節の各責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制を整備した上で、懲戒規程等の内部規程に明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことが必要である。

更に、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続に関しても内部規程上、明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことも必要である。

- ⑥ 機関は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

また、これらの公表に関する手続をあらかじめ定め、構成員に周知徹底しておくことが必要である。

- ⑦ 機関において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて、構成員に周知することも必要である。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

不正防止計画の着実な実施は、最終的には最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。

1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

（機関に実施を要請する事項）

- （１） 機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。
- （２） 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- （３） 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

（実施上の留意事項）

- ① 防止計画推進部署は、統括管理責任者がその役割を果たす上での実働部門として位置付けるとともに、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。

また、機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが必要である。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。

- ② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者を含むことが望ましい。

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

（機関に実施を要請する事項）

- （１） 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- （２） 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- （３） 不正防止計画の策定に当たっては、上記（１）で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- （４） 部局等は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

（実施上の留意事項）

- ① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のようなリスクに注意が必要である。その他、各機関の実態に即した特有のリスクにも留意する。
 - ・ ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者による発注、例外処理の常態化など）
 - ・ 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確
 - ・ 予算執行の特定の時期への偏り
 - ・ 業者に対する未払い問題の発生
 - ・ 競争的研究費等が集中している、又は新たに大型の競争的研究費等を獲得した部局・研究室
 - ・ 取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）
 - ・ 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り
 - ・ データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分
 - ・ 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）

- ・ 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用
- ・ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ
- ・ 出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）
- ・ 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、⁴⁴ 輦制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）

- ② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- ③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。
- ④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、内部監査を含むモニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うことが必要である。
- ⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- ⑥ 不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないように機関全体の観点からのモニタリングを行う。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は機関の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする必要がある。

（機関に実施を要請する事項）

- （1） 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- （2） 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- （3） 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- （4） 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
- （5） ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節3の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。
- （6） また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。
- （7） 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。

- (8) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。
- (9) 換金性の高い物品については、適切に管理する。
- (10) 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

(実施上の留意事項)

- ① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。
- ② 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

また、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。

- ③ 発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。上記「機関に実施を要請する事項」(5)の取扱いとする場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容を検証(是正指導)することが必要である。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。

このほか、過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた機関においては、それらを防止するための具体的な対策(例:業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など)を講じることも必要である。

- ④ 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや

研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行う。

- ⑤ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。
- ⑥ 検収の際は、発注データ（発注書や契約書等）と納入された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する。
- ⑦ 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することも必要である。
- ⑧ 上記「機関に実施を要請する事項」（7）の特殊な役務についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが必要である。
- ⑨ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要である。
- ⑩ 換金性の高い物品については、競争的研究費等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。特に、パソコンについては適切に管理することが望ましい。
- ⑪ 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
- ⑫ 旅費の支払に当たっては、コーポレートカードの活用や旅行業者への業務委託等により、研究者が支払に関与する必要のない仕組みを導入することが望ましい。

- ⑬ このほか、コンプライアンス推進責任者等は、自己の管理監督する部局等において、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨することや、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを組織的に推進することが望まれる。

第5節 情報発信・共有化の推進

ガイドラインの趣旨に沿って、多様な機関がそれぞれの規模や特性に応じた実効性ある体制を整備する上では、機関内での情報共有はもとより、各機関の取組や事例の主体的な情報発信による機関間での情報共有が必要かつ有効である。また、このことは、競争的研究費等に対し、広く国民の理解と支援を得る上でも必要不可欠である。

（機関に実施を要請する事項）

- （１） 競争的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- （２） 競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。

（実施上の留意事項）

- ① 不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制（相談窓口の設置など）を整備することが必要である。また、これらの窓口が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進することが望まれる。
また、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできる体制も必要である。
- ② 機関の不正への取組に関する基本方針等の公表は、機関の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要である。
このため、「行動規範」、「管理・運営体制」はもとより、機関間での情報共有の観点から、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分（取引停止等の取扱いを含む。）」、「機関における諸手続」などとともに、これらに関係する諸規程を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行うことが求められる。
- ③ 企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施することが重要である。また、これらに加え、機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることが必要である。

(機関に実施を要請する事項)

- (1) 競争的研究費等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- (2) 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。
- (3) 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。
- (4) 内部監査部門は、上記(3)に加え、第3節1の防止計画推進部署との連携を強化し、同節2「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- (5) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者(公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等)を活用して内部監査の質の向上を図る。
- (6) 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- (7) 機関は、第7節1「文部科学省が実施すべき事項」(3)に掲げる調査について協力することとする。

(8) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(実施上の留意事項)

- ① 内部監査部門の体制を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置することが望ましい。
- ② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また、内部監査では、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することも必要である。
- ③ リスクアプローチ監査の具体的な方法については、以下のような手法が考えられる。
 - ・研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
 - ・非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
 - ・納品後の物品等の現物確認
 - ・取引業者の帳簿との突合
- ④ 内部監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。
- ⑤ 財政上の制約から、独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、以下のような対応を行うことも考えられる。
 - ・経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。
 - ・ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。
- ⑥ 内部監査部門は、防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案するとともに、防止計画推進部署においては、内部監査結果等を不正防止計画に反映させる。

- ⑦ 内部監査部門及び監事は、監査の効果を発揮できるよう、機関のコンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受ける窓口等、機関内のあらゆる組織と連携するとともに、不正に関する通報内容を把握し、機関内で適切な対応がとられているかを確認することが望ましい。

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

文部科学省は、機関が、第1節から第6節に記載した対策の実施状況について、次のように確認、評価及び措置を行う。

1 基本的な考え方

文部科学省は、資金配分先の機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。文部科学省は、機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。

(文部科学省が実施すべき事項)

- (1) 有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。
- (2) 文部科学省は、機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。
- (3) 上記(1)及び(2)を実施するため、調査機能の強化を図り、機関に対し、以下の調査(書面、面接、現地調査を含む)を実施する。
 - ア 履行状況調査(毎年、一定数を抽出)
 - イ 機動調査(履行状況調査以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応)
 - ウ フォローアップ調査(履行状況調査、機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じ措置を講じる)
 - エ 特別調査(不正発覚後の状況把握・指導)
- (4) 上記(3)の調査結果等により収集した不正防止のための実効性ある取組事例を活用し、研修会の開催やコンテンツ教材の作成等を行い、機関における研究費の管理・監査体制の構築に向けた支援を行う。

(実施上の留意事項)

- ① 従来も配分機関により額の確定調査やその他の確認が個別の競争的研究費等で行われている。文部科学省はそれらの手段を有効に組み合わせて、研究者及び機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。
- ② 機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場

合には、文部科学省は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに機関の責任を問うものではない。

- ③ 機関の問題は、個別の部局等にある場合もあるが、部局等も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の不備に関する評価、及び評価結果に基づき行われる措置の対象は原則として機関全体とする。

2 具体的な進め方

(文部科学省、配分機関、機関が実施すべき事項)

(1) 実態把握のためのモニタリング

文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面等による報告を機関に求め、機関は、書面等による報告を文部科学省に提出する。

(2) 措置のためのモニタリング等

ア 文部科学省は、毎年度、履行状況調査の実施方針等を定め、一定数を抽出し、機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況について調査を実施し、ガイドラインの「機関に実施を要請する事項」等について確認する。また、配分機関において、不正が確認された機関も当該調査の対象とする。

イ 文部科学省は、上記アの調査以外にも、緊急・臨時の案件に機動的に対応するため、必要に応じて機動調査を実施し、ガイドラインに基づく体制整備等の実態把握を行う。

ウ 文部科学省が有識者による検討も踏まえ、上記ア、イの調査の結果において機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、当該機関に対して、文部科学省は以下の 1) の措置を講じ、その結果を受けて、配分機関は 2) 及び 3) の順に段階的な措置を講じる。また、文部科学省は調査結果及び措置の状況を公表する。

ただし、文部科学省が機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関における体制整備の不備による不正と認定した場合は、必要に応じて、段階的な措置によらず、文部科学省が 1) を講じると同時に、配分機関は 2) の措置を講じることとする。

なお、措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。

1) 管理条件の付与

文部科学省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限（１年）を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。

2) 間接経費の削減

配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的研究費等における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の１５％とする。

3) 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的研究費等の配分を停止する。

エ ウの 1) から 3) の措置の解除は、以下によるものとする。

- ・ 1) の措置は、機関において管理条件を着実に履行していると文部科学省が判断した時点で、文部科学省が解除する。
- ・ 2) の措置は、機関において管理条件を着実に履行又は履行に進展があると文部科学省が判断した場合、配分機関がその翌年度に解除する。
- ・ 3) の措置は、機関において管理条件を着実に履行又は履行に進展があると文部科学省が判断した時点で、配分機関が解除する。

(実施上の留意事項)

- ① 管理条件を付与した翌年度に、機関において当該管理条件を着実に履行していると文部科学省が判断した場合は、当該機関に対するフォローアップ調査を終了する。また、機関において当該管理条件の着実な履行に至らずとも、文部科学省が履行に進展があると判断した場合は、経過観察として、継続的にフォローアップ調査を実施する。
- ② 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定めることとする。

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

機関が告発等を受け付けし、配分機関が機関から調査の要否の報告を受けた際は、機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、機関から提出される報告書等を踏まえ、当該機関に対して改善を求めることが必要である。また、本ガイドラインでは、研究費の管理は機関の責任において行うこととしているため、文部科学省及び配分機関は、競争的研究費等における不正を確認した場合は、研究者だけでなく、機関に対しても措置を講じることとする。

(配分機関が実施すべき事項)

- (1) 配分機関は、機関から調査実施の要否について報告を受けた場合は、機関に対して必要な指示を行うこととする。
- (2) 配分機関は、機関における調査が適切に実施されるよう、調査方針、調査対象及び方法等の報告を受け、必要に応じて指示を行うとともに、当該事案の速やかな全容解明を要請する。
- (3) 配分機関は、調査の過程であっても、機関から不正の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、不正を行った研究者が関わる競争的研究費等について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。
- (4) 配分機関は、機関から不正を認定した最終報告書が提出され、それを確認した場合は、当該報告書の内容を踏まえ、以下の措置を講じることとする。

<機関に対する措置>

- ・ 第7節2(2)参照

<機関・研究者に対する措置>

- ・ 不正に係る競争的研究費等の返還等

不正があった競争的研究費等において、配分機関は、機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を求める。

<研究者に対する措置>

- ・ 競争的研究費等への申請及び参加資格の制限

不正があった競争的研究費等において、配分機関は、不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的研究費等への申請及び参加資格を制限する。

- (5) 配分機関は、機関が告発等を受け付けた日から210日以内に最終報告書の提出がない場合、当該機関に対して、状況に応じて、報告遅延に係る以下の措置を講じることとする。

ただし、報告遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設けるものとする。

ア 配分機関は、当該機関の不正に関する告発等があった競争的研究費等における翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、提出期限を過ぎた日数に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の10%とする。

イ 被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延した場合、配分機関は、当該研究者が関わる競争的研究費等について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。

(実施上の留意事項)

- ① 配分機関は、研究者の責任により最終報告書の提出が遅延した場合をもって、直ちに機関の責任を問うものではない。
- ② 配分機関は、研究者に対する措置として、競争的研究費等への申請及び参加資格の制限を行う場合は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、措置を講じることとする。
- ③ 機関から提出された最終報告書について、配分機関との必要な協議を経なかったことなどにより、調査方法及び報告書の内容等に重大な問題があった場合は、配分機関は、機関に対し、最終報告書の再提出を求めることとする。
- ④ 報告遅延に係る合理的な理由としては、研究者の機関に対する申立てにより、機関内の再調査が必要となる場合、捜査当局により関連資料が押収されている場合や、不正を行った研究者が関連資料を隠蔽（いもづかい）するなど調査への協力を拒否する場合等が該当する。
- ⑤ 最終報告書の報告遅延に係る間接経費措置額の削減については、原則、翌年度の当該競争的研究費等における間接経費を対象とするが、最終報告書が、翌年度の当該競争的研究費等の交付決定後に機関から提出された場合など、翌年度の当該競争的研究費等における間接経費を削減することが困難な場合は、配分機関は、翌々年度の当該競争的研究費等における間接経費を削減することとする。
- ⑥ 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定めることとする。
- ⑦ 最終報告書の提出以外に、第2節4における必要な手続を行わなかった場合は、配分機関は機関に対し、その他の必要な措置を講じることとする。



◆コンプライアンス教育・啓発活動の概要

不正使用防止計画やルールを理解し、不正を起こさせない組織風土を形成するために、コンプライアンス教育と啓発活動を相互に補完する形で実施する。

コンプライアンス教育

対象：競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員

目的：自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること

頻度：新規着任時 及び機関が定める一定の期間ごと

方法：対面又はオンラインでの研修・説明会、e-ラーニングによる学習等

※受講状況及び理解度について把握し、必要に応じてフォローアップを行う。

啓発活動

対象：全ての構成員

目的：不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること

頻度：少なくとも四半期に1回程度（繰り返し頻繁に実施することで意識付けを図る）

方法：既存の会議やリスクマネジメントを通じた意識啓発、会議体・Webサイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、意識調査の実施等

※啓発活動を通して構成員の意識の変化を把握する等、適宜PDCAサイクルに活用する。

- ▶ **「何を」「誰に」「いつ」** 実施するのか、年間を通した全体的な計画を策定
- ▶ 実施の効果を適宜確認し、**実効性・効率性の観点から必要な見直しを行う**

コンプライアンス教育と啓発活動②

◆コンプライアンス教育・啓発活動の実施内容の主な例

コンプライアンス教育

- **コンプライアンスの基本的理解**
 - ・ 自機関の行動規範（理念、背景、考え方等）
 - ・ 自機関の不正防止の取組（相談窓口、告発制度、モニタリングの観点、懲戒制度等）
- **研究費使用ルールの理解**
 - ・ 自身の権限や責任
 - ・ 各研究費制度のルール
 - ・ 自機関の研究費使用ルール
 - ・ 不正使用事例とペナルティ

● 事例を踏まえたディスカッション

- ・ 具体的な不正使用事例の分析
- ・ 自機関におけるリスクと対策の検討

啓発活動

- **意識啓発**
 - ・ 役員会や各部署の定例会議等の場で、最高管理責任者の不正防止のビジョンを周知
 - ・ リスクマネジメント（抽出・分析・評価・対策）を通じた危機意識の醸成
 - ・ 「コンプライアンス推進月間」等の実施
- **情報の周知・認識の共有**
 - ・ 不正防止計画に基づく取組内容の周知
 - ・ 相談窓口、告発制度の周知
 - ・ 内部監査結果の周知と認識の共有
 - ・ 不正使用事例の周知と認識の共有（関連する自機関のルールの点検）
- **意識調査の実施・活用**
 - ・ 公的研究費の使用に関する意識調査の実施
 - ・ PDCAサイクルに活用するための分析
 - ・ 分析した意識調査結果のフィードバック

- ▶ 各機関の状況を踏まえ、**内容や性質に応じた適切な方法**で実施すること
- ▶ すべての内容をすべての対象者に対して実施する必要はなく、**権限や責任・職務に応じた適切な内容**を実施することが望ましい

報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機 （※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）
 - 調査に至った経緯等
- 調 査
 - 調査体制 （※ 第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）
 - 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象 （※ 対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕）
（※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。）
 - ・ 調査方法 （例：書面調査〔取引業者の売上げ元帳との突合等〕、
ヒアリング〔被告発者及び関係者からの聴き取り〕等）
 - ・ 調査委員会の開催日時・内容等
- 調査結果（不正等の内容）
 - 不正等の種別 （例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）
 - 不正等に関与した研究者 （※ 共謀者を含む。）
 - ・ 氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 不正等が行われた研究課題
 - ・ 研究種目名、研究期間、研究課題名
 - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・ 交付決定額又は委託契約額
 - ・ 研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））
 - 不正等の具体的な内容 （※ 可能な限り詳細に記載すること。）
 - ・ 動機・背景
 - ・ 手法
 - ・ 不正等に支出された競争的研究費等の額及びその使途
 - ・ 私的流用の有無
 - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 不正等の発生要因と再発防止策 （※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。）
 - 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
 - 発生要因 （※ 被告発者側の要因、機関の管理体制の要因も含め可能な限り詳細に記載すること。）
 - 再発防止策
- 添付書類

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）
- その他（機関における当該事案への対応）

（例）関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的研究費等の取扱い、刑事告発等

* 必ずしも当該報告書に盛り込む必要はないが、機関における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告することとする。

(報告書作成例)

※「報告書に盛り込むべき事項」を満たしていれば、必ずしもこの様式による必要はありません。

〇〇〇〇〇第〇号
令和〇年〇月〇日

(配分機関 殿)

〇〇〇〇〇大学
学長 〇 〇 〇 〇

〇〇〇の不正等について (報告)

〇〇年度「〇〇〇〇〇〇事業(競争的研究費等の名称)」において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

発覚の時期及び契機 (※「告発(通報)」の場合はその内容・時期等)
調査に至った経緯等

2 調査

(1) 調査体制

調査委員会の構成

(※ 第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置)

(2) 調査内容

調査期間

調査対象者 (※対象者(研究者・業者等))

調査対象研究課題・経費 (※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。)
(※ 経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕)

調査方法 (例: 書面調査〔取引業者の売上げ元帳との突合等〕、
ヒアリング〔被告発者及び関係者からの聴き取り〕等)

調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果(不正等の内容)

(1) 不正等の種別

※ 例: 架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等

(2) 不正等に関与した研究者 (※ 共謀者を含む。)

氏 名 (所属・職(※現職))	研究者番号

(3) 不正等が行われた研究課題 (※該当する研究課題分作成)

研究種目名				研究期間	
研究課題名					
研究代表者氏名 (所属・職 (※現職))					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額 (単位: 円)					
〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
研究組織 (研究分担者氏名 (所属・職 (※現職))・研究者番号)					

(4) 不正等の具体的な内容 (※可能な限り詳細に記載すること。)

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的研究費等の額及びその使途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的研究費等の額 (※該当する研究課題ごとに該当する年度分作成)
〇〇年度(内訳) (単位: 円)

費 目	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切使用額
物品費	—			
旅 費	—			
謝金等	—			
その他	—			
直接経費計				
間接経費				
合 計				

4 不正等の発生要因と再発防止策 (※当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。)

- (1) 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
- (2) 発生要因 (※被告発者側の要因、機関の管理体制の要因も含め可能な限り詳細に記載すること)
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

(例: 交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受取口座の写し、その他参考資料 (証憑類等) 等)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン 「機関に実施を要請する事項」一覧

自己点検シートは、本ガイドラインの第1節から第6節の「機関に実施を要請する事項」を取りまとめたものである。これらの要請事項が実施されているか、各節の「実施上の留意事項」も踏まえ、機関において再点検を行うことが必要である。

第1節 機関内の責任体系明確化

No.	実施内容	チェック欄
	機関が、競争的研究費等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。	☐

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

No.	実施内容	チェック欄
(1)	機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。 <役割> ア 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。 イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等（以下「役員会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。 ウ 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。 （実施上の留意事項③） 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策を実効性のあるものとするために定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。	☐
(2)	最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を定め、その職名を公開する。 <役割> 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。 （実施上の留意事項④） 統括管理責任者が行うべき対策として、不正防止計画の策定だけでなく、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組が重要である。	☐

	そのため、統括管理責任者には、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施することが求められる。コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。	
(3)	機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を定め、その職名を公開する。 <役割>コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、 ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。 イ 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。 エ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する	□

2 監事に求められる役割の明確化

No.	実施内容	チェック欄
	監事は、機関の業務運営等を監査し、機関の長に直接意見を述べる立場にあることから、競争的研究費等の運営・管理についても重要な監査対象として確認し、役員会等において定期的に意見を述べることを求められる。	□
(1)	監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。	□
(2)	監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。	□

第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

No.	実施内容	チェック欄
(1)	コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。	☐
(2)	コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。	☐
(3)	実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。	☐
(4)	これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。	☐
(5)	コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。	☐
(6)	競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。	☐

2 ルールの明確化・統一化

No.	実施内容	チェック欄
(1)	競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。	☐
(2)	機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。	☐
(3)	ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。	☐
(4)	競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。	☐

3 職務権限の明確化

No.	実施内容	チェック欄
(1)	競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。	☐
(2)	業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。	☐
(3)	各段階の関係者の職務権限を明確化する。	☐
(4)	職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。	☐

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

No.	実施内容	チェック欄
(1)	機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。	☐
(2)	不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。	☐
(3)	以下のアからオを含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。 ア 告発等の取扱い イ 調査委員会の設置及び調査 ウ 調査中における一時的執行停止 エ 認定 オ 配分機関への報告及び調査への協力等	☐
(4)	不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。	☐
(5)	懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。	☐

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

No.	実施内容	チェック欄
(1)	機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を置く。	☐
(2)	不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。	☐
(3)	不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。	☐

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

No.	実施内容	チェック欄
(1)	不正防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。 （実施上の留意事項①） 一般的に想定されるリスクのほか、各機関の実態に即した特有のリスクにも留意する。	☐
(2)	最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。	☐
(3)	不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。	☐
(4)	部局等は、不正根絶のために、不正防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。	☐

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

No.	対策の内容	チェック欄
	第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。	☐
	研究費の執行に関する書類やデータ等は機関の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする必要がある。	☐
(1)	予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	☐
(2)	発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。	☐
(3)	不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。	☐
(4)	発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。	☐
(5)	ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節3の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。	☐ *
(6)	また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。	☐ *
(7)	特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。	☐
(8)	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。	☐
(9)	換金性の高い物品については、適切に管理する。	☐
(10)	研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。	☐

* 教員発注又は検収の例外的な取扱いを行っていない場合は、不要。

第5節 情報発信・共有化の推進

No.	対策の内容	チェック欄
(1)	競争的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	☐
(2)	競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。	☐

第6節 モニタリングの在り方

No.	対策の内容	チェック欄
(1)	競争的研究費等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。	☐
(2)	内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。	☐
(3)	内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。	☐
(4)	内部監査部門は、上記(3)に加え、第3節1の防止計画推進部署との連携を強化し、同節2「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。	☐
(5)	内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。	☐
(6)	内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるよう、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。	☐
(7)	機関は、第7節1「文部科学省が実施すべき事項」(3)に掲げる調査について協力することとする。	☐
(8)	内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。	☐

5. 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

競争的研究費の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日

(平成 18 年 11 月 14 日改正)

(平成 19 年 12 月 14 日改正)

(平成 21 年 3 月 27 日改正)

(平成 24 年 10 月 17 日改正)

(平成 29 年 6 月 22 日改正)

(令和 3 年 12 月 17 日改正)

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

更に、統合イノベーション戦略推進会議において、令和3年4月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」を決定し、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠になっているとして、研究者及び大

学・研究機関等¹における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保を支援することとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。本指針に則って活動することは、これらの課題への対応に加え、経済安全保障にも資する。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

（1）不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの²。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

¹ 本指針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。なお、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」には、「その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される」と記載されている。

² 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等³について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ ②の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底⁴するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を、以下の観点を含め、公募要領上明記する。

³ 応募の研究課題を実施する代表の者及び当該研究課題において研究費を主体的に使用する者など、本指針の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業において措置を講ずるものを指す。

⁴ 当該情報を扱う者を業務上真に必要な者に限定し、配分機関において、その者に対し、情報管理に関わる教育・研修を確実に実施するなど、必要な措置を講ずる。

- a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ⁵の提出を求めること。
 - b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができること、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあること。
 - c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするよう働きかけること。
 - d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われること。
- ④ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）や、②の研究費や所属機関・役職に関する情報を競争的研究費の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。
- ⑤ 応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。
なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的研究費の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。
- ⑥ ②の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援⁶を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること、また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある

⁵ 原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。

⁶ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

旨、公募要領上明記する。

⑦ ⑥のうち当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究費と同様に、提出を求めていくこと、ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、⑥の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、公募要領上明記する。

⑧ 所属機関における「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示するとともに、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがある旨、公募要領上明記する。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的研究費の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的研究費による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的研究費について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的研究費の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府

省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2 から 10 年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1 から 3 年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、不正事案については、各府省が定めるルールに基づき、不正事案の調査を行った機関において、予め定められた手続きに従い、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、講じた措置の内容等の公表など適切に対応するように求めるとともに、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的研究費については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和 3 年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和 4 年 4 月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和 3 年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和 4 年 4 月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和 3 年度に公募を行うものについて

て、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (4) 応募制限期間等に関して、別表1及び別表2に基づき、本指針の改正後、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施する。

なお、本指針の平成24年10月17日の改正に基づき、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1．個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等）については、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、実施する。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的研究費の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (7) 競争的研究費の不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

- (8) 競争的研究費における研究上の不正行為が起きた当該府省は、不正行為に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、研究上の不正行為の案件が複数の府省にまたがる場合は、その当該府省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における不正行為が認定された論文数の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

- (9) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的研究費を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

- (10) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表 1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表 2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)			不正行為の程度	応募制限期間
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもので同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について

令和2年1月14日

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)等の政府方針に基づき、客観的根拠(エビデンス)に基づく政策の企画立案(EBPM)、評価、政策への反映等に向けた取組が進められている中、政府の予算で実施される事業から生み出される成果の可視化・分析は重要な課題の一つとなっている。

研究開発関連の事業から生み出される成果の一つである論文には、研究に寄与した研究資源が謝辞情報として記載されることが多く、この謝辞情報は、事業から生み出された成果の可視化・分析を行う際の有力な手段となり得る。また、論文投稿時に事業情報や課題番号の入力を求められることも多くなっている。現状では、一部事業については、独自に課題番号を付与し、課題管理等に活用されている。一方、その他の事業については、論文等の成果への記載について注意喚起が十分でないこと、論文等の成果物における事業名の表記揺れが多いことなどから、成果の可視化・分析を行う上で、信頼性の低下や成果の過小評価が懸念されている。

以上を踏まえ、各事業と論文を適切に紐づけて研究成果・研究動向等との関係を明らかにし、エビデンスベースの各事業/各機関の評価や政策立案等の参考の一つとして活用するため、研究費ごとに体系的番号を付与するとともに、論文の謝辞や論文投稿時において体系的番号を記載するよう周知徹底を図る。

2. 対象制度

競争的研究費の各制度(事業)とし、2020年度以降実施予定で、番号付与等の準備のできたものから順次開始する。なお、2019年度以前から実施されている事業においても、番号を付与することを可能とする。

3. 体系的番号の付与方法

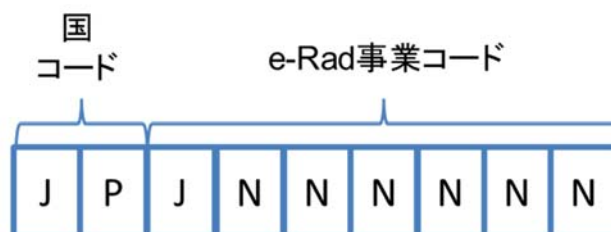
(1) e-Radに登録されている事業コード(以下、e-Rad事業コードという。)を利用して新しく体系的番号を付与する場合

(i) 9桁の数字・アルファベット(大文字)により個別事業を一意的に特定することとする。その際、上桁より以下の情報を割り当てる。

① 国名(日本=JP)の特定[変更不可]: 2桁

② e-Rad事業コード[変更不可]: 7桁(「J」+6桁の数字)

体系的番号(9桁)のイメージ



(2) e-Rad 事業コードを利用せず、独自の番号等を利用して新しく体系的番号を付与する場合

(i) 9桁の数字・アルファベット（大文字）により個別事業を一意的に特定することとする。その際、上桁より以下の情報を割り当てる。

① 国名（日本＝J P）の特定[変更不可]：2桁

② 事業の実施機関の特定（担当府省又は法人を想定）[変更不可]：2桁（府省別の機関コード）

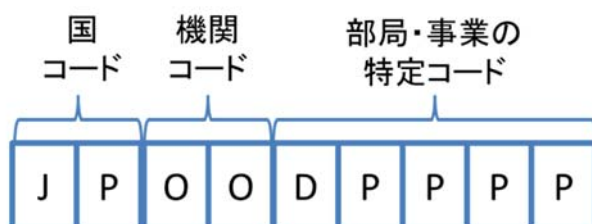
内閣府＝C A、総務省＝M I、文部科学省＝M X、厚生労働省＝M H、
農林水産省＝M A、経済産業省＝M T、国土交通省＝M L、
環境省＝M E、防衛省＝M D

③ 担当部局・事業の特定[5桁を維持して関係府省で付与]：5桁

(ii) 上記の②については、事業の担当府省・配分機関毎に、一意的に（重なりが無いように）特定する。

(iii) 上記の③については、事業の担当部署・配分機関毎に、一意的に（重なりが無いように）付与・管理を行う。既に各事業で管理されている番号等があればその番号を利用しても構わない。

体系的番号(9桁)のイメージ



なお、部局・事業の特定だけではなく、個別課題を特定できるようにしたければ、例えば、15桁の数字・アルファベット（大文字）により個別事業を一意的に特定することも可能。年（4桁）や個別課題（4桁）を用いることを推奨するが、必要に応じて変更しても構わない。

① 国名（日本＝J P）の特定[変更不可]：2桁

② 事業の実施機関の特定（担当府省又は法人を想定）[変更不可]：2桁

府省別の機関コードは、上記（i）の②のとおり。

③担当部局・事業の特定[3桁を維持して関係府省で付与]：3桁

④年の特定[推奨]：4桁（事業の開始年度、西暦）

⑤個別課題の特定[推奨]：4桁

体系的番号(15桁)のイメージ

国 コード		機関 コード		部局・事業の 特定コード			年コード				課題等 コード			
J	P	O	O	D	P	P	N	N	N	N	N	N	N	N

（3）既に番号を導入済の事業は、現行の付与方法とする。

4. 体系的番号の導入および運用

- （1）関係府省において、上記3.の方法に従い、各事業への番号の付与を行う。
- （2）3.（1）の場合、関係府省は、e-Rad 事業コードと事業名の対応について、文部科学省科学技術・学術政策研究所（以下、NISTEP という。）に連絡する。
- （3）3.（2）の場合、関係府省は、部局・事業の特定コードと事業名の対応について、NISTEP に連絡する。個別課題を特定するための課題等コードと課題名の対応については連絡不要。
- （4）関係府省は、事業等の公募要領、事業主体のホームページ等を利用し、体系的番号に関する周知を行う。また、研究実施者に対し、公募採択時等に体系的番号を知らせるとともに、論文の謝辞や論文投稿時において体系的番号を記載するよう周知を図る。（記載例は別紙1を参照。）
- （5）NISTEP は、体系的番号のリスト（別紙2の例を参照。）をNISTEPのホームページにて公開する。
- （6）以下の場合、関係府省から随時NISTEPに連絡を行う。
 - ①新たな機関コードを付与する場合
 - ②体系的番号のリストに掲載されている事業が誤っている場合（名称の間違い等）
 - ③ 新たな事業を開始する等、体系的番号のリストには掲載されていない事業に新たに体系的番号の付与を行う場合
 - ④ 体系的番号のリストに掲載されている事業より細かいレベルでの体系的番号の付与を行う場合

5. フォローアップ

内閣府は、NISTEP と連携して各府省の対応状況を把握し、未対応の事業については連絡会にてフォローアップしていく。

6. その他

体系的番号の連絡及び問い合わせ等については、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）企画課 (kikaku@nistep.go.jp) において対応する。

以上

公募要領等の記載例

- ・ □□事業により得た研究成果を発表する場合は、□□事業により助成を受けたことを表示してください。
- ・ Acknowledgment(謝辞)に、□□事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT XXXX Program Grant Number 9 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。
- ・ □□事業の 9 桁の体系的番号は、JPJXXXXXX です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例

- (1) 論文に関する事業が一つの場合 (体系的番号「JPJ123456」)

【英文】

This work was supported by MEXT XXXX Program Grant Number JPJ123456.

【和文】

本研究は文部科学省□□事業 JPJ123456 の助成を受けたものです。

- (2) 論文に関する事業が複数 (二つ) の場合 (体系的番号「JPJ123456」「JPJ234567」)

【英文】

This work was supported by MEXT XXXX Program Grant Number JPJ123456 and MEXT YYYY Program Grant Number JPJ234567.

【和文】

本研究は文部科学省□□事業 JPJ123456, 文部科学省■■■事業 JPJ234567 の助成を受けたものです。

体系的番号の例 (2019年8月現在の導入状況)

	国コード	機関コード	部局・事業コード	年(西暦)コード	課題等コード	備考欄		
文科省関連の競争的資金								
科学研究費助成事業	J	P	科研費番号(8桁)			導入済み(10桁)		
未来社会創造事業	J	P	課題番号(4桁)			導入済み(10桁)		
戦略的創造研究推進事業								
新技術シーズ創出: CREST	J	P	M	J	C	R	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
新技術シーズ創出: さきがけ	J	P	M	J	P	R	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
新技術シーズ創出: ACT-X	J	P	M	J	A	X	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
新技術シーズ創出: ERATO	J	P	M	J	E	R	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
新技術シーズ創出: ACCEL	J	P	M	J	A	C	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
革新的先端研究開発支援事業AMED-CREST	J	P	課題番号(11桁)			導入済み(13桁)		
革新的先端研究開発支援事業PRIME	J	P	課題番号(11桁)			導入済み(13桁)		
革新的先端研究開発支援事業LEAP	J	P	課題番号(11桁)			導入済み(13桁)		
ALCA(先端的低炭素化技術開発)	J	P	M	J	A	L	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
社会技術研究開発	J	P	M	J	R	X	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
研究成果展開事業								
研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)	J	P	M	J	メニューで異なる		課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
産学共創基礎基盤研究プログラム	J	P	M	J	S	K	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
戦略的イノベーション創出推進プログラム	J	P	M	J	S	V	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
大学発新産業創出プログラム(START) ※SCORE含む	J	P	M	J	S	T	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム	J	P	M	J	C	E	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
世界に誇る地域発研究開発・実証拠点(リサーチコンプレックス)推進プログラム	J	P	M	J	R	C	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム	J	P	M	J	O	P	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)
先端計測分析技術・機器開発プログラム	J	P	M	J	S	N	課題番号(4桁)	導入済み(10桁)

